

令和 2 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 2 (2020) 年 10 月
札幌大谷大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	56
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	78
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	84
基準 A. 社会連携	84
基準 B. 芸術・文化・音楽の交流	96
V. 特記事項	102
VI. 法令等の遵守状況一覧	104
VII. エビデンス集一覧	116
エビデンス集（データ編）一覧	116
エビデンス集（資料編）一覧	117

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

札幌大谷大学（以下「本学」という。）の前身は、真宗大谷派（東本願寺）第23代門首彰如上人によって現・真宗大谷派札幌別院前に創立された北海女学校に遡る。明治39(1906)年、北海道の地に仏教精神に基づく女子教育の場を求める地元の要望や、真宗大谷派関係者の強い使命感を背景に、北海女学校は創立された。昭和36(1961)年、永年にわたる地元での女子教育への信頼と実績を糧に、さらなる高度かつ専門的な女子教育を目指して札幌大谷短期大学（保育科単科）を開設した。さらに昭和39(1964)年には、音楽科・美術科を新たに設置した。

その後、北海道における札幌大谷短期大学音楽科への信頼と、卒業生の専攻科進学者の増加もあり、四年制化を構想するに至る。平成18(2006)年に短期大学時代の歴史と実績を引き継ぎ発展させるべく、北海道初の唯一の音楽単科大学として札幌大谷大学を開学した。

平成24(2012)年4月には、音楽学部を芸術学部に変更し美術学科を増設するとともに、社会学部地域社会学科を新設した。

本学は、浄土真宗の開祖親鸞聖人のみ教えを建学の精神にしており、札幌大谷という名は、京都大谷の地に親鸞聖人のご遺骨が納められたことに由来している。

親鸞聖人の願いに基づく我々の学園は、「生き切れないのちの一つもない」という理念により、すべての人間に開かれた学園であり、同時にそこでは、一人も取りこぼさない教育、選別しない教育、裁かない教育が展開され、自発性・自律性に富んだ学生が生まれている。教職員も共に学び、教育支援の誠を尽くすことが目指されている。

こうした教育観に立脚することで、音楽学科及び美術学科では、内面からあふれ出る表現のエネルギーをさまざまな手法において発揮し、全ての人々を幸せにする芸術家の育成を、地域社会学科では地域社会に貢献しうる心身豊かな社会人の育成を目指している。

以上のような建学の精神と基本理念に基づき、本学はその教育方針として、次の三項目を掲げている。

- ① 建学の精神に立脚し、明るく温かみのある自律的人間の育成を行う。
- ② 教育基本法、学校教育法の定めにもとづき、深く専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、生涯にわたって地域参加・社会貢献できる人材を育成する。
- ③ 学問の自由を尊び、自発的精神の高揚につとめ、自他の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献する人材を養う。

学則に定めるとおり、本学の目的は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させること」にある。仏教精神に基づく人間教育を基盤としながら、音楽と美術と地域社会に関わる専門知識及び技能を修得させることが本学の社会的使命である。

本学の教育理念に基づく芸術学部音楽学科及び美術学科並びに社会学部地域社会学科における個性と特色をそれぞれ要約すると以下ようになる。

芸術学部音楽学科の個性・特色は、北海道唯一の音楽学科として、多様な専門実技を網

羅しつつ、それらの正統的な実技教育を行うこと及び西洋音楽文化についての教養教育を通じて、技術教育のみに偏らない全人的な音楽教育を行うことにある。

芸術学部美術学科の個性・特色は、造形表現領域及びメディア表現領域において幅広い専攻を網羅し、各専攻の「専門的な知識」と「表現技術」の確実な修得を重視すること、及び創造的な思考と芸術的な感性を磨くことによって、創作・社会・教育の幅広い分野で活躍できる人材を育成することにある。

社会学部地域社会学科の個性・特色は、地域社会の発展に貢献する人材の育成に特化した学科として、特に民間部門及び公共部門で地域発展を担う人材の育成を最重要課題とすることにある。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治39(1906)年 4月	北海女学校創立。初代校長清川円誠。校地、現中央区南6条西7丁目。
明治43(1910)年 4月	北海高等女学校に組織変更。
大正11(1922)年 9月	現校地、東区北16条東9丁目（当時、札幌村仲通）に移転。
昭和23(1948)年 4月	学制改革により、北海高等女学校を札幌大谷高等学校、北海高等女学校併置中学校を札幌大谷高等学校付設中学校と改称。
昭和26(1951)年 3月	学校法人札幌大谷学園に組織変更。
昭和30(1955)年 4月	札幌大谷高等学校附属幼稚園開園。
昭和36(1961)年 4月	札幌大谷短期大学（保育科、入学定員40人）開学。
昭和38(1963)年 8月	札幌大谷短期大学北棟1号館新築。
昭和39(1964)年 4月	音楽科、美術科（入学定員各50人）を増設。 幼稚園を札幌大谷短期大学附属幼稚園とする。
昭和41(1966)年 4月	専攻科音楽専攻、美術専攻を設置。
昭和47(1972)年10月	札幌大谷短期大学北棟2号館増築。
昭和51(1976)年 9月	札幌大谷短期大学開学15周年記念式典を挙げる。
昭和54(1979)年 4月	専攻科保育専攻を増設。
昭和54(1979)年10月	札幌大谷短期大学南棟校舎増築。
昭和55(1980)年 4月	入学定員を保育科80人、音楽科90人、美術科70人に改める。
昭和56(1981)年10月	札幌大谷短期大学開学20周年記念式典を挙げる。
昭和61(1986)年11月	附属幼稚園新園舎竣工。
平成 2(1990)年11月	札幌大谷短期大学開学30周年記念棟竣工。
平成 3(1991)年 4月	入学定員を保育科80人、音楽科130人、美術科90人に改める。
平成 3(1991)年10月	札幌大谷短期大学開学30周年記念式典を挙げる。
平成 9(1997)年 3月	札幌大谷短期大学西棟校舎増築。
平成12(2000)年 4月	専攻科を2年制に改める。大学評価・学位授与機構より認定を受け、学士の学位取得可能となる。
平成18(2006)年 4月	札幌大谷大学 開学。大学校舎新築。 （音楽学部音楽学科 入学定員80人、編入学定員10人）
平成18(2006)年10月	学校法人札幌大谷学園開校百周年記念式典を挙げる。
平成24(2012)年 4月	音楽学部を芸術学部に変更。大学校舎を増改築し中央棟とする。 芸術学部美術学科（入学定員70人、編入学定員10人）を増設。 社会学部地域社会学科（入学定員70人）を増設。
平成28(2016)年 4月	芸術学部音楽学科・美術学科編入学定員廃止。
平成28(2016)年10月	学校法人札幌大谷学園開校110周年記念式典を挙げる。
平成31(2019)年 3月	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部A棟新校舎竣工。 中央棟をB棟、南棟をC棟、西棟をD棟、開学30周年記念棟をK棟と名称変更。北棟を廃止。
令和 2(2020)年 4月	芸術学部の入学定員を音楽学科60人、美術学科60人に改める。

2. 本学の現況

・大学名 札幌大谷大学

・所在地 北海道札幌市東区北16条東9丁目1番1号

・学部構成 芸術学部 音楽学科（平成18(2006)年4月開設）
美術学科（平成24(2012)年4月開設）
社会学部 地域社会学科（平成24(2012)年4月開設）

・学生数、教員数、職員数（令和2(2020)年5月1日現在）

1) 学生数

	芸術学部						社会学部			合計		
	音楽学科			美術学科			地域社会学科					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年	21	51	72	26	56	82	47	13	60	94	120	214
2年	18	33	51	9	56	65	34	22	56	61	111	172
3年	11	36	47	11	31	42	31	15	46	53	82	135
4年	11	53	64	10	38	46	46	14	56	67	105	172
計	61	173	234	56	181	237	158	64	222	275	418	693

学部生以外			
種別	男	女	計
研究生	3	5	8
科目等履修生	1	0	1
計	4	5	9

2) 教員数

	芸術学部						社会学部			合計		
	音楽学科			美術学科			地域社会学科					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	6	2	8	6	3	9	8	4	12	20	9	29
准教授	4	2	6	4	0	4	2	0	2	10	2	12
講師	1	0	1	1	0	1	2	0	2	4	0	4
助教	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
助手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	4	15	11	3	14	13	4	17	35	11	46

3) 職員数

職名	男	女	計
正規雇用職員	17	18	35
嘱託職員（フルタイム）	2	11	13
嘱託職員（パートタイム）	3	7	10
計	22	36	58

※法人本部及び併設短期大学を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、浄土真宗の開祖親鸞聖人のみ教えを建学の精神にしており、札幌大谷という名は、京都大谷の地に親鸞聖人のご遺骨が納められたことに由来している。明治 39(1906)年に北海道初の私立高等女学校を設立した際の創設者の願いも、この親鸞聖人のみ教えに立脚している。建学の精神は、地域社会に貢献する優秀な人材の育成を行う機関としての本学に連綿と受け継がれている。

この建学の精神に基づき、学則第 1 条では本学の目的を次のように定めている。

「札幌大谷大学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させることを目的とする。」【資料 1-1-1】

本学園は、「生き切れないのちの一つもない」という理念により、すべての人間に開かれた学園であり、「一人も取りこぼさない教育、選別をしない教育、裁かない教育が展開されて、自発性・自律性に富んだ学生が育まれる」という教育観に立脚して、芸術学部音楽学科・美術学科では内面からあふれ出る表現のエネルギーをさまざまな手法において発揮し全ての人々を幸せにする芸術家を育成することに、社会学部地域社会学科では地域社会に貢献しうる心身豊かな社会人を育成することに専心している。

このような社会的使命に基づき、音楽学科は「正統的演奏技能教育と歴史学的音楽学的教養教育をとおして、音楽文化の普遍的価値に対する深い造詣を修得し、我が国そして北海道音楽文化の次代の担い手を養成すること」を、美術学科は「美術における専門的な知識や表現技術に関する教育をとおして、美術文化の普遍的価値に関する造詣を修得し、北海道美術文化の次代の担い手を養成すること」を、地域社会学科は「地域社会に貢献できる心身豊かな人材育成を理念としつつ、地域を愛し、地域を学び、地域を支える意識を醸成しながら、地域で活躍する人材の基盤づくり」を、それぞれの学科の教育研究上の目的として学則第 1 条第 2 項に明記している。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の目的は、学則第1条において簡潔に明文化しているとおりである。教育目的については、教育研究上の目的として、学則第1条第2項において学科ごとに簡潔に明文化している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の目的は、親鸞聖人の教えに基づき、本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させることにある。これは学則に定められ、学生便覧や本学ホームページ等に明示している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

本学は、北海道内の私学として極めて長い歴史と伝統を持つだけでなく、北海道で唯一の四年制の音楽学科を擁するとともに、道内屈指の美術学科と、これからの時代の要請に応える地域社会学科、そして最も伝統ある質の高い短期大学部保育科を併設している。

本学の個性・特色は、真に実りある豊かな人間社会の形成に必要なこうした各専門分野を深く学ぶことができる、道内でも数少ない貴重な大学であるという点にある。音楽・美術・地域社会・保育の各分野を有している大学は道内にはなく、本学はその意味でも極めて個性的な大学である。

音楽や美術などの芸術という活動、地域社会をデザインし主体的に形成する取組み、次代を育てる保育という営みは全て、これからの成熟社会の存続と発展にとってきわめて大切な要素である。音楽・美術などの芸術は人間の徳の形成に寄与するだけでなく、人間社会の豊かさと幸福に寄与する。地域社会とコミュニティを主体的に形成する取組みは、人間社会の存続と発展に寄与する。保育とは、乳幼児期という子どもの生涯に渡る人間形成において極めて重要な時期に、人格形成の基礎を培う営みである。こうした分野を深く学ぶことができるだけでなく、学科間の相互交流が行われることで、それぞれの専門により深みを加えていくことが可能となっている。

各学科の個性・特色は次のようになっている。

音楽学科の個性・特色は、北海道唯一の音楽学科として、多様な専門実技を網羅しつつ、それらの正統的な実技教育を行うこと及び西洋音楽文化についての教養教育を通じて、技術教育のみに偏らない全人的な音楽教育を行うことにある。このことは教育研究上の目的においても「正統的演奏技能教育と歴史学的音楽学的教養をとおして、音楽文化の普遍的価値に対する深い造詣を修得する」として明確に規定されている。演奏家のみならず、音楽指導者や音楽療法士等を含めた、社会や地域に貢献する人材を育成していることも本学音楽学科の個性・特色であり、このことは、教育研究上の目的においても「我が国そして北海道音楽文化の次代の担い手を養成する」と規定されている。

美術学科の個性・特色は、「造形表現領域」と「メディア表現領域」の2領域と3年次からの「油彩」、「日本画」、「版画」、「立体」、「写真・映像・メディアアート」、「グラフィック・イラスト」、「情報・プロダクトデザイン」、「ファッション・デジタルファブリケーション」の8専攻という幅広い専攻を網羅していること、各専攻の「専門的な知識」と「表現技術」の確実な修得を重視していること、さらに創造的な思考と芸術的な感性を磨くことで創作・社会・教育の幅広い分野で活躍できる人材を育成することにある。このことは教育研究上の目的においても「美術における専門的な知識や表現技術に関する教育をとお

して、美術文化の普遍的価値に関する造詣を修得し、北海道美術文化の次代の担い手を養成する」と規定されている。

地域社会学科の個性・特色は、地域社会の発展に貢献する人材を育成することにある。社会の法的・経済的観点からではなく、人と人の関係性を重視する社会学の観点から、地域づくりに貢献する人材を育成することが本学地域社会学科の個性・特色である。このことは教育研究上の目的においても「地域社会に貢献できる心身豊かな人材育成を理念としつつ、地域を愛し、地域を学び、地域を支える意識を醸成しながら、地域で活躍する人材の基盤づくり」をおこなうものとして規定されている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的については、社会の変化を踏まえつつ、「大学協議会」及び「教授会」を中心に継続的に検討を進めている。

平成 28(2016)年度より、三つのポリシーに基づいた新カリキュラムを導入した。時代の変化を勘案し、本学の使命・目的及び教育目的を達成するべく、人材育成という目的を明確にした三つのポリシーを再改定した。併行して新たなカリキュラム・ポリシーと授業科目が対応したカリキュラムマップを策定した。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

平成 28(2016)年 3 月に『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたことに伴い、平成 29(2017)年 2 月にこのガイドラインに沿った本学の三つのポリシーを改定した。

令和元(2019)年 3 月には、初年次教育のカリキュラム改革に伴いカリキュラム・ポリシーの改定を行った。

令和 3(2021)年度から入試形態が大きく変更すること、さらには入学者選抜方法を「学力の 3 要素（①「知識・技能」、②「思考力・判断力・表現力」、③「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度[主体性・多様性・協働性]）」を多面的・総合的に評価するものへと転換させる必要性から、アドミッション・ポリシーの改定を行った。【資料 1-1-5】

音楽学科では、令和元年(2019)年度に、音楽をとおして社会のより幅広い分野で活躍する人材育成を目的として、音楽指導コースを音楽総合コースに改編し、音楽分野でのキャリア教育に特化した科目群を導入した。さらに、これまで作曲コースに含まれてきた電子オルガンをコースとして独立させ、作編曲に偏っていた入試科目やカリキュラム内容を、演奏面とのバランスの取れた内容に改善した。また、令和 3(2021)年度に向けて、将来的な発展が期待されるデジタル技術による音楽創造分野で活躍できる人材育成を目指して、これまでの作曲コースを作曲・サウンドクリエイションコースに改編する予定である。

美術学科では、令和元年(2019)年度に、メディア表現領域をこれからの時代にむけて大きく改編した。グラフィック専攻にニーズの高かったイラストを加えグラフィック・イラスト専攻とし表現の幅を広げた。また情報デザイン専攻にプロダクトデザインを加え、新しい時代のものづくりを目指していく。さらに手仕事と最新のテクノロジーを融合した未

来のファッションを創造する人材育成を目標に新たにファッション・デジタルファブリケーション専攻を新設した。

地域社会学科では、入学定員未充足の状態が続く中で、魅力ある学科へと再構築していくために、平成31(2019)年3月より社会学部長が主催するワーキンググループ社会未来会議を発足させ、カリキュラム改定についての議論を開始した。並行して学長を中心とした学科長会議でも社会学部の未来について意見交換を重ねた。幼中高大連携推進委員会では、これまでの社会人基礎力の養成に重点を置いたカリキュラムから専門性と出口保証を強化したカリキュラムへの変更の必要性が指摘された。9月に開催された臨時合同教授会では、同一法人内にある札幌大谷高校の教員から、地域社会学科の教育改革についての要望を聞く機会をもった。その後、学長直属の社会学部改革会議が立ち上げられ、新カリキュラム策定の具体化にとりかかった。専門性と出口保証を明確にし、かつ高校生にわかりやすい名称のコースとして、行政法律、経済経営、教育福祉、観光メディアの4コースを令和3(2021)年度入学生より設置することにした。また、地域社会学科のカリキュラム改定に合わせて、公務員試験対策科目の正規カリキュラムへの組み込み、外国語科目の増設、AIと社会に対応した学習の導入など、全学共通科目の拡充もはかった。

各学科とも常に教育目的の見直しをも視野に入れつつ、社会の変化に応じた具体的なポリシーの改定だけでなくカリキュラム及びカリキュラムマップの改善に取り組んできている。【資料 1-1-6】

さらに、令和元(2019)年度からは他大学にはない「札幌大谷の学び」を展開するためにカリキュラム改革を実施し、全学共通の「初年次教育科目」、「副専攻制度」、「キャリア支援科目」を新設した。

「初年次教育科目」では、芸術学部音楽学科・美術学科、社会学部地域社会学科、短期大学部保育科の4学科合同での学修が行われる。ここでは、4学科の新入生全員を対象とし、大学での基礎的な学修スキルを指導している。

「副専攻制度」では、特定の分野について授業科目を体系的に編成することにより、学生の自律性及び専門的知識・技術の修得と活用力を育成することを目的としている。これにより、他学科の科目履修が可能となる。

「キャリア支援科目」では、キャリア支援センターが企画運営母体となって複数の「キャリア支援プログラム」を開講している。このプログラムでは、学修成果が学生の自主的な学びに繋がることを企図している。【資料 1-1-2】～【資料 1-1-4】【資料 1-1-7】

●エビデンス集 資料編

【資料 1-1-1】札幌大谷大学学則

【資料 1-1-2】2020 年度学生便覧

【資料 1-1-3】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー
2019 年度版

【資料 1-1-4】2020 大学案内

【資料 1-1-5】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 アドミッション・ポリシー
(2021 年度入学者)

【資料 1-1-6】 2021 学校案内、2021 学科案内

【資料 1-1-7】 札幌大谷は変わります

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的について、学則の文言をよりわかりやすく万人に伝わるように見直していく。その際、簡潔な文章化を心がけ、本学ホームページなどにおいてひろく本学の使命と目的、教育目的を知らせていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に定められ、学生便覧や本学ホームページ等に明示している。本学の使命・目的及び教育目的については、社会の変化を踏まえつつ、「大学協議会」及び「教授会」を中心に継続的に検討を進めている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

1-1-④において詳述したとおり、この使命・目的及び教育目的に基づいて、教職員の関与・参画のもと、教育目標及び三つのポリシーの見直しを継続的に行ってきた。この内容については、「常務会」や「理事会」においても報告されており、役員、教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、建学の精神と共に、毎年学生に配布される学生便覧にて説明されているほか、大学案内、本学ホームページにおいても同様に周知している。

年度当初には、新入生を対象とした学長講話において、建学の精神の周知徹底を図っているほか、「花まつり」、「報恩講」といった建学の精神に基づく行事を毎年開催して、親鸞聖人の教えをより深く理解するための機会を設けている。

また本学の教育目的については、毎年新入生を対象に行われる新入生オリエンテーションにおいて説明の場を設けている。教職員に対しては、毎年度当初に行う FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会内で本学の使命・目的及び教育研究上の目的について説明を行っている。【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的の達成を盛り込んだ「札幌大谷学園グランドデザイン」は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 カ年の中期計画として策定された。

この中長期計画は、本学の使命・目的が十分に反映されているものであるが、令和元(2019)年度に「経営改善計画」の一部を見直し、教学改革、学生募集対策、財務計画等の具体的施策を明確にして目標達成に向けた大学経営を行った。

とくに、収入の多くを占める学生納付金、補助金及び寄付金の最大化を図る取組みを実践し、令和元(2019)年度から学費改訂を実施した。新たなグランドデザインは学園連携戦略会議等を経て理事会において策定された。【資料 1-2-5】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的は三つのポリシーに明確に反映されている。各学科の教育目標を上位概念とし、この教育目標を達成するために平成 28(2016)年度に三つのポリシーに再検討を加え、改定した。また、令和元(2019)年度に全学共通の初年次教育科目、副専攻制度、キャリア支援科目を配置したことに伴い、カリキュラム・ポリシーを改定した。各学科の教育目標は次のとおりである。【資料 1-2-6】

【表 1-2-1 各学科の教育目標】

学部学科	教育目標
芸術学部 音楽学科	<p>芸術学部音楽学科は、本学学則第 1 条第 2 項第 1 号に定める目的を達成するため、以下を教育目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西洋音楽に関わる演奏・創作・教育・研究の多様な分野において、北海道ひいては我が国の音楽文化の発展を担う人材を育成する。 2. 演奏技能教育のみならず専門教養教育を重視し、音楽文化の普遍的価値に対する深い造詣をもった音楽家、教育者、研究者を育成する。
芸術学部 美術学科	<p>芸術学部美術学科は、本学学則第 1 条第 2 項第 2 号に定める目的を達成するため、以下を教育目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 美術やデザインに関わる創作・教育・研究の各領域における多様な分野において、北海道ひいては我が国の芸術、文化の発展に寄与貢献する人材を育成する。 2. 技術のみならず知識や教養を重視し、芸術・文化の普遍的価値に対する深い造詣をもった美術家、デザイナー、教育者、研究者らを育成する。
社会学部 地域社会学科	<p>社会学部地域社会学科は、本学学則第 1 条第 2 項第 3 号に定める目的を達成するため、以下を教育目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域社会の内発的な発展を担う人材を育成する。 2. 民間部門及び公共部門において、地域発展の中核を担うための行動力と実践力を備えた人材を育成する。 3. 「地域を愛し、地域を学び、地域を支える」という意識を基本に、キャリア教育を内包した実践的な教育を行う。

【表 1-2-2 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部の三つのポリシー】

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主体的に目標を貫徹する力（自律性） 自ら主体的に課題を見出し、高い目標に向けて持続的に努力を重ねることができます。 2. 社会に貢献する姿勢（課題発見・社会貢献性） 社会が抱える課題を発見し、よく理解し、その解決に向けて意欲的に行動することができます。 3. 多様な価値観・個性を受容し、共に努力し合える能力（協調性） 自分と違う個性を持つ他者への感謝の心を忘れず、目標に向け協働することができます。 4. 社会で求められる基礎的汎用的スキル（基礎的汎用的スキル） コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。 5. 専門的知識・技術の修得と活用力（知識活用） 自らが選択した学位プログラムの基礎となる、専門的知識やスキルを修得し、卒業後の社会のニーズに応じて活用することができます。
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ります。全学共通の初年次教育を通じて、伝える力を身につけます。 2. 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけるために全学共通科目を配置します。特に、伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成のため、全学共通の初年次教育科目を配置します。また、自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を配置します。さらに社会人として生き抜く実践力を育成するために、キャリア支援科目を配置します。 3. 学科・専攻・コースごとに必要な基礎教養と基礎能力の定着を図り、社会に対する視野を広げるとともに、社会人としての基礎的な能力育成及び諸分野において必要な創造性の基盤となる態度を身につけるため、初年次教育科目や学部共通科目、大学共通科目を配置します。 4. 必要な基礎的能力を身につけるとともに、学科・専攻・コースごとにより高度な専門的知識を深めるための専門科目を設置します。各専門領域の知識を深めるとともに、コミュニケーション能力や課題解決能力を身につけ、社会に生きる専門的職業人としての自覚を促します。 5. 必要な基礎能力の充実と応用を図るために、これまでに修得した基礎技能や知識教養を統合させながら、学科・専攻・コースごとに専門性の高い専門的教養を深めます。専門的技能と経験をより広い社会的文脈で理解し、専門的職業人としての自己像を形成するために必要な専攻科目を配置します。 6. 少人数制の教育を基本とし、学科・専攻・コースごとに、個人レッスンや演習、ボランティア活動、フィールドワーク、インターンシップ等の体験型科目を配置します。大学での学修内容と実社会とのつながりを認識できる機会を提供します。 7. それぞれの専門分野に応じた卒業研究、卒業演奏、卒業制作、卒業論文を通じて、自己の課題を発見・解決し、学修成果を統合します。そして、自立した自己像を確立し社会に向けて自己を発信する実践力を養います。 8. それぞれの専門ごとに、自己のテーマに向き合い、問題を発見・解決をしながら、独創的かつ柔軟に取り組める実践力を身につけることを最終目標とし、ディプロマ・ポリシーに沿った社会に求められる素養を身につけます。

アドミツション・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校の幅広い学習内容を習得し、さらに高等教育機関で学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 社会に目を向ける広い視野を有し、自身の専門を生かして社会に貢献しようという目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れる柔軟な精神を有していること。 4. 各学部での学修にもとめられる基礎的な学力およびスキルを有していること。
--------------	--

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織として、芸術学部は音楽学科と美術学科、社会学部は地域社会学科の2学部3学科で構成されている。

音楽学科は、北海道唯一の音楽学科として、西洋音楽に関わる演奏・創作・教育・研究の各領域における正統的な実技教育と専門教養教育の実践を通じて、社会に貢献できる人材を養成することを最も重要な使命と考えている。こうした観点から、開学当初は、その最も中心的な領域であるピアノ・声楽・管弦打楽・音楽指導・作曲の5コースでスタートした。その後、平成21(2009)年度には、時代の要請にこたえて従来の音楽指導コース〈実技指導系〉に、さらに多様な分野の指導者の育成を目的として〈器楽合奏系〉、〈合唱系〉を新設し、平成22(2010)年度には音楽療法コースを新設した。

平成28(2016)年度には、ピアノ・声楽・管弦打楽・音楽指導〈実技指導系・器楽合奏系・合唱系〉・作曲〈作曲系・電子オルガン系〉・音楽療法の6コース制に変更した。

さらに、令和元(2019)年には、ピアノ・声楽・管弦打楽・作曲・電子オルガンコース・音楽療法・音楽総合コースの7コース制に変更した。

音楽指導者を養成するカリキュラムはこれまでどおり残しながら、総合的に音楽を学べる点において、アートマネジメントや一般就職の可能性がさらに広がった。その結果、本学の使命・目的との整合性のとれた教育を提供している。

平成28(2016)年度に稼働を開始した「地域連携センター」(現「社会連携センター」)をとおして、従来音楽学科が社会貢献活動について、個別に実施してきた北海道を代表する各音楽団体と連携協定を締結し、社会連携センターをとおして協議と運営を行うことで、本学学生が専門性を活かした社会貢献活動を行う機会や体制が充実した。

平成24(2012)年度から開設された美術学科は、絵画・立体・メディアアート・メディアデザインの4コースから編成され、各コースにおける専門教育をとおして社会趨勢に対応した人材育成の体制を確立した。平成27(2015)年度に完成年度を迎えるにあたり、教育課程を見直し、美術領域の専門知識や表現技術の修得の充実を図り、さらに、時代の要請に対応した人材育成を達成するために、三つのポリシーの改訂及びこれに基づいた新カリキュラムを策定した。

平成28(2016)年度のカリキュラムでは、4コース制を廃止し、1、2年次は造形表現領域とメディア表現領域とすることで幅広い素養を身につける構成とし、3年次からは、造形表現領域内で「油彩」、「日本画」、「版画」、「立体」の、メディア表現領域内で「写真・映像・メディアアート」、「グラフィックデザイン」、「情報デザイン」の各専攻を選択し各専攻の専門性を高める編成とした。

令和元(2019)年からの新カリキュラムでは、造形表現領域内の専攻は変更せず、メディア表現領域内は従来の「写真・映像・メディアアート」のほか、「グラフィック・イラスト」、「情報・プロダクトデザイン」、「ファッション・デジタルファブリケーション」を新設した。

平成 24(2012)年度に新設された社会学部地域社会学科は、地域社会に貢献しうる心身豊かな社会人を育成するという観点から、4年間の学びをとおして基礎学力の定着を図りつつ、地域社会の課題を発見・分析し、豊かな地域社会の構築に向けた提言に結びつけるために必要な学びを深めるカリキュラムを編成しており、本学の使命・目的との整合性のとれた教育を提供してきた。

新設時のカリキュラムは、全ての分野に共通の専門必修科目をベースとして、学生の目標と進路に合わせて、情報・メディア分野、行政分野、福祉分野、観光産業分野の4つの分野の中から、学生が主体的に選択して履修することができるようになっていた。

令和元(2019)年からの新カリキュラムでは、「地域マネジメント」、「地域福祉」、「地域行政」、「まちづくり総合」の4つの専門領域を新設することで、卒業後の様々な進路に対応した専門性と実践力を身につけた人材を育成するものとなっている。

少子高齢化といった社会の変化や、それに伴う大学の役割の変化、また、本学科に入学してくる学生のニーズの変化などに的確かつ迅速に対応していくために、既存のカリキュラム内で、常に柔軟な改善ができる体制を整えている。月例の学科会議、1・2年次の基礎演習ゼミ担任会議、3・4年次の専門演習ゼミ担任会議において、日常的にカリキュラムの内容及び運用に関する報告がなされ、学生のニーズに合った授業運営がなされているかどうかを常に確認する体制を整えている。

以上のようにそれぞれの学科において専門的な技術・知識が高められるように教育研究組織が構成され、また、芸術における人間性や地域社会への貢献を重んじる教育内容は、本学の使命・目的との整合性がとれていると判断される。

また芸術・社会に加え、短期大学部に保育を有する本学の個性・特色を生かした教育研究上の相互交流と一体化を図るため、「合同教授会」、「大学協議会」、各種委員会及びセンター（以下、各種委員会はセンターを含む。）は大学と短期大学部との合同で構成されている。【資料 1-2-7】

●エビデンス集 資料編

【資料 1-2-1】札幌大谷大学 大学協議会規程

【資料 1-2-2】札幌大谷大学学則第 45 条第 2 項第 3 号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項

【資料 1-2-3】2020 年度学生便覧

【資料 1-2-4】2020 大学案内

【資料 1-2-5】学校法人札幌大谷学園グランドデザイン

【資料 1-2-6】三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>

【資料 1-2-7】2020 年度 各種センター及び委員会名簿

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の有効性を高めるために、役員、教職員への理解・支持のための努力を継続する。学内外への周知については、本学ホームページ等さまざまな媒体を通じて継続的に発信を行う。

令和元(2019)年度は、全学共通の初年次教育科目、副専攻制度、キャリア支援科目を新たに配置した。今後は、引き続き「大学協議会」及び「教授会」を中心に、新たな将来計画の検討を進める。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法を拠り所として、学則において明確に定められており、その内容は、建学の精神で述べられた理念と使命に基づきながら、学科の特性にしたがって具体的かつ簡潔な文章で示している。

平成 28(2016)年度は、建学の精神の下、さらに学生の主体的な学びを促すためのカリキュラム改編として三つのポリシーを改定した。

令和元(2019)年度には、建学の精神の下、使命・目的及び教育目的を達成するために時代の趨勢や社会情勢に対応した教育内容の充実を図り、初年次教育科目、副専攻制度、キャリア支援科目を新たに配置した。

中期計画である「札幌大谷学園グランドデザイン」は、本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的に沿う方向性を持つ。この中期計画に従い、引き続き使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織の整備を進めている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学生便覧、学校案内、本学ホームページ等に公開しているほか、その趣旨については、オープンキャンパスにおける学科説明や個別相談、学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義等をとおして説明している。また、オープンキャンパスにおける体験授業や進学準備講習会では、本学の入学希望者が直接、本学教員の指導に触れることで、本学の教育目的を知る機会を提供している。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-8】

本学のアドミッション・ポリシーについては、平成 27(2015)年度と平成 28(2016)年度に 2 度の改定を行い、新たに大学全体としてのアドミッション・ポリシーを設定したほか、各学科での学修に必要とされる基礎的な学力に関連する高校教育での履修科目を明示した。

【表 2-1-1 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

学部学科	アドミッション・ポリシー
芸術学部 音楽学科	<p>芸術学部音楽学科は、教育目標を達成するため、以下のような人材を広く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校の幅広い学習内容を習得し、音楽学科において学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 社会に目を向ける広い視野を有し、音楽をとおして社会に貢献しようという目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れる柔軟な精神を有していること。 4. 高等学校で履修した教科科目のうち国語総合（現代文）において本学での履修に必要な学力を有しており、音楽に関する知識・教養、または、一定レベルの演奏技術を有していること。
芸術学部 美術学科	<p>芸術学部美術学科は、教育目標を達成するため、以下のような人材を広く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校の幅広い学習内容を習得し、美術学科において学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 社会に目を向ける広い視野を有し、美術をとおして社会に貢献しようという目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れる柔軟な精神を有していること。 4. 高等学校で履修した教科科目のうち、国語総合（現代文）において本学での履修に

	必要な学力を有しており、鉛筆デッサンなどの美術の基本的なスキルを有していること。
社会学部 地域社会学科	<p>社会学部地域社会学科は、教育目標を達成するため、以下のような人材を広く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校の幅広い学習内容を習得し、地域社会学科において学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 地域社会の問題に深い関心を持ち、地域社会に貢献しようという積極的な態度と目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れ、他者を尊重し、共に生きて行く社会について積極的に考えられること。 4. 高等学校の教育課程における国語総合（現代文）、英語において一定レベルの基礎知識を有していること。 5. 高等学校の教育課程における社会科学系教科において一定レベルの基礎知識を有し、数学および理科教科において科学的、論理的思考力の基礎を身につけていること。 6. 高等学校の教育課程における「総合的な学習の時間」、「課題研究」あるいは「特別活動」などにおいて、地域社会における具体的な課題について関心を持ち、大学においても、継続して学修する意志を持っていること。 7. 日本語による基本的な文章を作成するスキルを有していること。

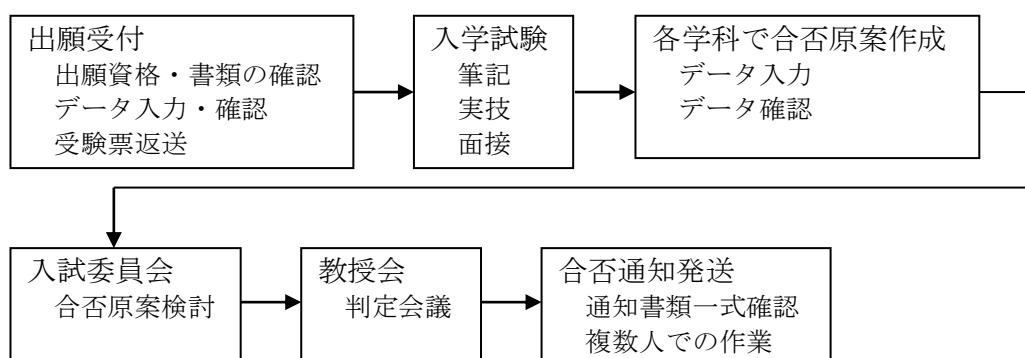
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受入れ方針の内容とそれに沿った選抜方法及び実施方法については、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部入学者選抜規程」に基づき、入試委員会において審議され、「大学協議会」及び「教授会」の議を経て学長が決定する。【図 2-1-1】【資料 2-1-9】

入学試験は、「入試委員会」の管理運営によって実施され、学長、学部長、短期大学部長、学科長及び学科から選出された入試委員と事務局長及び入試広報課長のほか、学長の指名する教員によって構成されている。入学試験の際にはその都度、学長、学部長、短期大学部長、学科長、入試委員、事務局長、入試広報課長からなる実施本部を設置し、実施要領を作成して事前に入学試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。【資料 2-1-10】

平成 28(2016)年度より、学生募集活動の効率化を図るため、「入試委員会」と「広報委員会（令和 2(2020)年度から入学支援センター）」の連携により募集活動を強化し、事務局においては、入試広報課を新設し関連業務を統轄することとした。【資料 2-1-11】

【図 2-1-1 基本的な入試の流れ】



本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な個性を持った入学志願者を受入れるべく、さまざまな入学要件を設定し複数の機会を設けたうえで、公正かつ妥当な方法により入学試験を実施しているが、検証方法については検討中である。

なお、入学試験問題の作成については、学内教員及び外部の学科関係者に委嘱し行っており、各学科の入試委員、外部審査により範囲外の問題はないか、難問奇問となっていないか、受験生に理解できる問いになっているか等を確認している。その際の指摘事項は、再度検討のうえ、最終的には学長を加えた入試委員全員で確認し試験問題として完成させている。

各学部学科のアドミッション・ポリシー及び専門性に沿った入学希望者の受入れを一層促すべく、さまざまな入試制度改革を行った。以下にその内容を入試区分ごとに概説する。なお、選考方法等については【表 2-1-2】に示す。

1) 指導者推薦（AO型）入学試験（芸術学部音楽学科）

音楽的指導を受けている指導者から推薦された受験生に対し、専攻楽器による実技課題をとおしたレッスン形式の面談を行い、受験生の資質や個性、学ぶ意欲等を観察し、総合的に選抜を行う。令和2(2020)年度入学試験からエントリー、出願機会を5回とした。指導者推薦（AO型）入学試験に合格し入学を予定する者には、進学準備講習会への参加や入学前課題を義務付けており、入学者受入れ方針に沿った基礎学力の定着を図る工夫を行っている。【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】

2) AO 入学試験（芸術学部美術学科）

面談と提出課題による自己表現により、受験生の資質や個性、学ぶ意欲等を観察し、総合的に選抜を行う。診断前に受験年度に実施するオープンキャンパスの体験授業への参加を必須とする。令和2(2020)年度入学試験からエントリー、出願機会を2回とした。AO 入学試験に合格し入学を予定する者には、進学準備講習会への参加や入学前課題を義務付けており、入学者受入れ方針に沿った基礎学力の定着を図る工夫を行っている。【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】

3) 総合型選抜（社会学部地域社会学科）

令和2(2020)年度入学試験から導入し、面談と提出課題により、受験生の資質や個性、学ぶ意欲等を観察し、総合的に選抜を行う。診断前に受験年度に実施するオープンキャン

ンパスの体験授業（フィールドワーク、グループワーク等）への参加を必須とする。【資料 2-1-12】【資料 2-1-14】

4) 特別推薦入学試験（全学部学科）

併設の札幌大谷高等学校及び北海道内の真宗大谷派関係学校である函館大谷、帯広大谷、北海道大谷室蘭、稚内大谷の各高等学校、計 5 校を対象とした指定校推薦入学試験であり、平成 29(2017)年度入学試験から入学金の全額又は一部免除等の処置をとることにより、本学への入学を促す工夫を図った。隣接する札幌大谷高等学校とは各学科の専門性を活かした高大連携活動をとおして、本学の教育内容への理解と関心を高める工夫を行っている。【資料 2-1-12】

5) 学校推薦入学試験（全学部学科）

公募制と指定校制に区分される。公募制は全学科で実施しているが、社会学部地域社会学科では、教育目的とカリキュラム・ポリシーに合った入学者の獲得を目的として、公募制（一般枠）のほかに地域に関わる活動を理解し実践した者を積極的に評価する地域学習・地域活動枠を設けている。また、音楽学科と美術学科では、それぞれの専門課程を置く高校や、部活動で顕著な成績を収めている高校を対象として指定校制を実施している。【資料 2-1-12】

6) 自己推薦入学試験（芸術学部美術学科）

平成 28(2016)年度入学試験から導入し、高等学校からの推薦によらず自己推薦により出願する制度である。面接及び提出作品又は小論文により選抜する。I 期（12 月）と II 期（3 月）の 2 回に分け実施している。これは美術系指導者の少ない北海道の現状にあわせて、本学入学希望者が高等学校からの推薦によらず自己推薦により出願できるための工夫である。【資料 2-1-12】

7) 芸術特待生入学試験（芸術学部音楽学科・美術学科）

芸術学部音楽学科及び美術学科で実施する、芸術面において特に優れた資質をもつ人材を発掘することを目的とする入学試験である。

音楽学科は、指導者推薦（AO 型）入学試験、特別推薦入学試験及び学校推薦入学試験合格者の受験、また一般入学試験 I 期との併願も可能である。ただし、音楽指導コース、音楽療法コースは、この制度の対象としていない。

美術学科は、全領域が対象になる。提出作品、作品集及び面接によって選抜を行う。AO 入学試験、特別推薦入学試験及び学校推薦入学試験合格者の受験、また、自己推薦入学試験 I 期との併願も可能である。【資料 2-1-12】

8) 特別入学試験（全学部学科）

社会人・シニア（音楽学科・美術学科）、社会人（地域社会学科）、海外帰国子女（音楽学科・美術学科）、外国人留学生（音楽学科・美術学科）を対象とした入学試験制度であり、学校推薦入学試験と同一日程で実施している。【資料 2-1-12】

9) 給費生入学試験（芸術学部音楽学科・美術学科、社会学部地域社会学科）

本学への進学意欲は高いが経済的な理由から進学をあきらめる入学希望者を学費面から支援することを目的とする入試制度であり、音楽学科、地域社会学科は平成 29(2017)年度入学試験から、美術学科は平成 30(2018)年度入学試験から導入された。合格者には

原則4年間、音楽学科は授業料半額と教育充実費全額を免除し、地域社会学科は授業料と教育充実費の全額を免除する。【資料2-1-12】

10) 一般入学試験（全学部学科）

学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、学力検査を課し、一般的な学力（芸術学部は学力に加え、実技等の専門的能力）を審査する入学試験制度として位置づけ、I期（2月）とII期（3月）の2回実施している。【資料2-1-12】

11) 大学入試センター試験利用入学試験（社会学部地域社会学科）

平成27(2015)年度入学試験より受験機会の拡大として新たに導入した。学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、個別学力試験は行わず、当該年度の大学入試センター試験の成績により選抜する。平成29(2017)年度入学試験より更なる受験機会の拡大を図ることを目的に、I期（2月）に加えてII期（3月）を、令和2(2020)年度入学試験よりIII期（3月）を設けた。【資料2-1-12】

12) 二次入学試験（芸術学部音楽学科）

令和2(2020)年度入学試験から導入し、専攻楽器による実技課題をとおしたレッスン形式の面接を行い、受験生の資質や個性、学ぶ意欲等を観察し、総合的に選抜を行う。【資料2-1-12】

【表2-1-2 令和2(2020)年度入学試験区分別選考方法・出題科目】

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
指導者推薦（A〇型） ①⑤ 入学試験	芸術学部 音楽学科	出願診断 コース別に指定する実技課題の演奏をもとにしたレッスン形式の面談 入学者選考 診断結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は進学準備講習会、入学前セミナーに参加。 指定された入学前課題の学習。
A〇入学試験 ①②	芸術学部 美術学科	出願診断 エントリーファイルをもとに面談 入学者選考 診断結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は進学準備講習会に参加。 指定された入学前課題の学習。
総合型選抜	社会学部 地域社会学科	出願診断 エントリー申込書、オープンキャンパス振り返りシートをもとに面談 入学者選考 診断結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習。
特別推薦入学試験	芸術学部 音楽学科	[札幌大谷] 1) 音楽科卒業見込みの者 提出書類及び面接による審査 2) 上記以外の卒業見込みの者 実技、提出書類及び面接による審査 [北海道内各大谷] 実技、提出書類及び面接による審査
	芸術学部 美術学科	提出作品、提出書類及び面接による審査
	社会学部 地域社会学科	小論文、提出書類及び面接による審査

札幌大谷大学

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
学校推薦入学試験 (公募制)	芸術学部 音楽学科	楽典 聴音(ピアノコース受験者) 聴音または視唱(作曲コースまたは電子オルガンコース) 実技(専攻コースによる実技課題) 作文(音楽療法コース受験者) 面接
	芸術学部 美術学科	提出作品(次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する) ①平面または立体作品 ②写真作品 ③映像作品 面接
	社会学部 地域社会学科	<一般枠> 小論文 面接 <地域学習・地域活動枠> 作文(出願時に提出) 面接
学校推薦入学試験 (指定校制)	芸術学部 音楽学科	実技、提出書類及び面接による審査
	芸術学部 美術学科	提出作品(次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する) ①平面または立体作品 ②写真作品 ③映像作品 面接
芸術特待生入学試験	芸術学部 音楽学科	楽典 聴音(ピアノコース受験者) 聴音または視唱(作曲コースまたは電子オルガンコース) 実技(専攻コースによる実技課題) 面接
	芸術学部 美術学科	提出作品(次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する) ①平面または立体作品 ②写真作品 ③映像作品 作品集
特別入学試験 (社会人・海外帰国子女・ 外国人留学生)	芸術学部 音楽学科	作文 楽典 聴音(ピアノコース受験者) 聴音または視唱(作曲コースまたは電子オルガンコース) 実技(専攻コースによる実技課題) 面接
	芸術学部 美術学科	小論文 提出作品(次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する) ①平面または立体作品 ②写真作品 ③映像作品 面接
特別入学試験 (社会人)	社会学部 地域社会学科	小論文 面接

札幌大谷大学

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
自己推薦入学試験 Ⅰ期・Ⅱ期	芸術学部 美術学科	提出作品または小論文（出願時にいずれか選択） 提出作品（次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する） ①平面または立体作品 ②写真作品 ③映像作品 面接
一般入学試験 Ⅰ期	芸術学部 音楽学科	国語総合（古文・漢文を除く／ピアノコース、声楽コース、管弦打楽コース、作曲コース、電子オルガンコース、音楽総合コース受験者） 楽典 聴音（ピアノコース受験者） 聴音または視唱（作曲コース、電子オルガンコース） 実技（専攻コースによる実技課題） 作文（音楽療法コース受験者） 面接
	芸術学部 美術学科	国語総合（古文・漢文を除く） 実技（鉛筆デッサン）
	社会学部 地域社会学科	必須科目 国語（国語総合（近代以降の文章）、現代文B） 英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ ※リスニングテストは除く） 選択科目 （日本史B、政治・経済、数学Ⅰ・数学A、総合問題の4科目から出願時に1科目選択）
一般入学試験 Ⅱ期	芸術学部 音楽学科	国語総合（古文・漢文を除く／ピアノコース、声楽コース、管弦打楽コース、音楽指導コース、作曲コース受験者） 楽典 聴音（ピアノコース、音楽指導コース〈実技指導系のみ〉、作曲コース受験者） 実技（専攻コースによる実技課題） 作文（音楽療法コース受験者） 面接
	芸術学部 美術学科	国語総合（古文・漢文を除く） 実技（鉛筆デッサン）
	社会学部 地域社会学科	国語（国語総合（近代以降の文章）、現代文B） 英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ ※リスニングテストは除く）
大学入試センター試験 Ⅰ期試験利用	社会学部 地域社会学科	必須科目 国語（近代以降の文章） 外国語（英語、リスニングを除く） 選択科目（1教科1科目選択） 地理歴史（「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」） 公民（「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」） 数学（「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」） ※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用。
大学入試センター試験 Ⅱ期・Ⅲ期試験利用	社会学部 地域社会学科	必須科目 国語（近代以降の文章） 外国語（英語、リスニングを除く）

札幌大谷大学

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
給費生入学試験	芸術学部 音楽学科	国語総合（古文・漢文を除く） コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ（リスニングを除く） 楽典 実技（専攻コースによる実技課題） 作文（音楽療法コース受験者） 面接
	芸術学部 美術学科	国語総合（古文・漢文を除く） 実技（鉛筆デッサン） 面接
	社会学部 地域社会学科	【一般入試型】 必須科目 国語(国語総合（近代以降の文章）、現代文B) 英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ ※リスニングテストは除く) 選択科目 (日本史B、政治・経済、数学Ⅰ・数学A、総合問題の4科目から出願時に1科目選択) 【大学入試センター試験利用型】 必須科目 国語（近代以降の文章） 外国語（英語、リスニングを除く） 選択科目（1教科1科目選択） 地理歴史（「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」） 公民（「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」） 数学（「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」） ※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用。
二次入学試験	芸術学部 音楽学科	コース別に指定する実技課題の演奏をもとにしたレッスン形式の面接

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

芸術学部音楽学科の入学定員充足率は、平成 30(2018)年度が 58.8%、令和元(2019)年度が 63.8%と推移してきているが、オープンキャンパス等のイベントの充実や高大連携の強化、教員スタッフの充実等の工夫により入学者が増加したこと及び入学定員を 80 人から 60 人に変更したことにより、令和 2(2020)年度の定員充足率は 120%となった。令和 2(2020)年度現在での収容定員（300 人）に対する在籍者数は 234 人で、収容定員充足率は 78%である。

芸術学部美術学科の入学定員充足率は、平成 28(2016)年度が 81.4%、平成 29(2017)年度が 74.3%、平成 30(2018)年度が 65.7%であり、2 年連続減少に転じた。しかし、令和元(2019)年度では 92.9%となり、大きく改善している。さらに令和 2(2020)年度においては、入学定員数を 70 人から 60 人に変更したこと及び高大連携の強化、教員スタッフの充実等の工夫により、入学者数の定員充足率は 137%となった。令和 2(2020)年度現在での収容定員（270 人）に対する在籍者数は 237 人で、収容定員充足率は 87.8%である。社会学部地域社会学科の入学者数の定員充足率は、平成 30(2018)年度が 74.3%、令和元(2019)年度が 81.4%、令和 2(2020)年度が 85.7%であり、定員充足率は向上している。令和 2(2020)年度現在での収容定員（280 人）に対する在籍者数は 222 人で、収容定員充足率は 79.3%になる。

全学科合計での収容定員（850人）に対する在籍者数は693人で、収容定員充足率は81.5%である。

【表 2-1-3 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧（過去5年間）】

学 部	学 科	平成28(2016)年度				平成29(2017)年度			
		入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術学部	音楽学科	80	50	330	223	80	61	320	216
	美術学科	70	57	290	239	70	52	280	234
社会学部	地域社会学科	70	52	280	196	70	59	280	211
合 計		220	159	900	658	220	172	880	661
学 部	学 科	平成30(2018)年度				令和元(2019)年度			
		入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術学部	音楽学科	80	47	320	204	80	51	320	206
	美術学科	70	46	280	211	70	65	280	210
社会学部	地域社会学科	70	52	280	210	70	57	280	212
合 計		220	145	880	625	220	173	880	628
学 部	学 科	令和2(2020)年度							
		入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数				
芸術学部	音楽学科	60	72	300	234				
	美術学科	60	82	270	237				
社会学部	地域社会学科	70	60	280	222				
合 計		190	214	850	693				

広報活動としては、各種イベントの充実や参加交通費の補助等の施策をとおして高校生が直接本学における学びに触れる機会を拡大し本学の魅力を伝えている。【資料 2-1-15】

●エビデンス集 資料編

【資料 2-1-1】 2019 年度学生便覧、2020 年度学生便覧

【資料 2-1-2】 2021 学校案内

【資料 2-1-3】 三つのポリシー <http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/seisin/>

【資料 2-1-4】 OTANI OPEN CAMPUS 2020.4-2021-3 パンフレット

【資料 2-1-5】 2019 年度出張講義

【資料 2-1-6】 2020 年度札幌大谷大学／札幌大谷大学短期大学部 出張講義一覧

【資料 2-1-7】 進学準備講習会パンフレット等

【資料 2-1-8】 札幌大谷大学高大連携科目に関する科目等履修生規程

【資料 2-1-9】 札幌大谷大学入学者選抜規程

【資料 2-1-10】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部入試委員会規程

【資料 2-1-11】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学支援センター規程

【資料 2-1-12】 2020 年度学生募集要項

【資料 2-1-13】 札幌大谷大学 2020 年度 AO エントリーガイド

【資料 2-1-14】 札幌大谷大学社会学部地域社会学科 2020 年度総合型選抜エントリーガイド

【資料 2-1-15】 各種セミナー・演奏会等

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学科・美術学科において令和 2(2020)年度は入学定員を満たしたが、引き続き収容定員充足に向けての取組みは急務である。以下に具体的方策について述べる。

従来の広報委員会をもとに大学・短期大学部 4 学科の情報を共有し、より活発な広報活動を実施するため、令和 2(2020)年度から入学支援センターを開設した。

また、アドミッション・ポリシーを新たに作成した。その内容について、今後もオープンキャンパス、進学準備講習会、大学案内、本学ホームページ及び SNS 等を活用した学外への広報を行い、一層の周知に努める。

入学試験制度や内容については、受験生にとってより受験しやすい方法や時期の検討を進め受験機会の拡大や多様化を図る。令和 2(2020)年度入試から美術学科では大学入学共通テスト利用選抜、地域社会学科では学校推薦型選抜（指定校制）、全学的には芸術特待生入学試験及び給費生入学試験を発展的に統合した「札幌大谷大学特待生試験」を新たに導入することをすでに決定しており、これらの周知に努め定着を図る。

関係校との連携強化策として、併設の札幌大谷高等学校及び北海道内各大谷派関係高等学校を対象として、大学教員による同校生徒への特別講義・特別レッスン、同校進路部長への説明会を継続的に実施していく。

大学全体では、2-1-③で記述したさまざまな改善策の結果、令和 2(2020)年度入学試験の定員充足率が大きく改善されたが、依然として収容定員充足率が 100%未満であることから、定員充足に向けて引き続きこれらの施策を徹底する。特に地域社会学科においては、令和 3(2021)年度より学科の強みである社会人基礎力・アクティブ・ラーニング重視・少人数教育を活かしつつ、専門性と出口保証を明確にするため大きくカリキュラム改編を実施する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援及び授業支援は、学修支援センターをはじめ、クラス担任やゼミナー

ル担任、さらに芸術学部ではコース主任が、学生の情報を共有し連携しながら行っている。また、学修支援センターは職員も構成員となっており、学生についての情報共有等、教員と職員が協働で運営している。

新入生への入学前教育として芸術学部音楽学科は、指導者推薦（AO 型）入学試験合格者を対象とした「進学準備講習会」、「入学前課題」、「入学前セミナー」を、また特別推薦入学試験・学校推薦入学試験合格者には「入学前セミナー」を実施している。芸術学部美術学科は、AO 入学試験合格者を対象とした「進学準備講習会」、「入学前課題」を実施している。社会学部は、総合型選抜と推薦入学試験の合格者を対象とした「入学前課題」、「入学前セミナー」を実施している。【資料 2-2-1】

新入生への学修支援として、各学部学科に分かれてオリエンテーションを実施している。

芸術学部では、学修支援センターやコース主任から各コースの教育課程の特徴、演習及び実技等の授業形態についてコース別領域別に説明を行うとともに、大学での学び方として授業時間と時間割、単位、履修計画、ノートやレポートの作成等の説明をしていたが、新型コロナウイルス感染防止に伴い、当初予定していた内容を大きく変更した。【資料 2-2-2】

社会学部も、芸術学部同様の説明を行うが、さらにオリエンテーション終了後の通常授業期間に、全学年を通した少人数ゼミナール担任制度のもと実施される必修科目「基礎演習 I」、「基礎演習 II」の中で読解力、要約力、レジュメやレポートの作成方法・発表方法等の基本的な学修スキルを指導している。

さらに、令和元(2019)年度からは、芸術学部音楽学科、芸術学部美術学科、社会学部地域社会学科、短期大学部保育科の 4 学科合同での「初年次教育」を開始した。これは、4 学科の新入生全員を対象とし、各学科混成の 6 人程度のグループで、「保育領域授業」、「音楽領域授業」、「美術領域授業」を各一つずつと「社会領域授業」4 つの計 7 つのローテーション授業を受講するもので、大学での基礎的な学修スキルを指導している。

在学生への年度初めの学修支援及び授業支援として 4 月のオリエンテーション時には、職員が前年度の成績通知書の配布、履修登録の説明をし、学修支援センターやクラス担任等が学生便覧等を用いて卒業要件、免許・資格取得要件、必修・選択科目の配分、選択科目の選択方法について説明を行う。特に免許・資格取得要件（教職・音楽療法）については、学修支援センター又は教職担当者会議員が詳細に説明する。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

オフィスアワーは、専任教員全員が自分の研究室に確実に在室している時間を確保するもので、授業時間以外での学修支援体制を取っている。なお、今年度は新型コロナウイルスの影響で授業開始がずれ込んだことにより調整をしている。

大学院が設置されていないので、TA 制度はないが、芸術学部においては学務課から事務補佐員を 1~2 人配置し、主に授業準備や運営への教育補助業務を行い、学修支援の充実に取り組んでいる。なお、芸術学部の事務補佐員は、各学科の卒業生から雇用しており、学修支援では細やかな問題にも適切に対応することが可能となっている。

令和元(2019)年度から開講した「映像制作演習」では、1 年次から 3 年次までの学生が履修可能となっており、縦のつながりを強化することで、これまで以上に上級学年が後輩

への指導に当たる機会創出を図っている。

休退学者を減らすための取組みとしては、「一人の休退学者も出さない」ことを目標として、きめ細かな教育・指導体制を実施している。

とくに、令和元(2019)年度より、入学前教育の拡充とともに、初年次教育の充実を含むカリキュラム改革に取組み、人間的コミュニケーション能力を身につけ、人間力を鍛えることを目的とした初年次教育プログラムをスタートさせた。また過年度より行っている出席状況調査を全教員の協力のもとこれまで以上に詳細に実施し、学修支援センターで毎回資料を配布して確認を行い、欠席の多い学生に対してきめ細かな指導を行っている。

上記以外に授業改善のために学生の意見をくみ上げるための工夫としては、「授業アンケート」、「学生生活実態調査」、「学生投書箱」を実施しており、定期的にその結果を検討し対応策や改善計画を立てている。

●エビデンス集 資料編

【資料 2-2-1】 入学前教育関係資料

【資料 2-2-2】 2020 年度オリエンテーション時間割

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

休退学者を減らすための取組みを、全学部において着実に実践していく。特に専任教員によるゼミナール形式を取らない芸術学部においては、学修支援・授業支援体制において、専攻分野における学生と教員との人間関係が重要となることから、専任教員と職員のみならず、非常勤講師を含む三者間の情報共有と連携対応の緊密化を図る。

芸術学部音楽学科では、新入生への「入学前課題」と「入学前セミナー」を統合した新たな入学前教育の対策を実施する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. 組織と支援体制

1) キャリア支援センター・キャリア支援課による支援

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うため、教育正課内及び正課外でのキャリア形成支援体制を整えている。求職時支援に留まらない幅広い進路・キャリアサポートを行うことをねらいとして、令和元(2019)年度に教職協働によるキャリア支援センターを立ち上げ、生涯にわたるキャリア形成を視野に入れた全学的な支援体制を整備した。【資料 2-3-1】

キャリア支援センターは、入学から卒業後まで、学生一人ひとりの特性を活かした進路・キャリア形成に資する支援を行うことを任務としている。原則月1回開催されるキャリア支援センター会議では、キャリア支援のための企画運営の在り方を協議するとともに、本学園の教育理念にある、「一人も取りこぼさない教育」を具現化すべく、個々の学生の進路希望動向についての情報共有を行い支援内容の質的改善・向上に努めている。加えて、各学科の専門性を活かせる就職先及びインターンシップ先の開拓や学内ミニ説明会の設定、地元商工会議所や中小企業家同友会との関係強化、多様化する学生一人ひとりへの進路面談やキャリアカウンセリング等に努めた結果、全学科の進路決定率・就職内定率上昇という結果を見ることができた。【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

2) 教育課程内でのキャリア支援

本学キャリア教育科目の特徴の一つは、入学時に新入生全員を対象とした全学共通科目「初年次教育」(必修)を配していることである。令和元(2019)年度に開設されたこの科目は卒業後を見通した大学での学び方を学ぶことをねらいとしており、ここでは学科の垣根を超えたチーム学修(アクティブ・ラーニング)を行い、書くこと・話すことを含む社会人の基本能力となるチームワーク力及びコミュニケーション能力の養成を図っている。

また、学科ごとに特色ある多様な進路希望に対応すべく、芸術学部(音楽学科・美術学科)、社会学部(地域社会学科)それぞれの教育課程内にキャリア科目を配している。

芸術学部には3年次に「キャリアプラン基礎」・「キャリアプラン応用」(選択)を配置、社会学部には1年次に「キャリアデザイン論A」(必修)、3年次に「キャリアデザイン論B」(選択)を配置し、自己理解や職業研究をとおして職業観及びキャリア形成意識の醸成に努めている。学科専門教育課程内においては、音楽学科では4年間にわたって様々な演奏・発表機会を持ち、企画・運営からステージ演奏までチーム活動をとおして役割認識やキャリア形成意識の醸成に繋げている。美術学科では、様々な手法による作品制作、展覧会企画から運営に至る一連の活動の中で、実践的な社会人基礎力の養成を図っている。

さらに、実務的な体験をとおして職業社会の理解を深めるため、原則5日以上インターンシップへの参加を推進している。社会学部では、2年次から3年次にかけて「インターンシップI~III」を学部課程内に開講し、令和元(2019)年度からは芸術学部の学生を対象に「芸術学部生向けインターンシップ」プログラムとして単位認定することとした。就業体験をとおして職業社会の現実を多角的に見る目を養い、自身の進路を具体的に考え始める好機となっている。【資料 2-3-4】～【資料 2-3-6】

3) キャリア支援プログラムによるキャリア形成支援

令和元(2019)年度からは、キャリア支援センターが企画運営母体となって大学共通科目(キャリア科目)の中に、「キャリア支援プログラム」を開講し、卒業後の進路に直接役立つ各種資格取得講座や自己研鑽のための講座、インターンシップや社会連携・地域貢献活動を促進する講座など、学生の自主的な学びに繋がる多彩なプログラムを用意した。学修時間の確保、検定合格など一定の履修要件を満たした場合には卒業単位として認定することとした。【資料 2-3-7】

令和元(2019)年度は、公務員講座、防災士養成講座、知的財産管理技能検定講座、色

彩検定受験対策講座、MOS 検定など 4 区分 34 講座を開講、延べ 281 人が受講した。【表 2-3-1】

【表 2-3-1 キャリア支援プログラム一覧】

プログラム区分		プログラム例
A	職業・インターンシップ型科目 インターンシップ、社会・企業連携に関わる科目	地域インターンシップ、芸術学部生向けインターンシップ、中期インターンシップ、ビジネスプランコンテスト、地域メディア実践、企業課題解決実践など
B	社会貢献・自己研鑽型科目 ボランティア、学外研修、コンクール出場等に関わる科目	福祉ボランティア、学修支援ボランティア、海外研修、プロモーション動画制作、音楽学科コンクール、美術学科展覧会、芸術学部生向け国際ワークショップなど
C	一般資格取得型科目 各種検定・社会人基礎力養成に関わる科目	MOS(Word・Excel)、Illustrator®対策講座・Photoshop®対策講座、色彩検定受験対策講座、SPI・筆記採用試験対策講座、警察・消防を目指す人のための公務員試験対策講座（基礎）など
D	専門資格取得型科目 公務員、防災士等、専門性の高い資格取得に関わる科目	公務員試験対策講座、防災士養成講座、簿記・ファイナンシャルプランナー講座、宅地建物の取引士（宅建士）講座、知的財産管理技能検定講座、介護職員初任者研修講座など

4) 正課外における取組み

キャリア支援センターが中心となり、学生のキャリア形成及び就職活動支援に資するガイダンスや各種セミナーを年間とおして企画運営している。レクチャー型の全体支援に加え、2人の有資格者によるカウンセリング・面談を中心とした個別の支援にも力を入れている。具体的なプログラムは下記のとおりである。【表 2-3-2】

【表 2-3-2 進路支援講座等】

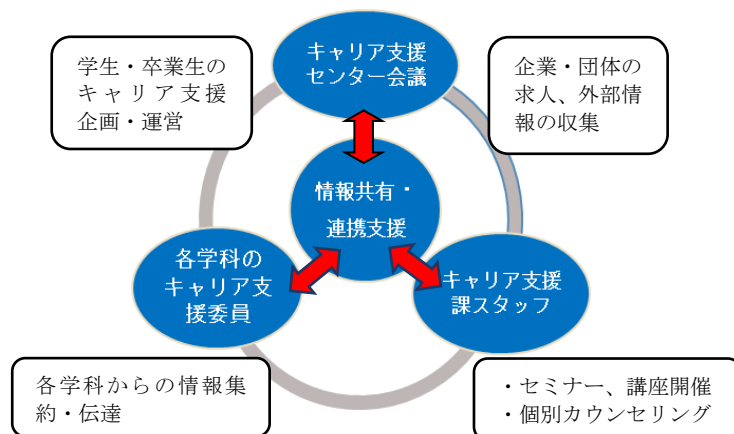
講座名	対象学年	内容等
みんな de 就活	4 年生	情報交換及びモチベーションアップのため（毎週水曜日昼休み開催）
ハローワーク出張相談会	4 年生	履歴書・エントリーシート等添削、面接練習、就職相談等（毎週木曜日・隔週火曜日開催）
企業説明会	4 年生	単独企業説明会
就活確認講座	4 年生	①夏までに見直しておきたい就活のことあれこれ ②秋の活動に向けて見直しておきたい就活のことあれこれ
音楽教室講師・音楽の仕事研究（音楽学科）	3・4 年生	・音楽の仕事研究 ・音楽教室講師説明会 A ・音楽教室講師説明会 B
美術の仕事研究（美術学科）	3・4 年生	・美術の仕事研究① ・美術の仕事研究②
就活サイト活用講座	3・4 年生	就活サイトの活用方法を知る
インターンシップ応募に向けた自己分析講座①	3・4 年生	自己分析のための SPI ガイダンス

講座名	対象学年	内容等
インターンシップ応募に向けた自己分析講座②	3・4年生	SPI 性格検査を活用した自己分析講座
3年生春の就活準備講座	3年生	IS への準備、マナー、企業研究のガイダンス
進路・就職集中面談	3年生	個人面談（3年生全員）
就活スタートアップガイダンス	3年生	就活スケジュール、就活のポイント、卒業生講話等
進路別企業研究フェア	3年生	講演、希望進路別研究会
『企業で働く』を体験しよう	3年生	～夏休みを利用して『働く』を体験しよう～ ・インターンシップガイダンス&サイト活用法 ・インターンシップ事前準備講座 ・インターンシップ事後活用講座
ポートフォリオ作成講座(美術学科)	3年生	・ガイダンス ・ポートフォリオの考え方、作例集 ・レイアウトの考え方、制作 ・作品のプレゼンテーションとフィードバック
仕事研究ガイダンス	1～3年生	自分に合った企業を見つけるための企業研究法
面接・グループディスカッション講座	3年生	
マナー・身だしなみ講座	3年生	
履歴書写真撮影会	3年生	全2回
就活直前講座	3年生	履歴書・エントリーシートの書き方講座、面接対策講座

キャリア支援センターの体制と機能



自由に活用できるキャリア支援センター（B棟1階）



●エビデンス集 資料編

- 【資料 2-3-1】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 キャリア支援センター規程
- 【資料 2-3-2】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 キャリア支援体制と就職実績
- 【資料 2-3-3】 Let's 就活！
- 【資料 2-3-4】 2019 インターンシップ受入企業一覧
- 【資料 2-3-5】 就職支援講座 インターンシップ事後活用講座案内
- 【資料 2-3-6】 地域社会学科 3年生 インターンシップ報告会案内
- 【資料 2-3-7】 2019 キャリア支援プログラム一覧

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度からは、就職部会・学生支援課を組織改編し、キャリア支援センター・キャリア支援課として学生のキャリア形成支援の充実を図り、学生一人ひとりの志望や動向に配慮した支援を行ってきた結果、全学科の就職内定率上昇という成果に繋がった。しかしながら、支援内容や支援ツールの周知に課題が残るため、より有効かつ効果的に活用されるよう、学生の視点に立った情報発信を行いその定着を図るよう努めていく。同年より開講した「キャリア支援プログラム」についても同様に、学生の主体的学修意欲の喚起に繋がるよう内容及び運用方法を随時見直していく。

また、教育課程外で開講しているガイダンスや講座については、いずれも進路選択・就職活動を行う上では必須の内容であるが、参加率の低い講座については、内容・開講時期・開講時間帯を見直し、参加学生の満足度を上げられるよう改善していく予定である。

今後は、卒業生の活躍・動向を把握し、教育に反映させるため、卒業生アンケート及び就職内定先調査を実施し、キャリア支援の効果検証を行う計画である。

また、併せて、企業訪問による求人開拓や企業連携を強化し、キャリア支援の質保証に繋げていく予定である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定及び学生サービス等に関わる業務は、「学生支援委員会」及び事務局学務課が連携して担当している。「学生支援委員会」には学生支援委員長、各学科より選出された教員のほか、学務課長及び財務課長が構成員として参加している。【資料 2-4-1】

学生に対する健康相談及び心的支援等は、「学生支援委員会」と学務課が担当し、学務課の管理のもと、健康相談については「保健室」、心的支援等については「学生相談室（ぼらん）」を設置し、日常の学生生活での身体的・精神的問題に対処している。「学生相談室」は、学生や教職員のプライバシーへの配慮から以前は学長直属の組織としていたが、配慮を要する学生支援にあたって学務課はじめ他組織と速やかな連携が図れるよう、令和元(2019)年度に組織機構を見直し、同委員会を学生支援委員会の傘下として位置付け直した。

【資料 2-4-2】

このような学生ニーズに即応するための組織改編等を通じて、各種学生サービス及び厚生補導の円滑な提供に努めている。

経済的問題を抱える学生への支援としては、各種奨学金制度、授業料減免制度及び特待生制度がある。外部の経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金、札幌市奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金があり、本学独自の経済的支援としては、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 東本願寺奨学金」、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短

期大学部 授業料減免制度」、「芸術学部特待生制度」、「札幌大谷大学芸術学部音楽学科音楽指導コース及び音楽療法コース特待生」、「社会学部特待生」、「給費生」がある。また学生本人の保護者が本学卒業生である場合や、生計を一にする兄弟姉妹又は親子が本学に在籍中の場合には、入学金や授業料の一部を減免する内規もある。【資料 2-4-3】～【資料 2-4-10】

これらについては、学生便覧、学内掲示板によって情報提供しているほか、新入学生へ毎年度当初にオリエンテーションで紹介している。令和元(2019)年度における各奨学金及び授業料減免制度の利用状況を【表 2-4-1】に示す。

また本学では、経済的又は健康上の理由により修業年限内における卒業が困難になった学生を対象として、「長期履修学生制度」を設けている。【資料 2-4-11】

【表 2-4-1 経済的支援状況】

奨学金種類	給付/貸与	令和元(2019)年度
札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 東本願寺奨学金	給付	3人
札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 授業料減免制度	給付	33人
札幌大谷大学 芸術特待生制度 (2・3・4年次特待生)	給付	7人
札幌大谷大学 芸術学部音楽学科 音楽指導コース及び音楽療法コース特待生	給付	1人
札幌大谷大学 社会学部 A 特待生	給付	3人
札幌大谷大学 社会学部 B 特待生	給付	3人
札幌大谷大学 給費生	給付	12人
日本学生支援機構奨学金	貸与	319人
日本学生支援機構奨学金	給付	14人
札幌市奨学金	給付	2人
あしなが育英会	給付	1人
札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 家族授業料減免制度	給付	2人
卒業生等子奨学金制度	給付	1人

課外活動の運営は、大学と短期大学部の合同の学生組織である学生自治会が中心となって行っており、学生支援委員会及び学務課が助言及び指導を行っている。

近年、学生自治会及び大学祭実行委員会 (Orange Project Office) の構成メンバーが減少しており事業の継承が難しくなっている。このような事情から、①学生自治会執行部の委員構成の見直し、②大学祭実行委員会を学生自治会の下部組織として位置付け直す等、学生自治会会則の改正を平成 30(2018)年度に実施した。【資料 2-4-12】

各クラブには、学生から徴収した自治会費より活動費を支給し、加えて教育後援会からも経済的な支援等、積極的な資金的補助を行っている。下記【表 2-4-2】に学生団体一覧を示す。平成 29(2017)年度時点の 25 団体から令和元(2019)年度の 21 団体へ学生団体数は減少傾向にあることから、何らかの活性化策が求められる。現在自治会では、各学生団体の代表によって構成されるサークル代表者会議にて、各団体と自治会との意思疎通を図る取り組みが始まったところであり、各団体が活動を継続できるための働きかけについては、今後の課題である。

「保健室」では、交代制で看護師（嘱託職員）2人を配置し、1人が常駐するよう運営している。開室時間は9時から18時までであり、特に診断・治療を要しない程度の疾病に対して対応し、医療機関の受診が必要と判断される場合においては、近隣の医療機関への受診勧奨を行っている。【資料 2-4-13】【資料 2-4-14】

新入生が入学時に提出する保健調査票では、持病・アレルギーのほか麻疹の抗体有無等を確認し、必要な学生には健康面談で詳細を確認している。この面談結果は、担任教員や実習・海外旅行・合宿等で必要とする教職員へ事前に報告し、対応する際の注意点等をアドバイスしている。また、平成26(2014)年度より保健調査票と併せてUPI調査を実施し、精神的な悩みがある学生には「保健室」から「学生相談室」を紹介する等、学生が「学生相談室」を知るきっかけになるようサポートしている。【エビデンス集（データ編）表 2-9】
【資料 2-4-15】

「学生相談室」は、週5回（月曜日～金曜日）9時～18時の間で7～8時間開室し（曜日によって異なる）、非常勤相談員（公認心理師2人及び保健師1人）が相談に応じている。

医療機関受診の必要性がある場合は、専門医療機関と連絡を取り、受診勧奨を行っている。また、地域事業機関と連携を図り、生活支援の必要性がある場合は、連携支援を行っている。開室日程は、本学ホームページと学内掲示板で月毎に周知し、学生が予約を入れやすいよう対応している。また、学生相談室通信「ぼらんだより」を年4回発行し、「学生相談室」を身近に感じ気軽に来室できるよう、情報提供と周知において工夫している。授業等で利用できない学生のために夏期・春期の長期休暇中も開室し、公認心理師の相談を受けることができるよう対応している。【資料 2-4-16】

「学生相談室」の管理運営のため学長指名の室長及び運営委員からなる「学生相談室運営委員会」を設置している。【資料 2-4-17】

「学生相談室運営委員会」では、学生相談に関する事業の企画及び立案、資料収集及び調査研究等に関する業務、並びにその他学生相談室の管理運営に関する業務を行い、毎月の学生相談室利用状況報告と年間の学生相談室事業報告を作成している。また、年に一回、メンタルヘルス研修会を企画し、実施している。

なお、平成30(2018)年度に「札幌大谷大学 障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針」を作成し、令和元(2019)年度は合理的配慮の必要な学生に対して公正な教育を保証するため、「アクセシビリティ推進委員会」を設置し、関係部局間での適切な支援を調整するために「障がい学生支援会議」を開催することで、迅速かつ適切に対応している。【資料 2-4-18】【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】

各種のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等）への対応については、「学校法人札幌大谷学園ハラスメントの防止等に関する規程」により、また、具体的運用の方法については「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ハラスメントに関するガイドライン」に定めている。【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】

ハラスメント等の防止のため、FD研修会で注意喚起するとともに、上記規程に沿って各学科の教員1人に加え相談員、事務局職員からなるハラスメント相談員を学生からの窓口として掲示し、防止対策に取り組んでいる。

学内の福利厚生施設として、学生食堂「Rapporti（ラッポルティ）」と売店「CASA（カーサ）」があり、委託業者により運営されている。「Rapporti」は営業時間 11 時～14 時である。平成 30(2018)年度に、学生食堂の場所が D 棟 1 階から C 棟 1 階に移動したことに伴い、座席数は以前の 170 席（食堂内 121 席・食堂前ロビー 49 席）から 157 席へ減少した。（コロナ非常事態後は 47 席へとさらに減少させた。）今後学生のニーズを把握しつつ、適宜昼食場所の確保に努める予定である。

学生食堂は営業時間外も休憩室として開放しており、給湯・給茶機、飲料自動販売機、パンや菓子の自動販売機を設置している。「CASA」は営業時間 8 時 50 分～17 時 30 分で、お弁当や飲料・スナック類のほか授業に必要な教材等も取り扱っている。また、委託業者の協力により、例年 6 月に食育月間イベントを企画している。令和元(2019)年度は、「100 円朝食キャンペーン」「ランチバイキング」を実施したほか、夕食に対するニーズの高まりを受けて「夕食キャンペーン」を年 2 回(6 月・1 月)実施している。【資料 2-4-23】

また、最近不審者の学内への出入りが疑われる事案が複数発生したため、掲示による学生への注意喚起のほか、C 棟 2・3 階に監視カメラを設置することによって、学内の防犯対策に努めている。

【表 2-4-2 学生団体一覧（2020 年 5 月 1 日現在）】

アニマート（音楽ボランティア）	にこにこおんがくたい（子ども向け吹奏楽団）
映像サークル	女子バレーボール部
折り紙研究会	漫画研究会
硬式野球部	輪声会（女声合唱団）
コロボックル（人形劇）	剣道サークル
ちゃりさー！（サイクリング部）	札幌大谷アンサンブルクラブ
しふおん（ボランティア）	卓上ゲーム部
染色部	男子サッカー部
バスケットボール同好会	バドミントンサークル
アウトドアサークル	e スポーツクラブ
ViCT	

●エビデンス集 資料編

- 【資料 2-4-1】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生支援委員会規程
- 【資料 2-4-2】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生相談室規程
- 【資料 2-4-3】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部東本願寺奨学金取扱規程
- 【資料 2-4-4】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 授業料減免規程
- 【資料 2-4-5】 札幌大谷大学芸術特待生規程
- 【資料 2-4-6】 札幌大谷大学芸術学部音楽学科音楽総合コース及び音楽療法コース特待生規程
- 【資料 2-4-7】 札幌大谷大学社会学部特待生に関する規程
- 【資料 2-4-8】 札幌大谷大学給費生規程
- 【資料 2-4-9】 札幌大谷大学札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 卒業生・修了生

の子の入学金に関する内規

- 【資料 2-4-10】札幌大谷大学札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 家族授業料減免制度に関する内規
- 【資料 2-4-11】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部長期履修学生規程
- 【資料 2-4-12】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生自治会会則
- 【資料 2-4-13】保健室だより
- 【資料 2-4-14】学生相談室・保健室利用状況
- 【資料 2-4-15】保健調査票・健康調査 U・P・I
- 【資料 2-4-16】ぼらん関係資料
- 【資料 2-4-17】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生相談室規程
- 【資料 2-4-18】札幌大谷大学 障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針
- 【資料 2-4-19】アクセシビリティ推進委員会規程
- 【資料 2-4-20】障がい学生支援会議規程
- 【資料 2-4-21】学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 2-4-22】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン
- 【資料 2-4-23】食育月間関係資料

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

休日及び時間外等で「保健室」が利用できない場合、事務局又は警備室に申し出ることにより、最寄りの医療機関等で受診させるなど、適宜対応する仕組みを取っている。

経済的困難な学生に対する施策について、「東本願寺奨学金」と「授業料減免制度」を補完的に活用していく。成績優秀者に公平な評価を行うために、特待生の選考プロセスにおいては、簡便で公平な GPA 制度の利用を選考に適用すべく検討する。

さらに最近では学生の抱える心身の障害が深刻化・複合化しており、各学生の抱える心身状況に応じたきめ細かな対応が今後より一層必要となる。配慮を要する学生への支援事例の積み重ねや、各学科及び支援機関との連携を図りつつ、必要に応じて学生への支援体制を再構築・充実させる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設全体の維持、管理に関する業務は、定期点検に加え、財務課職員が随時対応している。また、快適な学修環境維持のため、清掃業務に関しては専門業者に委託し実施している。情報関係施設設備の運営・整備、電気設備などの修理や保守点検、植木等の維持管理はその都度専門業者と連携を取り合いながら設備の維持・管理に努めている。

校舎について全棟の耐震診断をした結果、改修が必要と診断された南棟（現在の C 棟）及び北棟 1 号館（現在解体）のうち、南棟（現在の C 棟）については平成 27(2015)年度に耐震補強工事を終えた一方、北棟 1 号館については、建て替えを計画して新棟(A 棟)を平成 30(2018)年に着工し、翌年から使用を開始した。なお、平成 30(2018)年 9 月 6 日の北海道胆振東部地震で大きな被害を被った北棟 1 号館が閉鎖を余儀なくされたため、代替教室の確保が求められることとなったが、緊急工事等により教育に支障をきたすことはなかった。西棟（現在の D 棟）の改修工事によって美術学科学生の実習場所の確保を進めているが、現在なお不足がみられるため、さらなる改修工事を現在計画中である。

災害時の対策として、学生支援委員会の主導のもとに消防訓練を毎年 1 回実施し、大学構内における避難経路や避難時の誘導方法等を確認・点検している。実施日時は授業時間内に設定し、教員や非常勤講師と学生のどちらも参加している。【資料 2-5-1】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 全学科

講義室については、共用講義室 15 室 (1956.47 m²) を有し、各学科及び併設短期大学の講義に対応している。演習室・実習室については、B161 (コンピュータ教室)、C111 (情報処理室)、B113 (LL 教室)、B201~B206 (演習室 6 室) を有している。設備については、講義室にグランドピアノを設置しているほか、スクリーン・プロジェクター・教材提示装置及び CD・DVD・カセット・ビデオ等のプレーヤーを完備し、さまざまな講義に対応できるよう備えている。

研究施設としては、個人研究室、共同研究室の各室にパソコン、AV 機器を設置している。音楽学科の個人研究室の各室にはピアノを設置している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、遠隔授業用のノートパソコン、モバイル Wi-Fi ルーター、飛沫防止ビニールカーテンや対面授業用パーテーションなどの対応を進めている。

各教室は、授業での利用はもちろんのこと、授業の妨げにならない範囲で、学生の課外活動や、各種行事等において有効に活用されている。平成 28(2016)年度私立大学改革総合支援事業のタイプ 1「教育の質的転換」に選定され、これに伴い文部科学省の補助事業である「私立大学等教育研究施設整備費補助」の「札幌大谷大学ラーニング・コモンズ」が採択されたことを受け、新しい教育・学修方法への対応として、AV 機器やプロジェクター、簡易ステージやピアノなどを備えるアクティブ・ラーニング用のスペースを K 棟に設けた。隣接する図書館では、ノートパソコンやヘッドフォンなどの貸出しを行っている。また、3 階には、3D プリンタや刺繍ミシン、レーザーカッターといったデジタルファブリケーション機器を備えるスペースを設け、授業並びに授業外の学生利用が可能となっており、授業及び学修活動・各行事に活用している。さらに、【表 2-5-1】

のとおり講義室、学生ホール、食堂などに Wi-Fi を導入している。【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

そのほか、携帯キャリア各社 Wi-Fi として NTTBPdocomo (9 カ所)、ソフトバンク (10 カ所)、KDDI (11 カ所) を校舎内各所に設置している。

【表 2-5-1 学内 Wi-Fi 設置箇所一覧】

棟	設置場所
A 棟	全館
B 棟 1 階	B159～B162
B 棟 2 階	B201～B208
B 棟 3 階	B302～305
B 棟 4 階	B403
B 棟 5 階	B502
C 棟 1 階	C111、学生食堂
C 棟 2 階	C201、C213、C214、C218
C 棟 3 階	C316、CC320～C322、C324
C 棟 4 階	C401
D 棟 1 階	D104
D 棟 2 階	D201
D 棟 3 階	D301
D 棟 4 階	D401
D 棟 5 階	D501、D503
D 棟 6 階	D601
K 棟 1 階	K106
K 棟 3 階	K302

2) 芸術学部音楽学科

学内には併設短期大学と共用の「大谷記念ホール」(定員 352 人) と、B 棟 4 階に位置する「響流ホール」(客席なし、ひな壇常設教室)、分奏用の「弦楽器室」、「管楽器室」、「打楽器庫・打楽器室」等を有し、合奏・合唱等の実技指導及び学修成果の発表用に十分なスペースを確保している。

レッスン室・練習室については、B 棟にレッスン室 21 室、練習室 32 室、C 棟にレッスン室 15 室、練習室 6 室を有するほか、同じく C 棟にある「器楽室」、「電子オルガン室」、「アンサンブル室 1、2」も必要に応じて使用している。

3) 芸術学部美術学科

平成 30(2018)年 9 月 6 日の北海道胆振東部地震により、美術学科で使用していた北棟 1 号館を閉鎖・取壊しすることになった。

そのため、C 棟・D 棟・K 棟を改装し、C216・D201 (実技多目的室)、C112 (写真

暗室)、K302・K303 (スタジオ・編集室)、C113~C115 (版画室)、D204 (木工室)、D101 (金属室)、D102~D104・D106 (立体造形室)、D203・D501・D503・D601・D603・D604 (デザイン教室)、D301・D401・K401 (アトリエ室)、K402 (モチーフ室)、C201・C215 (日本画室)、C217 (ファッション専攻) を確保した。

4) 社会学部地域社会学科

演習室・実習室については、情報処理室、LL 教室、演習室 6 室で対応した講義やゼミで使用している。

5) 図書館

図書館の管理運営については全学科から選出された図書委員 (教員) と学術情報課職員から構成される「図書委員会」で定期的に協議を行い対応している。図書館は、平成 2(1990)年に開設された本館と平成 23(2011)年 10 月開設の第 2 図書館からなっていたが、平成 30(2018)年 4 月に学内の再整備計画に伴い第 2 図書館を閉鎖し、本館のみで大学・短期大学部共用の図書館として運営している。第 2 図書館閉鎖に伴う狭隘化の課題は閉架書庫室の新設や本館内に新たに書架を加設し対応した。開館時間は、平日が 9 時から 19 時、土曜日は 9 時から 16 時 30 分、長期休暇期間は 9 時から 16 時となっている。

蔵書としては、本学の建学の精神をもとに収蔵している「見真文庫」があり、親鸞聖人に関連する資料や仏教関係の図書を中心に所蔵し、蔵書の特色となっている。

また、音楽関係の図書・楽譜・雑誌・AV 資料を所蔵し、特に楽譜においては、道内大学図書館随一の蔵書数を誇っている。

図書館の地域開放の一環として、本学に開設している子育て支援センター「んぐまーま」の会員に本館の利用を開放し、絵本や育児書の貸出を行っている。

本館の蔵書数は、122,557 冊である。令和元(2019)年度に書庫に書架を新設した際、それまで閉架にしていた製本雑誌等を開架にしたため、閉架図書は 1,734 冊に減少した。2,163 種類の定期刊行物と 12,044 点の視聴覚資料を所蔵している。また、9 種類の電子ジャーナル、4 種類のデータベースの利用が可能となっている。【エビデンス集 (データ編) 共通基礎データ様式【大学用】様式 1】

平成 30(2018)年度の開館日数は、本館 267 日、入館者数は 23,473 人、貸出利用者数は 4,672 人を数えた。

図書館の相互協力については、国立情報学研究所目録所在情報サービスを利用して全国の大学図書館間で相互貸借を行っている。また、「北海道地区大学図書館相互利用サービス」に加盟し、道内の国公立大学図書館加盟館と閲覧や貸出しなどの相互利用を行っている。さらに、「音楽図書館協議会(MLAJ)」に加盟し、全国の加盟館とも相互協力している。【資料 2-5-4】

6) 体育施設

本学の体育施設として、キャンパスから車で約 20 分の場所に大学と短期大学部共用のグラウンドを所有しており、主に野球部、サッカー部が使用している(37,369 m²)。体育の授業は併設する高等学校と共用の中体育館で実施することで、体育施設を学園全体で有効活用している。

7) 情報教育施設・設備

情報教育のための施設・設備は、B 棟 1 階に 1 室 (教員用 1 台、学生用 24 台)、C 棟

1階に1室（教員用1台、学生用40台）、C棟2階に1室（学生用PC60台）、LL教室（教員用1台、学生用25台）の4カ所である。

令和2(2020)年度は、LL教室をリニューアルしPC24台、C棟1・2階の教室を統合し55台、令和元(2019)年度に完成したA棟及び図書館での貸出しPCを増やすことで、教室の稼働率並びに授業外学修の拡充を図った。

これらの施設の使用時間は、授業開講期間は21時45分まで、授業開講期間外は20時45分までとなっている。これらの教室は、授業時間外であれば学生が自由にレポート作成や課題制作等に使用できる。それぞれの教室の利用方法、並びに学内サービスの利用については、入学時にオリエンテーションを行っている。また、各教室の利用方法や学内サービス利用に関する情報については、本学ホームページに掲載している。情報教育施設・設備使用についての学生向けガイドラインとして「情報セキュリティポリシー」を学内掲示したほか、平成29(2017)年度からは学生便覧に明示している。【資料2-5-5】～【資料2-5-8】

学内ネットワークには、課題提出用の共有フォルダが用意されているが、そのほか全教職員、全学生には、無制限のクラウドストレージを提供し、Wi-Fi環境を利用し、課題制作並びに課題提出といった情報共有が行える環境も整備している。インターネット接続の際には、本学では、学内ネットワークのセキュリティ対策としてbeat及びエフセキュアを導入しており、外部からの不正アクセスを防止している。各教室の情報機器及び施設の管理・運営には、大学及び短期大学の専任教員5人と札幌大谷学園情報センターよりセンター長及びシステムエンジニア1人、事務職員から構成される「情報環境委員会」が対応している。【資料2-5-9】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーの対応として、学内は各棟及び各階への移動はバリアフリー化されている（ステージ壇上への移動は除く）。視覚障がい者への対応としてエレベーター4基に点字表示を取り付けており、その内のC棟1基については、音声案内、安全防護センサーを取り付けている。車椅子利用者に対応するトイレを6室設置している。【資料2-5-10】

北棟校舎解体に伴い、令和2(2020)年2月にK棟ヘスロープと楽器運搬も可能なエレベーターを設置した。また、楽器搬入・搬出時のトラックが横付けできるスペースを新たに設けた。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教室（講義室、演習室等）内の機器備品については財務課や「情報環境委員会」によりその都度見直しされ、均一化されてきた。どの授業をどの教室で行うかは、科目担当教員の意向や前年度の学生数と履修者数を確認し、適切に配置している。【資料2-5-11】

全学部学科共通で行われる演習科目は、50人以下のクラスで授業を実施するように、クラス分けをしている。事前のプレメントテスト等により、習熟度別に2つ以上のクラス分けをして実施する授業もある。

選択科目において履修希望者が多い場合は、履修人数を制限する。履修人数を制限する場合は、抽選等の方法で平等のもとに履修者を確定して適切な人数で実施している。

●エビデンス集 資料編

- 【資料 2-5-1】 札幌大谷学園 消防計画書
- 【資料 2-5-2】 ラーニング・コモンズ関係資料
- 【資料 2-5-3】 コンピュータ教室の仕様概要
- 【資料 2-5-4】 図書館利用案内
- 【資料 2-5-5】 入学時オリエンテーション（学内情報サービス利用）資料
- 【資料 2-5-6】 学内サービス利用情報（HP 参照画面）
- 【資料 2-5-7】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報セキュリティポリシー
- 【資料 2-5-8】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報セキュリティポリシー
（学生便覧 P.36）
- 【資料 2-5-9】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部情報環境委員会規程
- 【資料 2-5-10】 バリアフリー関係資料
- 【資料 2-5-11】 2019 年度 建物別・学科別教室一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に関する問題については、「学生生活実態調査」の結果を踏まえて、財務課が中心となり関連委員会と連携しながら学生の要望や意見等を把握し、整備・充実に努める。

現在北棟 1 号館の取り壊しに応じた対応を進めているが、今後さらに現場の状況に応じた校舎の解体及び校舎機能移設計画の確実な実施に努める。バリアフリーに関しては、現在の状況で支障は出ていないが、更なる充実改善方策を検討している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

日常的に学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして「学生投書箱」を設置している。

学生サービスに関してより細かく即時に対応するため、毎週 1 回点検し、必要に応じて対応策を「大学協議会」で審議し、学内掲示にて公表している。

また、学生生活全般に関する学生の意見や要望をできるだけ広く正確に把握するため、平成 27(2015)年度より学生支援委員会が「学生満足度調査」を実施してきた。しかし、令和元(2019)年度より本業務の所轄が運営企画室に移ったことに伴い、より総合的観点から学生の実態を把握するため、従来の「学生満足度調査」から「学生生活実態調査」と名称

を変更し、IRの観点から質問項目について大幅な見直しを行った。また「学生満足度調査」と「学修行動調査」は従来別々の期日に実施していたが、学生の負担を軽減するために令和(2019)年度より、年度初めに両調査を一緒に実施している。【資料 2-6-1】

調査結果は合同教授会で報告されるほか、調査結果に大学の対応を加えた文書を学内に掲示することによって、在学生へのフィードバックを図っている。【資料 2-6-2】

【表 2-6-1 学生満足度調査回収率の推移】

平成 27 年度実施	13%
平成 28 年度実施	23%
平成 29 年度実施	78%
平成 30 年度実績	75%
令和元年度実績（記名式）	55%
令和元年度実績（無記名式）	69%

学修支援に関するこの2カ年の調査結果を見ると、時間割をはじめ授業関連の諸連絡に関する情報伝達が遅いという学生からの指摘が多く見られる。この点については、情報伝達システムの見直しをはじめとする諸対策を現在検討中である。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、学生相談室や保健室で得られた情報を学生本人の了承を得たうえで関係者と情報共有し、当該学生へのきめ細かな支援に活かしている。また学生生活実態調査では、食事の摂取状況に関する設問により、学生の健康生活面における把握に努めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活実態調査の結果からは、教室や学食の狭さをはじめ、冷暖房の不備、Wi-Fiが使いにくい等の施設設備に対して不満を持つ学生が多いことが確認できる。この点については、学生の不便を速やかに解消できるよう、順次学生のニーズを校舎整備計画に反映させている。さらに学生自治会と学生支援委員会との間で定期的に行われる会議を通じて、上記調査結果を補足する形で施設・設備に対する学生の意見をくみ上げ、必要に応じて財務課と情報共有し学生ニーズに対処している。

また近年、指定された場所以外での喫煙、自動車・バイクでの通学、迷惑行為が散見されるため、正面玄関前掲示板を利用して注意喚起文の掲出を行ったほか、学務課・財務課にて休み時間前後の時間帯の大学周辺地域・駐車場の見回りを行った。また、各学科にてホームルームの時間を設定し、周知啓発を行っている。【資料 2-6-3】

●エビデンス集 資料編

【資料 2-6-1】平成 30 年度 学生満足度調査・令和元年度 学生生活実態調査 集計結果報

告

【資料 2-6-2】 学生満足度調査・学生生活実態調査の結果報告と今後の対処について

【資料 2-6-3】 マナーアップキャンペーン資料

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活実態調査の実施効果を高めるため、7月から4月へ実施時期を変更し、オリエンテーション期間に回答時間を設定する等の取組みを通じて大幅に回収率を向上させた。

しかし令和元(2019)年度の回収率は以前と比べて減少しており、回収率改善のための対策が必要である。令和元(2019)年度に回収率が低下した主な要因として、記名式の調査への回答に学生が難色を示したこと等の理由が推測され、今後はより学生が回答しやすい環境を整備しつつ回収率の改善に努めたい。

また調査実施後、調査結果を学生へフィードバックするまでに半年以上の時間を要した点は、学生への速やかな対応という点で問題である。おりしも平成30(2018)年9月の北海道胆振東部地震の被害による設備環境不備には深刻なものがあり、今後調査実施からフィードバックまでのタイムスケジュールを整備し、より速やかな学生対応に向けて努力したい。

【基準2の自己評価】

第一に学生の受入れにあたっては、アドミッション・ポリシーの内容に沿った形で入学者選抜を適正に実施している。またオープンキャンパスをはじめ様々な媒体を用いて受験生にアドミッション・ポリシーの周知にも努めている。今後、受験生にとって受験しやすい方法や時期の検討を進め、受験機会の拡大や多様化を図ることを通じて、定員充足率のさらなる改善に努めていきたい。

第二に学修環境の整備に関しては、まず本学が定めたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに適合するようカリキュラムの体系的整備と運用を図っているほか、オリエンテーション等の機会を通じて履修指導やアドバイスを行うことを通じて、各学生が円滑に学修に励むことのできるよう努めている。キャリア支援については、各種就職イベントの充実やインターンシップの強化等を通じて、教育正課内及び正課外でのキャリア形成支援体制が整備されている。また学生生活支援については、学生支援委員会や学生相談室の管轄のもとで各種施設の整備、各学生に対する経済的支援や保健上の支援、防犯対策等が適切に遂行されている。

第三に上記の学修環境整備を実現するために、①「授業アンケート」結果の各教員へのフィードバック、②「学生生活実態調査」による学生生活の実態把握、③同調査の自由回答欄による学生生活ニーズの具体的把握、さらには④「学生投書箱」や学生自治体との定期的な会合を通じて学修環境上の諸問題に対する即時的対応に努めており、これらの手段を通じて学生の意見や要望が定期的にくみ上げられ、学生サービスの改善に役立てられている。

今後は、自己点検・評価活動やFD活動の実績を積み重ね、大学の使命・目的及び各学部学科の教育目的を持続的に展開するための中長期的な将来計画に基づいて、本学全体としての組織的なPDCAサイクルの確実な運営を図る。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は学則第 1 条に定められており、それに基づき各学科の教育研究上の目的は学則第 1 条第 2 項に明記されている。

本学では、建学の精神、使命・目的に基づいて、大学、学部の教育研究・人材育成上の目的を「学則」に定めており、「自律性」、「課題発見・社会貢献性」、「協調性」、「基礎的汎用的スキル」、「知識活用」の 5 つをディプロマ・ポリシーとして定め、4 年間の学びをとおして学生が修得できるようカリキュラム・ポリシーの策定がなされている。本学のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

1. 主体的に目標を貫徹する力（自律性）

自ら主体的に課題を見出し、高い目標に向けて持続的に努力を重ねることができます。

2. 社会に貢献する姿勢（課題発見・社会貢献性）

社会が抱える課題を発見し、よく理解し、その解決に向けて意欲的に行動することができます。

3. 多様な価値観・個性を受容し、共に努力し合える能力（協調性）

自分と違う個性を持つ他者への感謝の心を忘れず、目標に向け協働することができます。

4. 社会で求められる基礎的汎用的スキル（基礎的汎用的スキル）

コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。

5. 専門的知識・技術の修得と活用力（知識活用）

自らが選択した学位プログラムの基礎となる、専門的知識やスキルを修得し、卒業後の社会のニーズに応じて活用することができます。

ディプロマ・ポリシーの策定に関しては、学科において、三つのポリシーと併せて継続的に検討し、大学協議会、教授会での審議を経るなど、多くの教職員が策定のプロセスに関わっている。完成したポリシーは教授会、学部会議で配布することによって教職員間で周知徹底されている。本学学生に対しては、入学時に配布する学生便覧を通じて、三つのポリシーの伝達と周知を図っている。

ステークホルダーである高校生、地域社会へは本学ホームページによってポリシーの周知を図っている。【資料 3-1-3】

各学科のディプロマ・ポリシーについては、以下のとおりである。

《音楽学科ディプロマ・ポリシー》

1. 主体的に生きがいや課題を見出し、将来的な目標に向けて、持続的な自己研鑽を積み重ねていくことができます。(自律性)
2. 音楽を通じて自己を表現しながら、さまざまな人々と感性的交流の場を創出し、音楽の力によって社会における課題解決に取り組むことができます。(課題発見・社会貢献性)
3. 音楽による相互交流をとおして、個性を発揮しながら、他者の個性も理解し尊重する姿勢をもち、共に努力することができます。(協調性)
4. コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。(基礎的汎用的スキル)
5. 正統的な演奏技法及び専門知識の修得に加え、音楽の実践や研究によって培われた豊かな感性を、現実社会のニーズに応じて活用することができます。(知識活用)

《美術学科ディプロマ・ポリシー》

1. 主体的に自己表現を具現化し、技術向上のため継続的に自己研鑽を積み重ねることができます。(自律性)
2. 現代社会の多様な問題について考察し、美術を通じ問題解決を図ることができます。(課題発見・社会貢献性)
3. 西洋及び日本の芸術・文化や伝統の普遍的価値を理解し、異なる価値観や個性を受容し、他者を尊重し協力し合うことができます。(協調性)
4. コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。(基礎的汎用的スキル)
5. 4年間で修得した専門的な知識やスキルを、実社会のニーズに応じて活用することができます。(知識活用)

《地域社会学科ディプロマ・ポリシー》

1. 主体的に地域社会における課題を見出し、その解決に向け、持続的に努力を重ねることができます。(自律性)
2. フィールドワークや社会調査を通じて地域社会の課題を発見し、課題解決に向けて積極的に貢献することができます。(課題発見・社会貢献性)
3. 地域社会の企業・施設・行政機関での社会体験・職場体験を通して、働くことの意義への理解を深めつつ、社会性をもって協働することができます。(協調性)
4. コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。(基礎的汎用的スキル)
5. 社会人として必要な基礎力（コミュニケーションスキル、複眼的なものの見方など）を基盤とし、社会学のさまざまな分野（地域・公共・福祉・家族・観光・メディアなど）における専門的知識を、現実社会のニーズに応じて活用することができます。(知識活用)

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

各授業科目のシラバスの「到達目標」において、その科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に対応しているかを記述しており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準であることが明示されている。

さらに学科ごとにディプロマ・ポリシーと関連づけた履修系統図を作成している。履修系統図によって、目指すべき進路を明確にしている。ディプロマ・ポリシーに沿って科目を配置し、順に履修することによって、ディプロマ・ポリシーが達成できるようになっている。併せて、カリキュラムを体系的に視覚化している。三つのポリシーと履修系統図を関連付けられるようホームページに掲載し周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定及び学修の評価は、札幌大谷大学学則に定められ、厳正に運用されている。

学修の評価として授業科目の成績は、100点を満点とし、90点以上を「秀」、80点以上90点未満を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」とする5段階の評価を採用しており、これについては学生便覧に明示している。なお、出席率が授業回数の3分の2に満たない場合は評価の対象とはならない。学期別の成績発表は、成績通知書で年2回、学生と保証人（保護者）に連絡する。進級基準については特に定めてはいない。

平成28(2016)年度に導入したGPAによる成績評価により、全学生を対象に学期ごとのGPAが連続して低い場合には、以下の①～④のように段階的に指導、保護者への通知を含む注意喚起、退学勧告を行うこととした。

- ① 1学期のGPAが1.0未満の学生に対しては、担任教員または学科の学修支援センター員が個人面談を通して学修指導をする。
- ② GPA1.0未満が2期連続または、通算3回になった学生に対しては、再度担任教員または学科の学修支援センター員が個人面談を通して学修指導をし、面談及び指導記録を保証人(保護者)に通知する。
- ③ GPA1.0未満が3期連続または、通算4回になった学生に対しては、学部長または学科長が個人面談を通して学修指導をし、面談及び指導記録を保証人(保護者)に通知する。
- ④ ③に該当する学生で以降も修学の改善が認められない場合は、学修支援センターの議を経て退学勧告を実施する。

学修の評価について客観性及び厳格性を確保するため、シラバスには全ての科目において「成績評価方法」欄を設けて評価基準（合計100%）をあらかじめ明示している。

また、教員にはシラバス作成の留意事項として授業には原則として全てに出席することが求められているので、単に出席したことを評価方法に含めることはしないよう通知している。

学修の評価について透明性及び厳格性を確保するため、平成28(2016)年度より正式に成

績評価に関する異議申し立て制度を新設し履修等規程にこれを定め、学生及び保証人（保護者）の申し立てに対応するようにした。【資料 3-1-4】

本学に入学する学生が、他の大学又は短期大学（併設短期大学含む）、高等専門学校専攻科等において履修した授業科目で取得した単位については、学則第 34 条に定めるとおり 60 単位を上限として、これを本学における授業科目の取得単位として認定している。

卒業の要件及び卒業の認定並びに学位の授与は、学則第 7 章に定められ、厳正に運用されている。

●エビデンス集 資料編

【資料 3-1-1】札幌大谷大学学則

【資料 3-1-2】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー2019年度版

【資料 3-1-3】三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>

【資料 3-1-4】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

GPA 制度を着実に運用し適切な指導を行うと共に、このシステムの有効性についての検証を行う。具体的には、GPA1.0 未満の学生に対しては、個別面談を通じて学修指導を行っているが、学修指導を行った学生の GPA 推移を検証し、学修指導の内容をより良くしていく。また、2 期連続又は、通算 3 回になった学生に対しては、学修指導に加え面談記録を保証人に通知しているが、その効果について検証を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーの策定に関しては、学科において、三つのポリシーと併せて継続的に検討し、大学協議会、学修支援センター、教授会での審議を経るなど、多くの教職員が策定のプロセスに関わっている。完成したポリシーは教授会、学部会議で配布されており、これによって教職員間での周知は徹底されている。本学学生には入学時に「学生便覧」を配布している。平成 27(2015)年度までは「教育理念」と「教育目的」のみをこの

「学生便覧」に掲載していたが、カリキュラム改正を契機に各学科のカリキュラム・ポリシーを含む三つのポリシーの見直しを図り、平成 28(2016)年度から「建学の精神」、「教育理念」、「教育目的」とそれらのポリシーを掲載することによって学生への周知を図っている。ステークホルダーである高校生、地域社会へは本学ホームページによってポリシーの周知を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

各学科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

《音楽学科カリキュラム・ポリシー》

1. 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知識の陶冶を図ります。
2. 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけるために全学共通科目を配置します。特に、伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成のため、全学共通の初年次教育科目を配置します。また自らの専門領域を深く学ぶと同時に、さまざまな領域への理解を深めるために、副専攻制度を配置します。さらに社会人として生き抜く実践力を育成するために、キャリア支援科目を配置します。
3. 1年次は音楽家としての基礎教養と基礎能力の定着を図るとともに、社会人としての基礎的な能力育成のために初年次教育科目や大学共通科目を配置します。また、芸術の基礎的な態度を養うために学部共通科目を配置します。
4. 2年次は基礎的な技術の充実を図るとともに、より高度な音楽理論、音楽史、音楽文化に対する知識を深める科目を設置します。これらを通じて、社会に生きる音楽家としての自覚を促します。
5. 3年次は、基礎能力の充実と応用を図ることをねらいとします。1、2年次に養われた基礎技術や知識教養を活かし、芸術的表現力や感性を豊かなものとします。また、より専門性の高い芸術的教養を深めることで、専門的技能と経験をより広い芸術的文脈で理解させ、演奏家、研究者、教育家などの自己像を形成します。
6. 4年次は、それぞれの専門分野に応じた卒業研究を通じて、自己の課題を発見・解決し、学修成果を統合します。そして、自立した自己像を確立し、ディプロマ・ポリシーに沿った社会に向けて自己を発信する実践力を養います。
7. 正統的な演奏技術の教授や実践的なスキルの育成を実現させるために、専門的な領域においては個人レッスンまたは、少人数制の教育を基本とします。また、授業及び授業外において、学生の修学のための支援を行います。
8. 学生の技術の進捗や資質に応じて課題を設定します。授業以外の活動として、各種演奏会、インターンシップやボランティア活動などに参加する機会を通じて、大学での学修内容と実社会とのつながりを認識できる機会を提供します。

《美術学科カリキュラム・ポリシー》

1. 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ります。
2. 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけるために全学共通科目を配置します。特に、伝える力を中核とするコミュニケーション能

力の育成のため、全学共通の初年次教育科目を配置します。また、自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を配置します。さらに社会人として生き抜く実践力を育成するために、キャリア支援科目を配置します。

3. 1年次は美術のみならず社会に対する視野を広げ、芸術文化の諸分野において共有される創造性の基盤となる態度を身につけるため大学共通科目を配置し、また芸術の基礎的な態度を養うために学部共通科目を配置します。
4. 2年次は社会的文脈の中で美術・デザインへの知識を深めます。多様な造形・メディア表現の基礎的技術を身につけ、美術・デザインの基礎教養と基礎能力の定着を図るため、芸術学部美術学科専門科目を配置します。
5. 3年次は、これまで修得した知識と技術を統合させながら、美術家、デザイナー、クリエイター、研究者、教育者などの自己像の形成を図り、かつ職業人として必要なコミュニケーション能力を身につけるため、芸術学部美術学科専攻科目を配置します。
6. 4年次の卒業制作では、自己のテーマに向き合い、問題を発見・解決をしながら、独創的かつ柔軟に取り組める実践力を身につけることを最終目標とし、ディプロマ・ポリシーに沿った社会に求められる素養を身につけます。
7. 美術の専門的知識の修得に加え、実践的なスキルを育成するために、少人数制を基本とし、コミュニケーションを重視しながら授業及び授業外において、専門的な修学のための支援を行います。
8. 学生の技術の進捗や資質に応じて課題を設定し、学生個別に一貫した指導を行います。授業以外の活動として、展覧会への出品やインターンシップ、ボランティア活動など、大学での学修内容と実社会とのつながりを認識する機会を提供します。

《地域社会学科カリキュラム・ポリシー》

1. 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ります。
2. 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけるために全学共通科目を配置します。特に、伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成のため、全学共通の初年次教育科目を配置します。また、自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を配置します。さらに社会人として生き抜く実践力を育成するために、キャリア支援科目を配置します。
3. 社会人として求められるコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するため、言語表現及び情報処理関連科目を配置します。
4. 北海道に根づく職業人として欠かせない、国際性や地域性の視点を育成するため、北海道並びに国際社会への理解を深める科目を配置します。
5. 現代社会の仕組みを理解する力を育成するため、社会の成り立ちや人間関係について学ぶ科目を配置します。
6. 地域社会や現代社会の現状を多角的に捉えて課題解決を図る姿勢を体系的に育成するため、マネジメント・行政・福祉・まちづくりに関する科目群をそれぞれ配置します。
7. 地域社会の課題を発見したり分析したりする力を育成するため、社会調査スキルを体系的に修得する科目群を配置します。

8. さまざまな人々と協働していく社会性を育成するため、演習、フィールドワーク、インターンシップ等の体験型科目群を配置します。
9. 4年間を通じて授業内外での学生の修学を支援するため、担任制度と連動したゼミ科目（基礎演習、専門演習）を配置します。

以上のカリキュラム・ポリシーは、学生便覧及びシラバスに明示しているほか、大学案内、本学ホームページにおいても周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、3-1-①で述べたディプロマ・ポリシーを、4年間の学びをとおして学生が修得できるよう策定している。

具体的には、多様な価値観・個性を受容し、共に努力し合える能力（協調性）を養うための「教養科目」と、各専攻に合わせた特色ある科目群である「専門科目」との設置によって教育課程を編成している。教養科目には、豊かな人間性と格調高い人格を有する人材の養成のために、「芸術文化論」等の多様な科目群を設置し、専門的知識の修得に加え、実践的なスキルを育成するための専門科目で構成している。また、大学での学修内容と実社会とのつながりを認識する機会を提供するためのキャリア支援科目を開設している。これらの科目群に配した科目を履修することによって、ディプロマ・ポリシーに挙げる自律性、課題発見・社会貢献性、協調性、基礎的汎用的スキル、知識活用を身につけることができる。

平成 28(2016)年度において、時代の変化を勘案し、本学の使命・目的及び教育目的を達成するべく、人材育成という目的を明確にした三つのポリシーを再改定した。並行して三つのポリシーに基づいた新カリキュラムを導入し、新たなカリキュラム・ポリシーと授業科目が対応したカリキュラムマップを策定した。また、学科ごとに4年間全体のカリキュラムの流れをわかりやすく表現するため履修系統図を策定した。

音楽学科では、平成 24(2012)年度に従来の教育目標の見直しと三つのポリシーの策定を行ったのち、平成 27(2015)年度には三つのポリシーの改定を行った。全学的な三つのポリシーの改定にあわせて平成 28(2016)年度には、大学全体のポリシーと音楽学科のポリシーとの整合性をより明確にすると同時に、近年の社会の変化の中で大学教育に求められてきた社会的人材養成への期待に応えるべく、本学の音楽的専門教育をとおして身に付けることが期待される社会性や人間性についても言及する形での再改定を行った。また、カリキュラムマップを改定し、新たなカリキュラム・ポリシーと個々の授業科目との対応関係を明示した。

美術学科では、完成年度である平成 27(2015)年度において、これまでの教育実績及び社会の変化を踏まえ、教育目標と三つのポリシーの見直しを行った。それまでの三つのポリシーが広義であったのを改め、それぞれ具体性を持つ内容とした。新しいカリキュラム・ポリシーでは、入学年度から卒業年度までの教育課程が具体的に明記されることで、従来より教育目標を反映した内容として整備することができ、美術学科での学びが把握しやすくなった。

さらに、平成 28(2016)年度には、教育目標を反映した三つのポリシーを再改訂し、入学

から卒業までのカリキュラム及びカリキュラムマップを改訂した。平成 28(2016)年度には、履修系統図を策定し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性と 4 年間の流れを「見える化」することに努めた。

地域社会学科では、カリキュラム・ポリシーに則る形で、演習（ゼミナール）、大学共通一般教育、社会学部共通一般教育、現代社会理解、社会調査関連、地域社会探求といった科目区分が設けられており、それらと社会学部のディプロマ・ポリシーとの一貫性はカリキュラムマップで明示されている。

令和元(2019)年度には、3 年前に導入したカリキュラムをさらに改定し、各学科の専門科目や新設のキャリア支援プログラムを選択科目・大学共通科目として履修可能にすることで学科を超えた広い視野を持つ人材の育成を見据えたものとなった。これに伴い各学科ともより具体的なポリシーの改定に取り組んでいる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、学科ごと、領域ごとに教育課程を体系的に編成している。さらに、カリキュラムマップとナンバリング・システムにより、教職員はもとより、学生が、卒業までの教育課程を体系的に捉え、履修計画・履修指導を容易に行えるよう工夫している。また、本学では、資格取得を希望する学生の過剰な履修登録を防ぎ、各教職課程の学修量を確保し、学びの充実を図る意味で、1 年間での取得単位数の上限を設定している。以上の点から、本学の教育目的の実現に向けて定められたカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の体系的な編成がなされていると言える。

3-2-④ 教養教育の実施

本学において教養教育を実施するための体制の整備については、学修支援センターが責任をもって対応している。

専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考などの修得に主体的に取り組む基本的態度を養い、現代の教育が置かれている社会の情報化、国際化、あるいは、生涯学習社会における教育の在り方について多様な側面から深く理解するための知識や技能の修得を目的として教養教育を実施している。教養教育については、本学の「新カリキュラム検討WG」で検討を行っている。本学のディプロマ・ポリシーに掲げている、「自律性」、「課題発見・社会貢献性」、「協調性」、「汎用的なスキル」、「知識の活用」の 5 つからなる「共創的社会力」の修得を目的の一つとして教養教育を行っている。平成 29(2017)年度に私立大学教育研究活性化設備整備事業に応募し、「共創的学修を支援するラーニング・commonsの拡充」という理念と学生ニーズ調査に基づく事業計画が評価され、文部科学省より助成金を受けてラーニング・commonsの設備充実を図った。

建学の精神に基づく特色ある教養科目として、全学部学科のカリキュラムには、「建学の精神と大谷学」及び「仏教人間学」を開講している。必修科目である「建学の精神と大谷学」は、カリキュラム・ポリシーに明示しているとおおり、命を尊重し、他者との出会いによって学びを深めることの意義について認識することを目的としている。また、同じく外国語に関わる教養科目として英語のみに特化した英語科目を開講し、広い分野の英語を理解する能力の向上を目指す。なお、全学部学科のカリキュラムにおいてコミュニケーショ

ンの能力を重視した外国語科目は、ネイティブ・スピーカーの教員が担当している。

現代メディアに関する教養科目として、全学部学科の必修科目として「情報リテラシー」を開講した。情報発信に必要な技能の基礎を身につけることを目的とし、1年後期の配当で各学科の専任教員がオムニバス形式で担当する。

コンピュータに関わる教養科目として全学部学科のカリキュラムには、Word 及び Excel の情報処理科目を開講している。

令和元(2019)年度のカリキュラム改訂では独自の教育プログラムに基づく全学科合同の「初年次教育」、卒業後のキャリアについて幅広く豊かな識見を身につけ、自分と社会の将来について考えることができることを目的としたキャリア支援科目「人間・社会・芸術」(全学科選択科目)を実施した。

本学の教育課程は、教養科目、専門科目ともに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に構成され、教育目的の実現にかなうものとなっており、教職員全体で共有、実践していると言える。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、教育目的を踏まえた教育課程編成及び実施方針(カリキュラム・ポリシー)を各学部学科において明確に定め、学生便覧及び本学ホームページにおいて公表している。

教授方法の工夫・開発については、FD 委員会を中心として全学的な FD 研修会を開催するなど、組織的な努力を行っている。また前・後期の年2回定期的に調査している「授業アンケート」により、教員が作成する「授業改善計画書」に基づいて授業改善が有効に行われている。

芸術学部美術学科及び社会学部地域社会学科が完成年度を迎えた翌年の平成 28(2016)年度に、学生の個性が活かされ、さまざまな分野で社会に貢献できる人材育成を目指して、全学的に抜本的なカリキュラム改定を行い、教育課程が体系的かつ組織的に整備された。

並行して、全学的にカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを改定した。カリキュラム・ポリシーは、教育内容と教育方法に分けて記述することで教育課程編成及び実施方針をより明確にした。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、これまで学生便覧及び本学ホームページで公開してきたが、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの改定に合わせて、平成 29(2017)年度からはシラバスにも明示して周知を図っている。

芸術学部音楽学科では、音楽指導コースの名称を変更し音楽総合コースと改め、ステージスタッフ実習やコンサートプロデュース論等の新科目により、指導者育成だけでなくコンサートを支える人材の育成などの幅広い学修を可能とした。また、作曲コースから電子オルガンコースが独立し、より専門性を高めた。

実技系コース(ピアノ、声楽、管弦打楽、作曲、電子オルガン)の2年次以上の学生を対象に優秀な成果を収めた学生をオーディションによって選抜する制度(演奏クラス)では、定期演奏会でのソリストオーディションを受ける権利、実技演奏研究でレッスン回数の増加、特別レッスン等の優先的な受講や「演奏クラス」の学生のみによる演奏会「音の輪コンサート」などをとおして、実技教育の強化を図っている。

美術学科では、初年次から大きく2つの専門領域に分かれて基礎力を身につけていく。

造形表現領域では、1年次には、造形表現領域において必要不可欠である基礎力を養い、2年次には、専門性の高い科目を選択し、専攻へと進んでいく。

メディア表現領域では、1年次には、メディア表現領域において必要不可欠である基礎力をアナログとデジタルの両輪で並走させながらメディアの特性を学ぶとともに、表現者としての態度を身につけていき、2年次には、それぞれの応用力を養うことで、周縁の知識を身につけ、3年次により専門性の高い専攻に進むことで、体系的な学びと専門性の深化を実現している。

課題の発表には、構内の廊下や壁面も発表の場として有効活用しながら、課題解決への実践的な力も身につけていく。また、キャリア支援科目を選択していくことで、学外での実践的な学びを段階的に支援している。また、映像制作演習や舞台制作演習では、音楽学科の学生と共にグループワークを行い、自身の専門性を自覚させながら、協調性やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を初年次教育から段階的に向上させている。また、副専攻制度によって、他学科の科目履修が可能となり、教養を広げることができる。

地域社会学科の教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、シラバスの「受講時の注意事項とアクティブ・ラーニング情報」に明記されており、様々な授業においてアクティブ・ラーニング、グループワーク、プレゼンテーション等が導入されていることが分かる。【資料 3-2-3】

教員の指導力向上にあたっては、アクティブ・ラーニングや ICT 教育の導入に向けた FD・SD 研修会を実施している。教員間の相互授業参観・相互評価を行う。アクティブ・ラーニングや授業改善のための「FD・SD 委員会活動（FD・SD 研修会）」を年に数回実施している。さらに、各期末にマークシート式の授業に関するアンケートを実施している。実施後は担当教員へ集計結果が示される。それをもとに担当教員は、担当科目の「授業改善計画書」を作成し、期限内に学務課へ提出している。【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】

●エビデンス集 資料編

【資料 3-2-1】 2020 年度学生便覧

【資料 3-2-2】 三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>

【資料 3-2-3】 2020 年度シラバス

【資料 3-2-4】 授業アンケート

【資料 3-2-5】 授業改善計画書

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、FD 委員会と学務課との連携をより強化し、FD 委員会で実施している各種研修と学務課が取りまとめた「授業改善計画書」をリンクさせて、FD 研修会で紹介する。全学部学科で平成 28(2016)年度に導入された新カリキュラム及び令和元(2019)年度のカリキュラム改訂の意義を確実な成果に結実させるべく、カリキュラムマップに示されたカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性や体系性を組織的に点検し、教育目的の達成に向けて定期的カリキュラムの見直しと強化を図っていく。

ラーニング・コモンズの設置による新しい教育環境を活用して、アクティブ・ラーニングによる授業方法の工夫や開発を推し進めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえた五つの学修成果（自律性、課題発見・社会貢献性・協調性、基礎的汎用的スキル、知識活用）について、学生便覧、大学案内、本学ホームページ等に明示している。【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】 【資料 3-3-3】

学修効果の点検・評価方法の確立について、平成 30(2018)年度から卒業生に対し「ディプロマ・ポリシー達成度調査」を実施した。この調査は卒業生がディプロマ・ポリシーに掲げる教育目標を達成したかどうかを自己評価するものである。【資料 3-3-4】

平成 28(2016)年度に導入した GPA による成績評価により全学生を対象に学期ごとの GPA が連続して低い場合には、段階的に指導、保護者への通知を含む注意喚起、退学勧告を行っている。学修の評価について客観性及び厳格性を確保するため、シラバスには全ての科目において「成績評価方法・基準」欄を設けて評価基準（合計 100%）をあらかじめ明示している。また、教員にはシラバス作成の留意事項として授業には原則として全てに出席することが求められているので、単に出席したことを評価方法に含めることはしないよう通知している。学修の評価について透明性及び厳格性を確保するため、平成 28(2016)年度より正式に成績評価に関する異議申し立て制度を新設し履修等規程にこれを定め、学生及び保証人（保護者）の申し立てに対応するようにした。

過去 3 年間の進路決定状況（就職希望者に対する就職決定率）は、平成 28(2016)年度 90.2%、平成 29(2017)年度 94.6%、平成 30(2018)年度 95.1%と全ての学科において年々上昇している。【表 3-3-1】

芸術学部音楽学科は、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度と 2 年連続進路決定率 100% を達成し、特に平成 30(2018)年度には教員採用試験に現役で 7 人、既卒で 2 人が合格し、加えて音楽講師、音楽療法士など専門職への就職比率が高まった。

美術学科は、専門教育で培ったデザイン力と社会で求められる基礎的汎用的スキルを活かし、教育職や web クリエーター、デザイナー、カメラマンを始めとする多様な業種・職種で専門的能力を発揮して活躍する卒業生を多数輩出することができた。

社会学部地域社会学科の就職決定率は学部 1 期生卒業以来、平成 30(2018)年度まで 4 年連続 100%を維持し、学部ディプロマ・ポリシーのとおり、地域に貢献・活躍できる人材の輩出を実現させている。

【表 3-3-1 過去3年間の就職決定状況】

平成 28(2016)年度					
学部	学科	卒業者数(人)	就職希望者数	就職者数	就職率(%)
芸術学部	音楽学科	61	39	37	94.9%
	美術学科	53	42	32	76.2%
芸術学部計		114	81	69	85.2%
社会学部	地域社会学科	43	42	42	100.0%
社会学部計		43	42	42	100.0%
合計		157	123	111	90.2%
平成 29(2017)年度					
学部	学科	卒業者数(人)	就職希望者数	就職者数	就職率(%)
芸術学部	音楽学科	49	35	35	100.0%
	美術学科	60	50	43	86.0%
芸術学部計		109	85	78	91.8%
社会学部	地域社会学科	47	44	44	100.0%
社会学部計		47	44	44	100.0%
合計		156	129	122	94.6%
平成 30(2018)年度					
学部	学科	卒業者数(人)	就職希望者数	就職者数	就職率(%)
芸術学部	音楽学科	46	30	30	100.0%
	美術学科	56	53	47	88.7%
芸術学部計		102	83	77	92.8%
社会学部	地域社会学科	43	40	40	100.0%
社会学部計		43	43	40	100.0%
合計		145	123	117	95.1%

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各授業の「到達目標」とディプロマ・ポリシーの関連についてはシラバスに明記されている。また、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関係についても、カリキュラムマップに明記されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価できるようになっており、平成 31(2019)年度に実施された「ディプロマ・ポリシー達成度調査」の集計結果は公開し、教職員は分析に使用している。

平成 29(2017)年度から、授業において課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを行うことをシラバスに明記した。

平成 28(2016)年度より、学生個々の学修行動と学修成果を把握するために、全学的に「学修行動調査」を実施した。この調査は学生の負担軽減のため「学生満足度調査」と統合し、令和元(2019)年度に「学生生活実態調査」としたが、経年比較を追うため従来の質問項目からの変更は行っていない。このアンケートは授業への取組み、授業外学修への取組み、

学修成果について学生個々が評価するもので記名式で実施した。その結果は教授会で報告し、本学ホームページにて閲覧可能にしている。【資料 3-3-5】

授業に関するアンケートの全学的な実施と結果のフィードバックについて本学では、毎年、前期、後期において学生の授業に関するアンケートを実施している。授業に関するアンケートの質問事項は、毎年 FD 委員会で検討し、継続的に集計結果を考察している。アンケートでは、学生の授業へ取組む姿勢や、教員の授業方法の工夫、学生からの要望等を集計する。集計については、各授業科目の集計を行い、担当教員に返却し、その結果を受けて、教員が授業改善を工夫し授業改善計画書を提出する。なお、授業改善計画書は、図書館で閲覧でき、授業改善に関する教員からのコメントは次の学期に説明するようになっている。【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】

●エビデンス集 資料編

【資料 3-3-1】 2020 年度学生便覧

【資料 3-3-2】 2020 大学案内

【資料 3-3-3】 三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>

【資料 3-3-4】 ディプロマ・ポリシー達成度調査 2020 集計結果

【資料 3-3-5】 学修行動調査 2019 実施概要（学生生活実態調査より）

【資料 3-3-6】 授業アンケート

【資料 3-3-7】 授業改善計画書

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「授業アンケート」について、全学的に公表されていないことが課題になっており、公表方法について FD 委員会で検討している。「授業改善計画書」は、実際に計画したことが実施されているか、あるいは実施に向けて適切な努力がなされているかについて検証する。次年度に向けて「授業アンケート」と「授業改善計画書」の効果的な使用法について、FD 委員会が中心となって、教務委員会などの関係する部門と連携を図りながら検討を進めていく。

「ディプロマ・ポリシー達成度調査」については、本格的な分析作業は未遂の状態にあるが、今後検証していく。

【基準 3 の自己評価】

本学では、本学の使命・目的に基づいて教育目的を定め、これに沿って、単位認定及び卒業修了認定の方針を定め、公正に運用している。本学の教育課程は、音楽・美術・地域社会 3 学科それぞれの多様な専門領域を包摂した充実した内容であり、カリキュラム・ポリシーに基づく体系的な編成がなされている。教授方法については、「授業アンケート」により、教員が作成する「授業改善計画書」に基づいて授業改善が行われることで、フィードバックが有効に機能している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定における学長のリーダーシップについては、「合同教授会」及び「大学協議会」において議長を務めているほか、教授会の下に設置される委員会のうち、極めて重要と位置付けされる「自己点検・評価委員会」及び「入試委員会」については、学長自らが委員長を務め、リーダーシップを発揮している。【資料 4-1-1】～【資料 4-1-5】

日常的な事務処理の決裁においても、多くの処理が学長の決裁事項となっており、大学全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

学長の補佐体制として、教学面においては、学部長及び学科長が学長を補佐する体制となっている。学部長規程において学部長の職務として、以下の事項を統理すると定めている（学科長規程においても同様）。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

■学部長の統理事項（学部長規程から抜粋）

(1)学部の教育体制の充実に関すること、(2)学部の研究体制の充実に関すること、(3)学部の自己点検・評価に関すること、(4)学部の学生募集に関すること、(5)その他学部の運営に関すること

管理運営については事務局長との連携により業務が執行されている。さらに平成 28(2016)年度には、学長のガバナンスの下で大学運営のシンクタンクとしての役割を担う「運営企画室」を設置した。

なお、副学長については副学長規程を定めており、副学長を置くことができることとしているが、現在は任命していない。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法改正に伴い、学則を始めとする教授会規程及び関係諸規程を見直し、改正の趣旨に沿って整備した。整備にあたっては、学長のリーダーシップがより発揮できる体制を取るため、従来の学部を設置する「学部教授会」に加え、大学全体の「教授会」を設置して大学運営を行うことに改めた。

【表 4-1-1 「教授会」と「学部教授会」の機能分化】

	教授会	学部教授会
召集及び議長	学長	学部長
開催	1) 定例教授会 休業期間中を除き、月1回開催 2) 臨時教授会 必要に応じて随時開催	必要に応じて随時開催

教授会に定例開催の機能を持たせたことから、意思決定のプロセスにおいて、学部単位での意見ではなく、全学的な意見を学長が集約できる体制となり、学長が最終的な意思決定をするにあたり、より適切な判断ができる仕組みとした。

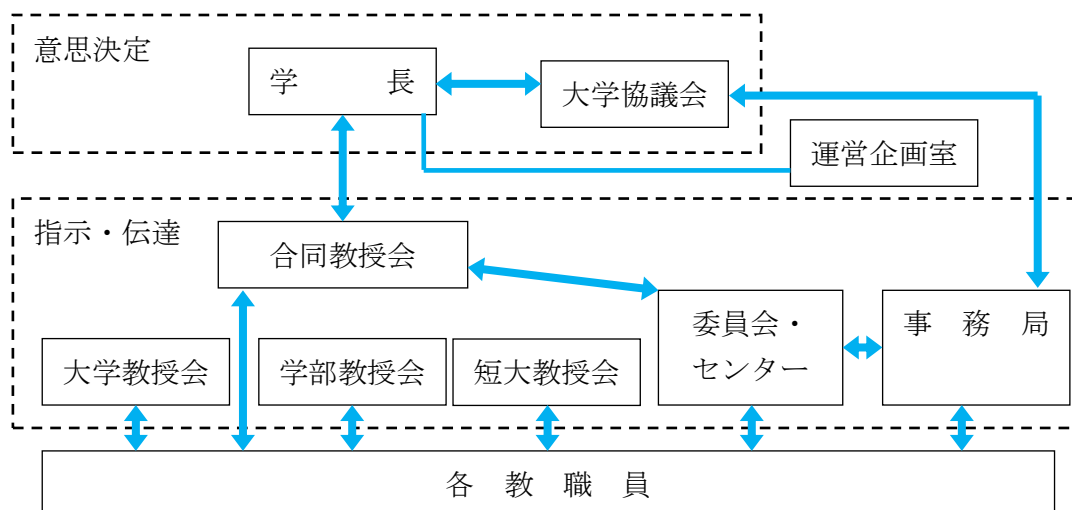
教授会運営においては、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部合同教授会内規」により、原則として併設短期大学の教授会と合同で開催することとし、必要に応じて各教授会を開催することとしている。「合同教授会」は、学則及び教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を審議するほか、教授会の下に設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされ、大学と短期大学の一体運営に強く寄与している。

教育・研究・厚生補導に係る管理・運営等の円滑化を図るため、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部各種委員会及びセンター内規」第1条により、学部教授会・短期大学部教授会の下に、次に掲げる共通の各種委員会を組織している。

- (1)自己点検・評価委員会、(2)FD委員会、(3)入試委員会、(4)学生支援委員会、(5)図書委員会、(6)情報環境委員会、(7)入学支援センター、(8)学修支援センター、(9)キャリア支援センター、(10)社会連携センター、(11)子育て支援センター

大学の意思決定のプロセスにおいて、教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するため、「大学協議会」を設置している。「大学協議会」は、学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、運営企画室長、事務局の各課長が加わり、「合同教授会」で審議される事項について事前に審議し、また、「合同教授会」の議案についての事前確認を行うことで、全学的な基本方針を明確にする機能を担っている。

【図 4-4-1 大学の意思決定のプロセス】



学長が決定するにあたり教授会に意見を聴くことが必要な事項は、(1)学生の入学、卒業及び課程の修了、(2)学位の授与として学則に定め、さらに学長が定める事項として、平成27(2015)年4月1日に学長裁定として以下のとおり定めた。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】

「札幌大谷大学学則第45条第2項第3号の規定に基づく教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項」

教授会

- 1 学則の改正に関する事項
- 2 教育研究に係る規定の制定及び改廃に関する事項
- 3 教員の採用及び昇格に関する事項
- 4 教育課程に関する事項
- 5 学生の除籍に関する事項
- 6 特待生に関する事項
- 7 東本願寺奨学金に関する事項
- 8 学費の減免に関する事項
- 9 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- 10 科目等履修生に関する事項
- 11 自己点検・評価に関する事項
- 12 事業計画及び報告に関する事項
- 13 教育研究に係る予算に関する事項
- 14 教育研究に係る連携協定の締結に関する事項
- 15 その他教育研究に関する重要な事項

学部教授会

- 1 教授会審議事項において、学部単位での意見を聴くことが適当と判断される事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの中核を担っているのは大学協議会である。大学協議会の構成員は学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、運営企画室長、事務局の各課長となっており、教員と事務職員がバランス良く加わっている。日常的な教学プログラムの企画・立案・実行は、各種委員会であり、これらの組織には明確な役割が与えられているとともに教員のほかに事務職員が必ず加わる構成となっている。

事務職員が所属する事務局におけるラインの関係によるコンプライアンスと、各センター、各種委員会における事務職員と教員とのスタッフの関係による教職協働が、学長のガバナンスの下で融合することで教学マネジメントが機能している。

●エビデンス集 資料編

【資料 4-1-1】 札幌大谷大学教授会規程

【資料 4-1-2】 札幌大谷大学・札幌大谷短期大学 合同教授会内規

【資料 4-1-3】 札幌大谷大学 大学協議会規程

【資料 4-1-4】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 各種委員会及びセンター内規

【資料 4-1-5】2020 年度各種センター及び委員会名簿

【資料 4-1-6】札幌大谷大学学部長規程

【資料 4-1-7】札幌大谷大学学科長規程

【資料 4-1-8】札幌大谷大学学則第 45 条第 2 項第 3 号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項

【資料 4-1-9】札幌大谷大学短期大学部学則第 41 条第 2 項第 3 号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会の審議事項教授会の審議事項

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントにおける個々の取組みについては、本学においても機能しているものと捉えられるが、「教学マネジメント指針」（令和 2(2020)年 1 月 22 日 大学分科会）に基づいた体制の確立という観点では不十分と言わざるを得ない。従って令和 2(2020)年度には、大学協議会を中心として、内部質保証体制の確立と併せて本学独自の教学マネジメントの確立をめざす。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員数は 46 人であり、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。各学部学科では、それぞれの専門性に依じて教育課程運営に支障が出ないように留意しつつ過不足なく教員が確保され、適切に配置されている。

専任教員の年齢構成は、60 歳以上の教員が 14 人、50 歳代が 15 人、40 歳代が 12 人、30 歳代が 5 人、平均では 53.3 歳であり、全学的には高年齢層が若干多い状況ではあるが、バランスはとれている。

専任教員の採用・昇任については大学設置基準に則って行ってきたが、採用・昇格に関する基準の明確化を図るため、平成 28(2016)年度に「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程」を再整備した。【資料 4-2-1】

専任教員の採用については、学長が指名した委員による「選考委員会」が公募条件を定めて教授会へ報告するとともに本学ホームページ等で公募を行い、応募者の中から書類審

査（経歴、研究業績等）及び面接等を経て採用候補者を選考し、大学協議会及び教授会の意見を聞いたうえで学長が理事長へ上申し、理事会の議を経て理事長が採用を決定している。このような選考過程を経て平成 28(2016)年度には 1 人、平成 29(2017)年度には 3 人、平成 30(2018)年度には 3 人、令和元(2019)年度には 4 人、令和 2(2020)年度はなしの専任教員を採用して教育内容の充実と変化への対応を実現している。

昇任については、学科長の推薦に基づき学長が指名した委員による「審査委員会」が履歴書、業績調書及び面接等により昇格候補者に対する審査を行い、大学協議会及び教授会の意見を聞いたうえで学長が理事長へ報告し、理事会の議を経て理事長が昇格を決定している。このような審査過程を経て平成 28(2016)年度には教授への昇格が 2 人、准教授への昇格がなし、平成 29(2017)年度には教授への昇格が 2 人、准教授への昇格が 2 人、平成 30(2018)年度には教授への昇格が 3 人、准教授への昇格が 4 人、令和元(2019)年度には教授への昇格が 3 人、講師への昇格が 1 人、令和 2(2020)年度には准教授への昇格が 1 人で、専任教員のモチベーションの向上に有効なものとなっている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学における FD 活動は FD 委員会が責任を持って実施している。令和元(2019)年度の FD 研修は、①授業改善 ②初年次教育ワークショップによる開発 ③大学改革の三つの柱に沿って平成 30(2018)年度末に全教職員を対象に希望調査を実施し、研修内容を決定した。【資料 4-2-2】

・第 1 回（平成 31(2019)年 4 月 6 日（土））

専任教員及び非常勤教員を対象に実施した。

主な内容：第一部の全体会で、①学長による経営・教育方針の説明 ②教務教職委員長から履修等規程に関する説明 ③学生支援委員長からハラスメントに関する注意 ④FD 委員長から年間の FD 研修の説明と授業アンケートへの協力要請などが行われた。

その後、第二部では各学科及び担当科目分野ごとの分科会に分かれ、教育実践に関する情報交換が行われた。参加者は専任教員については全員出席であった。

・第 2 回（令和元(2019)年 6 月 26 日（水））

全学の教職員を対象に実施した。

テーマ：「札幌大谷大学が生き残るための選択」

講師：大正大学人間学部教育人間学科教授 山本雅淑（やまもとまさよし）氏

主な内容：社会経済的格差の拡大、少子化の急速な進展、大学進学率の上昇という課題を抱える中で、地方小規模私立大学に求められる役割は何かについて、日本の高等教育政策の動向を詳細に解説され、具体的に本学の財務状況を分析する中で、これから取りうる選択肢は何かについて検討した。また、後半のワークショップでは、本学が社会において存在価値のある高等教育機関として、地域から求められる存在となるための具体的な方策についてワークショップ形式で議論した。

・第 3 回（令和元(2019)年 9 月 2 日（月））

全学の教職員を対象に実施した。

テーマ：「配慮の必要な学生対応について 事例検討から考えてみましょう～」

講師：佐藤 淳子（学生相談室相談員・公認心理師）

主な内容：発達障害や発達障害に準ずる課題を有する学生に対する合理的配慮の必要性及びその配慮の方法と、そのための手順について本学に非常勤として勤務するカウンセラーによる講演と事例紹介により、学生支援の必要性とその具体的な方法について理解を深めた。なお、この研修会は学生相談室運営委員会と共催で実施した。

・第4回（令和2(2020)年1月29日（水））

全学の教職員を対象に実施した。

テーマ：「授業・業務改善のための情報活用及び共有の方法について：グーグルアプリ[以下GA（google application）と記載]を使ってみよう！」

講師：芸術学部美術学科准教授 小町谷 圭・島名 毅

主な内容：学生の学びに関するさまざまな情報や教育活動・研究活動・事務的な業務の内容に関わるデータをストレスなく活用し共有する方法について取り上げ、その一つの手段として、本学が登録しているGA（無料で使用可能）の使い方について理解し、本学の業務改善を図り、質の高い学びやサービスを提供することをめざした。第一部は、グーグルアプリとは何か、何ができるのかについて簡単にレクチャーし、実際に活用している事例について紹介し、参加者全員で体験した。第二部は、GAの機能を使って、その活用方法についてGAのドキュメント共有機能を用いて議論した。

●エビデンス集 資料編

【資料4-2-1】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部教員の採用及び昇格に関する規程

【資料4-2-2】FD委員会案内 等

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については、概ね適切に機能していると考えますが、今後は、非常勤教員の採用についても公募を原則とするなど、多様で有用な人材の確保に努めることとする。

FD活動の課題については以下のとおりである。

① 参加者数の拡大

4月の研修会については、専任教員の出席率は100%であったが、それ以外の会では50%程度の参加者にとどまっていた。

今後は、実施時期や研修内容の工夫を図り、参加者数がさらに拡大するように努める。

② 研修内容を実際の業務に活かすための方策

研修で扱ったテーマは、参加者アンケートなどから実際の業務遂行に参考になるものであった。しかしながら、現実に業務改善に至っていないことが多く、実務レベルでの改革が必要である。今後は、関連する委員会などと連携し、実際の業務改善に繋がるような議論やワークショップを中心とした形式のものを導入するなど一層の工夫を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

事務職員の資質・能力向上の機会として、学内研修、合同研修、学外研修、自己点検評価、職員キャリアアップ助成を実施している。

独自の学内研修としては、採用直後に行う初任者研修に加えて実務研修会を定期的実施している。

平成 27(2015)年度からは、札幌保健医療大学と「職員の資質向上に係る連携協力に関する協定書」を締結し、合同研修を実施している。【資料 4-3-1】

学外研修としては、①日本私立大学協会北海道支部が実施する「階層別研修」として初任者、中堅実務者、中堅指導者及び課長職の各研修会、「職能別研究協議」として教務、就職指導、入試、大学経理、学生生活指導、総務の各研究協議会、②北海道地区 FD・SD 推進協議会主催の北海道地区大学 SD 研修「大学職員セミナー」、③大学行政管理学会の北海道地区研究会や中堅・若手職員勉強会、④真宗大谷派の学校連合会が主催する事務職員研修会へ職員を派遣して研修の実績を積み重ねている。【資料 4-3-2】

本学の建学の精神に基づき、日々の教育活動・学園運営に従事する事務職員の意識向上と自己研鑽のため、自らが日々の職務に対する点検を行い、所属部署の上席者の評価とあわせて担当業務を完遂し、よりよい業務実績をあげることができるよう、業務目標達成管理制度である事務職員の自己点検評価を実施している。【資料 4-3-3】

研究費の予算措置は専任教員に限られていることから、事務職員の自己啓発を促進するため、学会費、研修会費、旅費交通費、書籍購入など、幅広い自己啓発活動に利用できる職員キャリアアップ助成制度を平成 28(2016)年度から設けた。初年度は 28.3%の職員が利用し、更なる利用の促進を図っている。【資料 4-3-4】

全職員を対象とした SD 研修は、4-2-②の FD 研修会のうち、第 2 回から第 4 回までは FD・SD 研修会として実施した。

●エビデンス集 資料編

【資料 4-3-1】 職員の資質向上に係る連携協力に関する協定書

【資料 4-3-2】 学外研修会一覧表

【資料 4-3-3】 業務目標設定・評価シート

【資料 4-3-4】 職員キャリアアップ助成関係資料

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上への取組みについては「スタッフ・ディベロップメント規程」を

改正し、これまでの実績をベースとして、全教職員に大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるほか、必要な取組みを行うこととする。

業務目標達成管理制度である事務職員の自己点検評価については更なる改善を図り、将来的には人事考課制度の導入を視野に入れて検討を継続する。

職員キャリアアップ助成制度については、利用の促進とあわせて制度の充実を図っていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

特別任用を除く全ての専任教員には個室の研究室が用意されているとともに専門業務型裁量労働制を適用していることから、教員個々が自由に研究時間を確保することができおり、有効かつ適切な研究環境を備えている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「学術研究活動における行動規範」及び「研究倫理委員会規程」を整備して基本的な研究倫理の確立と適正な運用を行っている。また、学生に対しても研究倫理に関する教育を実施している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

また、競争的資金の使用については、行動規範、不正防止対策、取扱要領、監査要領などを規程として定めて厳正に運用している。【資料 4-4-3】～【資料 4-4-9】

さらに、全教員を対象として研究倫理に関する研修会を開催し、意識付けを定期的に行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「研究費取り扱い内規」で規程を見直し、専任教員には年間 20 万円、特別任用専任教員には年間 10 万円の研究費を予算措置するとともに学長裁量による特別加算研究費制度を設けている。【資料 4-4-10】

特別加算研究費は申請・採択方式で行い、総額は平成 30(2018)年度は約 269 万円、令和元(2019)年度は約 323 万円であり、物的支援にも活用されている。【資料 4-4-11】

さらに科学研究費補助金の獲得を奨励し、事務局が情報提供するとともに使用に関しては全面的にサポートしている。また、その他の外部資金による研究費獲得のための情報提供も積極的に行っている。【資料 4-4-12】

●エビデンス集 資料編

- 【資料 4-4-1】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学術研究活動における行動規範
- 【資料 4-4-2】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-3】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱いに関する規程
- 【資料 4-4-4】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の使用に関する行動規範
- 【資料 4-4-5】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止対策の基本方針
- 【資料 4-4-6】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止計画
- 【資料 4-4-7】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正等の防止・対策に関する実施内規
- 【資料 4-4-8】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱要領
- 【資料 4-4-9】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等に関する監査要領
- 【資料 4-4-10】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究費取り扱い内規
- 【資料 4-4-11】 2019 年度 特別加算研究費の応募結果
- 【資料 4-4-12】 FD 研修会（科研費獲得講座）につきまして

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関する基本的な体制は概ね整備されているものと考え、一つひとつの項目について更なるグレードアップが必要であり、全学的な研究意識の向上を図るための施策を検討する。また、外部資金獲得のためには事務職員の資質向上が求められており、担当者の育成に注力する。

【基準 4 の自己評価】

小規模大学ならではの強みと弱みを併せ持つ本学としては、学長が適切にリーダーシップを発揮して教学マネジメントの確立に向けて努力しているところである。教職協働を図るための組織改革も実行しており、個人の職能開発がさらに進展することによって大学の諸活動の成果を高めるものと確信している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である「学校法人札幌大谷学園」は、「寄附行為」、「寄附行為施行細則」、「寄附行為実施規則」の各規程に基づき、経営の規律を保持している。【資料 5-1-1】～【資料 5-1-3】

運営面においては、「理事会会議規則」、「監事監査規則」、「常務理事設置規則」、「常務会設置規則」、「運営・諮問会議規則」、「内部監査規程」、「内部通報等に関する規則」の各規程に基づき適正に運営されており、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく誠実性を維持している。【資料 5-1-4】～【資料 5-1-10】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の目的は寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法並びに私立学校法に従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教々育を基調とし、自他尊重の社会人、国際人の養成及び幼児保育を行い心身豊かな人材を育成することを目的とする。」としており、「建学の精神」の具現化と目的を果たすべく、経営・管理組織機能の充実を図っている。【資料 5-1-1】

経営・管理組織は「理事会」、理事会の諮問機関としての「評議員会」、理事長、常務理事、学長、校長及び法人本部長で構成される常勤の理事による理事会付託事項等の審議機関である「常務会」を設置しており、毎年度の「事業計画」及び「中長期資金計画」はこれらの会議において協議を重ねて策定され、計画に基づく業務遂行により、目的実現に向けて継続的に努力している。

平成 27(2015)年 4 月には、平成 27(2015)年から平成 31(2019)年までの 5 カ年にわたる「札幌大谷学園ランドデザイン」を制定して、地域社会に対する基本となる行動指針を掲げて学園運営を行っている。その後、令和 2(2020)年 4 月には、令和 2(2020)年から令和 6(2024)年までの 5 カ年にわたる新たなランドデザインを制定した。【資料 5-1-11】

本学園設立に至った関係団体である「真宗大谷派」、「真宗大谷派北海道教区大谷学園委員会」及び「北海道大谷学園連合会」との緊密な連携を保持するため、理事の要件、理事の選任、常勤理事の選任、理事長の資格要件、監事の選任、学長の資格要件及び学長の任免について「寄附行為施行細則」に詳細に規定していることは、学園創設の建学の精神を堅持する意思の表れである。【資料 5-1-2】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮について、クリーンで快適な学修・研究環境の整備・充実を図ることを目指して、キャンパスの利用のマナーやルールを明確にし、学内の美化に努め、ごみの分別の徹底・エネルギーの節約などに取組むこととして「クリーン・エコキャンパス」を宣言し、パンフレットの配布及びポスターの掲示で周知している。さらに、ごみの排出量及び電気消費量については、月毎の目標値を設定し、達成状況を掲示することで成果の見える化を図っている。【資料 5-1-12】

人権への配慮について、関係法令に則り各種ハラスメントの防止及び個人情報の保護、労働関係の諸規程の整備により行われている。とくにハラスメント対策では、FD 活動の一環として兼任教員を含む全教員を対象とした FD 研修会で、ハラスメント防止等の規程の解説及び注意喚起を行っている。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】

安全への配慮について、「危機管理規程」を定めているほか、本学園に設置している衛生委員会が、平成 26(2014)年 10 月に「札幌大谷学園安全衛生・危機管理マニュアル」を策定し、携帯可能なポケット版を全教職員に配布し、けがや災害の予防策から緊急時の対応について、周知している。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

火災等の災害対策として「学校法人札幌大谷学園消防計画」を策定し、職員が主体の消防訓練（初動、通報連絡、消化訓練等）を実施しているとともに平成 25(2013)年度からは全学生を対象とした避難訓練を実施している。また、4 人の職員が「防火管理者の証」の交付を受けており、定期的に講習会・研修会等に参加している。【資料 5-1-17】

防犯対策として、出入口に防犯カメラを設置しているほか、正面玄関からの外来者は警備室窓口で警備員が対応し、外来者は来校証を付けることとし、不審者の侵入を防いでいる。警備は専門業者に委託しており、派遣される警備員は専門の講習を受講済みである。通学時の変質者等への防犯対策としては、所轄警察署と連絡を取りながら学内掲示・放送等を通じ学生に対する警告・周知に努めているとともに、本学園の管理人が定期的に巡回警備にあたっている。

応急手当に対する対応として、AED を学内 5 カ所に設置して「札幌大谷学園安全衛生・危機管理マニュアル」で AED の設置場所及び使用方法を周知している。平成 27(2015)年 9 月に教職員及び学生を対象とした「AED・普通救命講習会」を開催して約 50 人が受講し、今後も隔年で実施することとしている。

さらに、令和元(2019)年度には北海道で初の防災士養成研修実施法人として、認定特定非営利活動法人「日本防災士機構」から認証され、8 月 31 日（土）、9 月 1 日（日）の 2 日間「防災士養成講座」を開講し、一般人、学生等 50 人の受講者に交じって 7 人の職員が受講し、講義終了後に実施された防災士資格取得試験に合格して防災士となり、学園内の防災教育の中核となっている。

「新型コロナウイルス感染症への対応」について学園として新年度教育活動の開始時期、園児・生徒・学生対応、保護者対応（授業料納付と授業開講）等、常務会及び戦略会議で協議・検討し、「学校法人札幌大谷学園危機管理規程」に基づき、「学園危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）」を令和 2(2020)年 4 月に設置した。

対策本部は、構成員を常務会及び戦略会議の構成員として、常務会・戦略会議時に協議・対処・対応し、必要に応じて各部門の管理職・事務職員等を加えることとし、「新型コロナ

ウイルス感染症への対応について（基本原則）」及び「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン【レベル別各部門行動基準】」を協議・決定し、本学ホームページ等を利用して公表した。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

特に、「新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）」は、本学園の建学の精神に基づき次の3点を原則として対応することとした。

1. 園児・生徒・学生、教職員の命を守ることを第一義とします。
命を守る取組みとして、学園危機管理対策本部において、各所属部門と連携を密にして、学園全体の感染予防に対処します。
2. 感染は誰にでも起こりうることを前提に、感染者の立場に立った対処をします。
園児・生徒・学生、教職員は健康状態を隠さずに安心して申告してください。感染したからといって自己責任であるとか、責められるのではないかなどと危惧する必要はありません。感染者の人権を全力で守ることを宣言します。
3. 学園内の情報共有を行い、意思決定過程を明確にします。
学園内の情報共有を図るための仕組みを構築し、現場の状況を踏まえた判断ができるよう意思決定過程を明確化します。

また、「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン [レベル別各部門行動基準]」は、各部門（大学・短大、中学・高校、幼稚園）において新型コロナウイルス感染症への対応を行い、対策本部で活動レベルを統括した。【表 5-1-1】

【表 5-1-1「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン [レベル別各部門行動基準]」における期間別のレベル別行動基準の推移】

期 間	レベル別行動基準
4月 ～ 5月 6日	レベル 4 全面制限
5月 7日 ～ 5月 31日	レベル 4 全面制限(継続)
6月 1日 ～ 6月 7日	レベル 3 一部制限
6月 8日 ～ 6月 30日	レベル 2 選別
7月 1日 ～ 当分の間	レベル 2 選別(継続)

つづいて大学・短大部門では、対策本部の下部組織である「大学・短大対策本部」を設置した。【資料 5-1-20】

大学・短大対策本部は、本部長を学長とした、各学部長・学科長、事務局長、各センター長、各委員長、事務局を構成員とし、学習支援領域として責任者を学修支援センター長、学生支援領域として責任者を学生支援委員長とした。4月の大学協議会及び合同教授会を経て大学・短大の前期授業開始日を5月7日とし、「新型コロナウイルス感染対応マニュアル」をはじめとした各種文書を協議・決定し、本学ホームページ等を利用して公表した。【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】

しかし、その最中、ゴールデンウィーク期間中の5月4日、本学学生から新型コロナウ

イルス感染陽性と診断されたとの連絡を受け、ただちに対策本部及び大学・短大対策本部を本部長と学長の指示のもと、情報共有に努め、管轄の保健所への報告そして指導を受けた。

保健所指導により学生対応した事務職員から濃厚接触者と健康観察者各 1 人が判定され、それぞれ 2 週間の自宅待機となった。

大学・短大対策本部では、対象となった学生及び職員から感染が疑われる期間中の学内行動範囲を電話等で聞き取り調査し、保健所への報告そして指導のもと、5月5日に対象者の学内の行動範囲である学生玄関から事務局までの経路等を専門業者による除菌作業を実施した。

また、本学の学生の感染及びその後の本学の対応については、本学ホームページ等で公表し、社会的情報公開を実施した。

これらのことは今後も起こりうる事象であり、対策本部及び大学・短大対策本部での迅速な意思決定及び行動により、本学園の「新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）」の具現化に繋がり、保健所の許可のもと、無事遅滞することなく 7 日から授業を開始することとなった。

対象学生もその後、さいわい重篤化せずに回復後に退院し通常生活に戻り、職員も特に発症することもなく、通常業務に戻っている。

専門業者による学生玄関の除菌作業の様子↓



●エビデンス集 資料編

- 【資料 5-1-1】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為施行細則
- 【資料 5-1-3】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則
- 【資料 5-1-4】 学校法人札幌大谷学園 理事会会議規則
- 【資料 5-1-5】 学校法人札幌大谷学園 監事監査規則
- 【資料 5-1-6】 学校法人札幌大谷学園 常務理事設置規則
- 【資料 5-1-7】 学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則
- 【資料 5-1-8】 札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則
- 【資料 5-1-9】 学校法人札幌大谷学園 内部監査規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人札幌大谷学園 内部通報等に関する規則
- 【資料 5-1-11】 学校法人札幌大谷学園 グランドデザイン
- 【資料 5-1-12】 Otani Clean Eco Campus
- 【資料 5-1-13】 学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-14】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン
- 【資料 5-1-15】 学校法人札幌大谷学園 危機管理規程
- 【資料 5-1-16】 札幌大谷学園 安全衛生・危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-17】 札幌大谷学園 消防計画書
- 【資料 5-1-18】 新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）

【資料 5-1-19】新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン [レベル別各部門行動基準]

【資料 5-1-20】新型コロナウイルス感染症大学・短大対策本部 体制図

【資料 5-1-21】新型コロナウイルス感染対応マニュアル 4/13 版

【資料 5-1-22】前期授業開始日案内

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人としての社会的使命を果たすべく、経営の規律は保持しているが、少子化が進むなか、高等教育機関としての役割は変化を遂げなければならず、今後はより一層社会的ニーズを迅速に捉え、対応していく必要がある。これらの変化に対応していくにあたり、経営の規律と誠実性を堅持しつつ、質保証のための関連法令等の遵守と関係諸規程の点検・整備を進めていくことをはじめ、本学のステークホルダーとの関係性を確認し、CSR（Corporate Social Responsibility）への取組みについて検討を進めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「寄附行為」及び関係規程・規則により、最高意思決定機関としての体制整備がなされている。理事会の開催状況は令和元(2019)年度の実績で年 9 回開催、過去 3 年間の平均開催回数は 8.7 回（平成 30(2018)年度 8 回、平成 29(2017)年度 9 回の 3 カ年計 26 回）であり、意思決定機関として十分な機能を果たしている。令和元(2019)年度中に開催した理事会の出席率は 89.6%、書面による表決を含む出席率は 97.4%で、良好な出席状況の下で適切に運営している。【資料 5-2-1】

【表 5-2-1 理事会開催及び出席状況】

開催回数	開催年月日	現員（人） ※定員 11 人	出席状況		監事の出席 状況（人） ※定員 2 人
			出席 （人）	意思表示 出席 （人）	
第 1 回	令和元年 5 月 30 日	11	8	3	2
第 2 回	令和元年 5 月 31 日	11	8	3	1
第 3 回	令和元年 9 月 30 日	10	7	3	1
第 4 回	令和元年 9 月 30 日	10	7	3	1

第5回	令和元年 11月 29日	11	10	1	2
第6回	令和元年 12月 26日	11	11	0	2
第7回	令和2年 2月 10日	11	10	1	2
第8回	令和2年 2月 28日	10	8	2	1
第9回	令和2年 3月 27日	11	11	0	1

理事及び監事の選任については、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に則り、適切に選考している。【資料 5-2-2】

【表 5-2-2 理事及び監事の選任方法】

理 事 (11人)	1号理事	真宗大谷派北海道教務所長の職にある者、又は真宗大谷派北海道教務所長が真宗大谷派 北海道教区会の承認を経て指名した者 2人
	2号理事	札幌大谷大学長
	3号理事	札幌大谷高等学校長
	4号理事	法人本部長
	5号理事	評議員のうちから評議員会において選任した者 3人
	6号理事	学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人
監 事 (2人)	この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	

法人の日常的業務を決定するため「常務会」を設置して月 2 回の会議を開催し、理事会から付託された事項等について審議し、決定事項は理事会に報告されており、迅速な意思決定がなされているとともに、日常業務についても滞りなく実施の決定ができる体制が整っている。【資料 5-2-3】

●エビデンス集 資料編

【資料 5-2-1】 2019 年度理事会開催状況

【資料 5-2-2】 役員名簿

【資料 5-2-3】 2019 年度常務会開催状況

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

戦略的な意思決定ができる組織の体制と機能について、現状を維持しつつ、変化する社会的要請に応えうる組織づくりを常に模索し、理事、評議員、学長等の選任方法の見直しも含めて検討していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

管理運営部門と教学部門との連携は、理事長の諮問機関である「札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部運営・諮問会議（以下、「運営・諮問会議」という。）」を設置している。構成員は理事長、外部理事 2 人、学長、各学部長、各学科長、法人本部長及び事務局長で、隔月で開催し、主に学生募集状況、就職状況、予算執行状況、学園連携についての協議・報告がなされており、管理運営部門と教学部門での意思決定の円滑化が図られている。【資料 5-3-1】

理事長のリーダーシップについては、議長として「理事会」をまとめているとともに、教職員に対しては、新採用者を対象とした「理事長懇談会」、年頭に執り行う「修正会法要（新年を迎えご本尊及び宗祖親鸞聖人を初めとしてお念仏の教えを伝えられた多くの方々に報恩感謝の心をもって新年の挨拶を申しあげ、新たにこの一年を歩むべくお勤めをする会）」、「運営・諮問会議」、全学園の事務職員を対象に毎月 1 回行う「朝礼」における訓示など、教職員に対して本学園の運営方針等を示すことで、リーダーシップを示す機会としている。

ボトムアップについては、理事長から示された本学園の運営方針や本学園のランドデザイン等を受け、各部門において事業計画が立案されるとともに、日常的業務レベルの案件については書面決議にて上申されている。規程の改正を要する等の重要案件については、関係諸会議の協議を経て、「大学協議会」、「教授会」、「常務会」、「理事会」へと上申される仕組みとなっており、ボトムアップの機能も確立されている。

事務職員関係では、法人本部と本学園が設置する各設置校の事務局との連携を図るため、法人本部長、大学・短期大学事務局長（兼 法人本部次長）、高等学校事務局長（兼 法人本部次長）及び各課長で構成される「学園連携会議」を月 1 回開催して学園全体の意思疎通を図っているほか、大学・短期大学事務局の課長職の連絡会議として「課長連絡会」を月 2 回開催して、業務遂行上の意思疎通が保たれている。

これらの会議において、理事会及び教授会等の審議事項等について事前に協議される機会が設けられていることから、意思決定のプロセスにおいて各管理運営機関と各部門とのコミュニケーションが図られている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園の相互チェック機能として、監事の監査業務が挙げられる。監事の選任にあたっては、私立学校法に則り本学園「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に選任要件を定めている。監事による監査業務は「学校法人札幌大谷学園監事監査規則」によって詳細に定められており、本規則に則り適正に実施されている。また、監査業務の充実を図るため、原則として週 1 回の監査業務に加え、常勤理事及び所属長との面談や、理事会、評議員会及び「常務会」への出席等、監事が学園の業務状況を把握できる体制が守られている。さらに、監査業務を支援する環境整備として、専用の監事室を設けている。【資料 5-3-2】【資

料 5-3-3】

監事の理事会への出席状況は、「5-2 理事会の機能」の「表 5-2-1 理事会開催及び出席状況」、評議員会への出席状況は以下の「表 5-3-1 評議員会開催及び出席状況」に示すとおりであり、会議で意見を述べるなど適切な監査機能を果たしている。

概要事項に関する諮問機関である「評議員会」は年に 4 回開催している。令和元(2019)年度中に開催した評議員会の出席率は 68.5%、書面による表決を含む出席率は 97.8%で、求められる機能を果たしている。【資料 5-3-4】

【表 5-3-1 評議員会開催及び出席状況】

開催回数	開催年月日	現員 (人) ※定員 23 人	出席状況		監事の出席 状況 (人) ※定員 2 人
			出席 (人)	意思表示 出席 (人)	
第 1 回	令和元年 5 月 31 日	23	17	6	2
第 2 回	令和元年 9 月 30 日	23	15	8	1
第 3 回	令和元年 12 月 25 日	21	17	4	2
第 4 回	令和 2 年 3 月 26 日	23	16	7	2

評議員の選任については、「寄附行為」に規定されており、適切に選考している。【資料 5-3-5】 【資料 5-3-6】

【表 5-3-2 評議員の選任方法】

評議員 (23 人)	1 号評議員	この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 8 人
	2 号評議員	真宗大谷派北海道教区の宗門関係者のうちから理事会において選任した者 4 人
	3 号評議員	この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者 3 人
	4 号評議員	この法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者のうちから、理事会において選任した者 2 人
	5 号評議員	学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 人

本学園の業務全般について、誤謬、脱漏を防止するとともに業務の適正化及び効率化並びに教職員の意識向上を図ることを目的として、平成 23(2011)年度に法人本部に内部監査室を設置した。内部監査の実施については「学校法人札幌大谷学園内部監査規程」によって定めており、令和元(2019)年度には、大学・短大事務局入試広報課の業務監査及び会計監査を実施した。内部監査は、法人本部の内部監査室長を中心に各部署から理事長の指名により選出される監査員によって行われ、特定の部署の職員が担当することではないことから、内部監査の実施により、法人及び大学の相互チェック機能を果たしている。また、監査員を務めた職員自身の意識向上にも繋がっており、ガバナンスの機能性を強化する施策として有効に機能している。【資料 5-3-7】

●エビデンス集 資料編

【資料 5-3-1】 札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則

【資料 5-3-2】 学校法人札幌大谷学園 監事監査規則

【資料 5-3-3】 監査報告書

【資料 5-3-4】 2019 年度評議員会開催状況

【資料 5-3-5】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為

【資料 5-3-6】 評議員名簿

【資料 5-3-7】 学校法人札幌大谷学園 内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園及び本学の組織構造については、理事会等の管理運営組織は職務権限や統制の階層構造が厳格に定められ、規則に則り、上部からの指示・命令系統による垂直的なピラミッド型の伝達構造をもつ機械的組織（官僚制組織）である一方、教授会等の教学運営組織は職務権限や統制の階層構造や規則が少なく、情報は組織内に均等に分布される水平的なネットワーク型の伝達構造をもつ有機的組織の色合いが強い。今後さらに少子化が進み、学園及び大学運営にとって大きな改革を検討しなければならない状況下においては、この二つの組織構造のバランスを保つことが重要であると考えことから、トップダウンとボトムアップのバランスに常に留意して、組織力を高めるための組織設計を行い、目的達成に向けた機能的な組織運営をめざすこととする。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学・短大を含む本法人の経営状況の抜本的な改善に向けて、「札幌大谷学園グランドデザイン」（平成 27(2015)年 4 月策定）を中心に据え、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 カ年にわたる中期計画として「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画」を平成 27(2015)年 9 月に策定した。この経営改善計画には、財務上の数値目標と達成時期を掲げた取組内容を明示しており、計画期間に対応する財務計画を含んでいる。予算についても、経営改善計画に基づいて編成されていた。経営改善計画は、計画で掲げた取組内容ごとに実施状況を理事会で確認したうえで、必要に応じて、計画の見直し等の対応を行い、進捗管理をしていた。

しかしながら、学生生徒の募集状況は計画どおりに好転せず、耐震対応のための施設整備計画の履行中に発生した北海道胆振東部地震（平成 30(2018)年 9 月 6 日）による建物の損壊に対する臨時的措置に対する財政支援が受けられなかったことにより、文部科学省か

ら集中経営指導法人に指定され、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 カ年にわたる新たな経営改善計画を策定して、適切な財務運営基盤の確立を目指している。【資料 5-4-1】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財政基盤確立の基礎となる学生数の推移は、【表 5-4-1 過去 5 年間の在籍者数、入学者数、充足率の推移】に示すとおりである。

大学については、平成 25(2013)年度以来続いていた定員充足率の減少傾向は平成 28(2016)年度に底を打ち、令和元(2019)年度から上昇に転じ、さらに令和 2(2020)年度の入学者数は 214 人と定員数を 24 人超過した。これは、学長が主導した経営改善計画の成果と評価しているが、未充足の学科もあり全学科での充足率 100%達成を目指していく。

【表 5-4-1 過去 5 年間の在籍者数、入学者数、充足率の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在籍者数	658	661	628	630	693
収容定員充足率	74.8%	75.1%	71.4%	71.6%	81.5%
入学者数	159	172	145	173	214
入学定員充足率	72.3%	78.2%	65.9%	78.6%	112.6%

令和元(2019)年度決算は、法人全体では入学者数増加に伴う学生生徒等納付金収入の増加もあり、前年対比で総収入金額は増えたものの、人件費、教育研究費、管理経費等の支出金額も増加し、資金収支計算書上の年度収支差額はマイナス 270,263 千円の計上。

学生生徒納付金収入では人件費を賄えず、事業活動収支計算書での教育活動収支差額はマイナス 400,946 千円、経常収支差額はマイナス 407,503 千円の計上。

外部負債も運用資産（現金預金＋特定資産）を大幅に上回っており、運用資産余裕比率はマイナス 41.7%まで低下、極めて厳しい財務状況となっている。

学校別の状況では、資金収支計算書での「当年度資金収支差額」はマイナス 190,059 千円、事業活動収支計算書では、教育活動収支差額マイナス 215,118 千円、経常収支差額マイナス 217,560 千円と大幅な赤字となっている。

令和元(2019)年度に「集中経営指導法人」として文部科学省から対応要請されるなか、財務の健全化のため、令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度の 5 カ年間の「経営改善計画」を策定し、その実現に取り組む。

「経営改善計画」の財務上の数値目標は、中間目標が令和 4(2022)年度末時点で「教育活動収支差額」の黒字化、最終目標が令和 6(2024)年度末時点で「当年度資金収支差額」の黒字化である。その実現のため、今後、高大連携強化による高校からの本学への学園内進学者数の増加、募集戦略の強化、財務改革戦略（給与体系見直し、各種経費削減計画、学納金に応じた人件費導入の検討等）を重点事項として取り組んでいく。

●エビデンス集 データ編

【表 5-2】 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表 5-3】 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

【表 5-4】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【表 5-5】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）

●エビデンス集 資料編

【資料 5-4-1】 札幌大谷学園 経営改善計画

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画の財務状況の改善に資する主な事項は、次のとおりである。その財務上の数値目標を目標時期までに達成すべく進捗管理を徹底し、取組内容を着実に実行し、財務基盤の安定化を図っていく。

1) 学園内進学者の強化

高大接続強化により、高校から大学・短大への学園内進学者増加を図る。

2) 募集戦略

外部募集戦略、内部募集戦略の立案と実行に取り組む。

3) 財務改革戦略

給与体系見直し、各種削減計画、学納金に応じた人件費導入等の検討に取り組む。

4) 数値目標

令和 4(2022)年度末で「教育活動収支差額」の黒字化を中間目標とし、令和 6(2024)年度末で「当年度資金収支差額」の黒字化を最終目標とする。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠して行っている。会計処理の取扱いにおいて不明な点が生じた場合には、随時、公認会計士に確認し、適切な会計処理を行っている。

会計関係に関する基準や具体的な事務処理は、「学校法人札幌大谷学園 経理規程」、「学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則」、「学校法人札幌大谷学園 資産運用規程」及び「学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程」に定め、適切な会計処理を徹底している。

【資料 5-5-1】 ～ 【資料 5-5-4】

購入、発注あるいは支払については、金額に応じた決裁権限者の承認後、予算システム又は会計システムを通じて行われ、相互牽制が徹底されており、不適切な会計処理が生じない業務体制が確立されている。

予算については、経営改善計画に基づいた予算編成方針を示して、各部署の予算申請を取りまとめて編成し、12月開催の「評議員会」、「理事会」で承認を得ている。

入学者数の確定等により収入及び支出の予算修正の必要が生じた場合には、5月開催の「評議員会」、「理事会」で補正予算案を諮っている。

やむを得ない理由により予算追加の必要が生じた場合、あるいは予算執行状況から決定額が予算額と大きく乖離することが予測される場合は、「評議員会」、「理事会」を開催し補正予算案を諮っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、次のとおり、監事、公認会計士、内部監査室により適正に行われている。

1) 監事による監査

通年で、会計に関する帳簿、書類等の調査により会計監査を実施している。5月には、前事業年度の財務諸表の正確性を検討のうえ、監査意見を記した監査報告を、理事会に上程している。【資料 5-5-5】～【資料 5-5-7】

2) 公認会計士による監査

私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づく監査は、14日間前後、1日2人により中間監査及び期末監査を実施している。取引記録である帳簿と証憑等の確認、現金及び預金等資産現物と帳簿残高の照合、負債の網羅性の検証等により行われている。

3) 内部監査室による監査

内部監査は、年度当初に策定した当該年度の監査計画に基づき実施している。平成28(2016)年8月に財務課を監査対象とし業務監査を実施して、会計処理の適正性を確認した。【資料 5-5-8】

●エビデンス集 資料編

【資料 5-5-1】 学校法人札幌大谷学園 経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 学校法人札幌大谷学園 資産運用規程

【資料 5-5-4】 学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程

【資料 5-5-5】 学校法人札幌大谷学園 監事監査規則

【資料 5-5-6】 監査報告書

【資料 5-5-7】 独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-8】 学校法人札幌大谷学園 内部監査規程

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人会計基準」及び本学の会計関係諸規程により引き続き適正な会計処理を徹底するとともに、監事、公認会計士及び内部監査室による連携を強固にして三様監査の厳正

な実施体制を確立し、より一層厳格な会計処理を目指す。

【基準5の自己評価】

経営の規律は、寄附行為及び関係規程・規則に基づき、保持している。運営面においては、法人組織にかかる各規程及び管理運営にかかる各規程に基づき適正に運営されており、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく誠実性を維持している。

理事会は寄附行為及び関係規程・規則により最高意思決定機関としての体制整備がなされている。理事会は機動的に開催し、出席状況も良好であり、意思決定機関として十分な機能を果たしている。

大学の意思決定の仕組みは、意思決定組織である「大学協議会」及び「合同教授会」の議長を学長が務めていること、大学の決裁事項の多くが学長となっていることから、学長のリーダーシップが適切に発揮されている。

コミュニケーションとガバナンスは、「運営・諮問会議」（管理運営部門と教学部門）、「学園連携戦略会議」（法人本部と各設置校の事務局）の設置又は開催により、コミュニケーションが図られている。

監事による監査及び内部監査室による内部監査により、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが図れており、ガバナンスが有効に機能している。

業務執行体制の機能性は、寄附行為にかかる細則・規則及び法人組織にかかる各規程・規則に権限及び組織編成が定められ、業務の効果的な執行体制が確保されているとともに、管理体制も構築され有効に機能している。

財務基盤と収支は、平成27(2015)年9月に策定した中期計画「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画」に基づき、財務状況の改善に取り組んできたが、平成30(2018)年度決算において経営判断指標「C3」となった現状から、計画変更を余儀なくされた。現在、新たな「経営改善計画」を策定し、令和4(2022)年度に「教育活動収支差額」の黒字化、令和6(2024)年度に「当年度資金収支差額」の黒字化を目標に取り組んでいる。

会計は、学校法人会計基準に準拠し、適切な会計処理を徹底しているとともに、監事、公認会計士、内部監査室による厳正な監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、大学運営における自己点検・評価の重要性を認識し、平成 24(2012)年から自己点検・評価活動に取り組んでおり、学則第 2 条第 1 項に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行うことを目的として、大学と短期大学部の合同による「自己点検・評価委員会」を設置している。この委員会は「自己点検・評価委員会規程」に則り、学長を委員長とし、大学自己評価担当者及び短大自己評価担当者、各学部長、各学科長、各種委員会委員長及び委員長補佐、各センター長、大学・短期大学部事務局長、事務担当主管課職員、運営企画室長を構成員としている。「自己点検・評価委員会」は、学長のリーダーシップの下、管理職をはじめ、本学が設置する各種委員会の全委員長が本学の現状及び今後の課題等について共通認識を持ち、本学の使命・目的及び教育目的達成に向けて、自己点検・評価活動のできる体制を整えている。【資料 6-1-1】～【資料 6-1-3】

さらに、自己点検・評価の結果をもとにした自己改善により、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することを目的として、令和元(2019)年に内部質保証に関する全学的な方針を明示した「内部質保証方針」を定めている。【資料 6-1-4】

内部質保証のための恒常的な組織体制の整備については、学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学部学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、運営企画室長、事務局の各課長が加わり、意思決定のプロセスにおいて教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するために設置している大学協議会の構成員をもって組織する「内部質保証会議」を設置し、学長を議長として自己点検・評価及び外部評価の結果を検証するとともに改善の実施と結果の検証も行っている。【資料 6-1-5】

●エビデンス集 資料編

【資料 6-1-1】札幌大谷大学学則

【資料 6-1-2】札幌大谷大学短期大学部学則

【資料 6-1-3】自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-4】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証方針

【資料 6-1-5】内部質保証会議 議事録

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証方針の明示と内部質保証会議の設置から日が浅く、本格的な取組とその成果は十分なものとなっていない。今後は、教職員全てが内部質保証に対する強い意識を持

続させるための教育と、内部質保証会議を中心とした PDCA の実践を積み重ねていくこととする。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の学則第 2 条において、教育研究上の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことと、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受ける旨を明記し、自己点検・評価委員会を設置して運営企画室が庶務を掌りながら、自主的・自立的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価を行うにあたっては、毎年、エビデンスとしてのデータと資料を更新及び収集しており、これに基づいて 3 年ごとに自己点検・評価書を作成して学内外へ公表することとしている。

平成 29(2017)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審して適合の評価を受け、その結果についても本学ホームページで公開している。【資料 6-2-1】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、自己点検評価のための情報収集とデータ分析とその活用について、これまで個々の担当部署で検討や改善を中心として行ってきたが、これらを総括して全学的な点検・評価活動に結びつけるために、平成 28(2016)年度に「運営企画室」を設置し IR 機能の構築と体制の整備を図った。「運営企画室」を軸に、各部署及び自己点検・評価委員会、さらには内部質保証会議が連携することにより、内部質保証の充実が図られている。【資料 6-2-2】

IR 活動を具体的に始動させるあたり、他大学での活動を参考にして本学ですぐに取り掛かれる事例を研究した。システム導入についても検討したが、小規模大学ならではの特長を生かし、教職員間の連携によるデータの活用に取り組むこととしてシステムの導入は当面行わないこととした。

まずは、平成 30(2018)年度に IR のための点在する学内データを一元的に運営企画室が集約して、教職員が活用できるよう「学内 IR データ管理表」を作成して公開した。【資料 6-2-3】

データに基づく総合的な学生支援を推進するため、以下のとおり令和元(2019)年から継続的に調査を実施している。

入学時の「建学の精神などに関する意識調査」、2 年生以上を対象とした「学生生活実態調査（学修行動調査と満足度調査を同時に実施するもの）」、卒業時の「ディプロマ・ポリ

シー達成度調査（自己評価）」を実施して集計結果を教職員に公開している。本格的な分析作業は未遂の状態にあるが、学生の履修歴や成績等を含むパーソナルデータと調査への回答内容を重ねるデータを作成しており、今後も着実に取組みを重ね、エンロールメント・マネジメントに繋げる仕組みを構築することとしている。【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

●エビデンス集 資料編

【資料 6-2-1】 平成 29(2017)年度自己点検評価書

<https://www.sapporo-tani.ac.jp/about/general/evaluation>

【資料 6-2-2】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 運営企画室規程

【資料 6-2-3】 学内 IR データ管理表

【資料 6-2-4】 建学の精神などに関する意識調査

【資料 6-2-5】 学生生活実態調査

【資料 6-2-6】 ディプロマ・ポリシー達成度調査 2019 集計結果

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、自己点検・評価委員会及び内部質保証会議において、各部署から提出された改善計画とその結果について、PDCA の妥当性を含めて綿密に検討・評価し、必要に応じて計画の修正・追加や新たな課題・改善方策等を追加提案する等のフィードバックを行い、内部質保証を機能させるための総合調整の実施を検討する。

IR については、教学マネジメント指針（令和 2(2020)年 1 月 22 日、中央教育審議会大学分科会）を踏まえ、IR の事務部門である運営企画室に教員を加えた教学 IR 組織を確立し、学長をはじめとするマネジメント層に対して、教育改善のための判断を下すための情報を的確に提供する体制を構築する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証活動として、ディプロマ・ポリシーを基本とした学修成果の点検・評価を行うために、学生を対象とした「学生生活実態調査（学修行動調査と満足度調査を同時に実施するもの）」や「ディプロマ・ポリシー達成度調査（卒業時の自己評価）」の結果を検証するとともに単位修得状況や GPA 分布といった学修状況の分

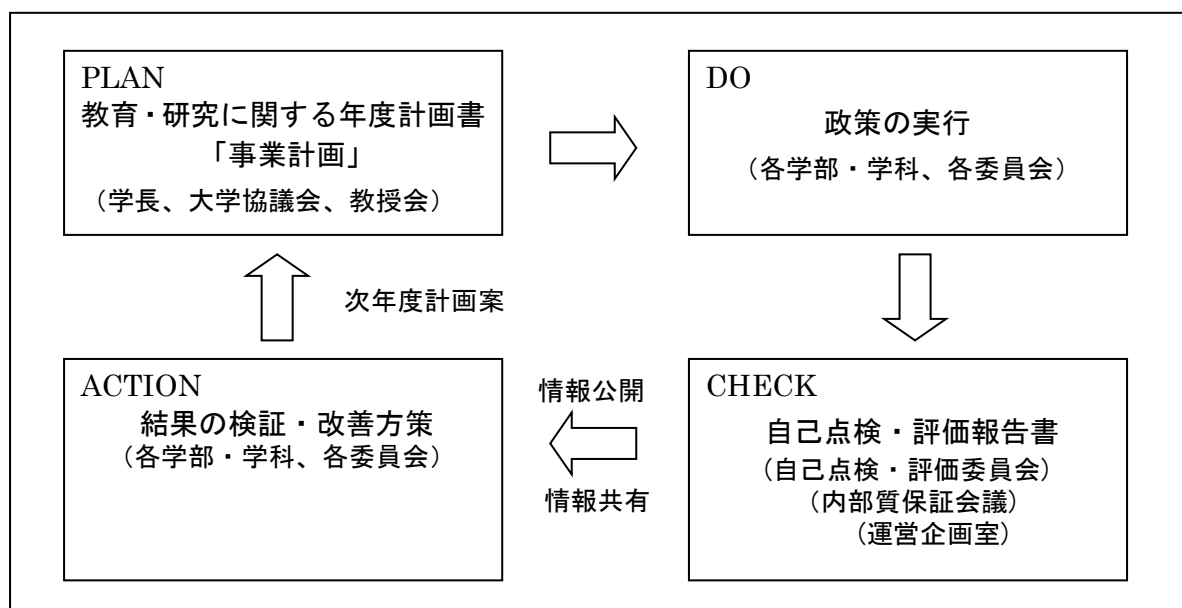
析、さらには資格取得状況や就職状況を加味した議論を学科や委員会等で行っている。認証評価受審後の対応として、自己点検・評価委員会において「2018年度以降の自己点検・評価委員会の活動計画」が承認され、内部質保証と改善につなげるための自己点検・評価活動に取り組んでいる。【資料 6-3-1】

まず、自己点検・評価委員会、事務局等の各組織に対し平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度の 3 年計画で「大学機関別認証評価における参考意見等に対する点検評価 実施計画」と「大学機関別認証評価における改善・向上方策(将来計画)等に対する点検評価 実施計画」について、自主的・自律的な点検評価を求め、改善を促した。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

点検評価・実施計画の項目は、改善・向上方策に対する対応計画 (plan: P) とその計画の実施 (do: D) と結果に対する自己点検・評価 (check: C)、そして次年度の計画(課題・改善方策) (action: A) が記載され、各組織単位で PDCA に基づく自己点検・評価を実施している。【図 6-3-1】のように、全学的な PDCA サイクルの仕組みの確立を目指している。

そして、これに対するチェック機能を果たす組織として、内部質保証会議を設置して全学における教育の恒常的な改善・向上を推進している。

【図 6-3-1 本学の PDCA サイクル】



各委員会や部署で挙げた問題点や改善点は、次年度の事業計画に反映して改善や改革を進めており、内部質保証に向けた組織体制を構築し責任を明確にしながら、次のような改善が行われている。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

1) ブランディング戦略の明確化と全学一丸となった学生募集活動の展開

入学者の増加を図るため、全教職員が一丸となって積極的な学生募集活動に取り組んだ。フッキング、ブッキング、フォローといった学生募集の活動の基本に忠実な施策を関係者に周知徹底し、接触者へのきめ細かな入学勧誘活動を実施した。

さらに、学生募集広告上の対外的な名目組織である入学支援センターを作り、業務委託

形式でエグゼクティブ・マネジャーを配置して、専門的かつ地域密着的なイベント「響流セミナー」や「道東コンサートツアー」などを展開、その他、学生プロジェクトチームによる FM 民放のラジオ番組「たがりな！」の放送についても一定の効果があった。

ブランディングの展開については、全学園的な展開を狙って、札幌文化芸術劇場とのスポンサー契約を活用して「札幌大谷大学サテライト」を年2回開催して、今後の展開の足掛かりを作った。

安定的な志願者確保を目的として「札幌大谷は変わります」とのスローガンの下、学科の枠を超えた履修を可能にするカリキュラムと副専攻制度の導入、専門性を高めた多彩な学びを実現するための専攻・コースの変更、出願前の申請を可能にした授業料減免制度、教授陣の充実、校舎新築等による施設設備のリノベーション、さらには全学科合同の初年次教育プログラムの創設、キャリア支援センターの創設とキャリア支援プログラムの展開と言った数多くの新体制を作り上げた。

2) カリキュラム改革

他大学にない「札幌大谷の学び」を展開するためにカリキュラム改革を行った。

① 初年次教育

学生の自己理解と他者理解を促し、初年次学生が身につける「7つの力」を学びながら、大学に対するポジティブな理解をもたらすため、大短合わせて全学科共通の初年次教育を実践した。

② 副専攻（マイナープログラム）制度

学科の専門領域とは別の領域を学ぶことで幅広い知識と教養を身につけられるよう、学科を越えた副専攻（マイナープログラム）制度を創設した。

③ キャリア支援プログラムとキャリア支援センター

学生のキャリア形成を促進して幅広い進路選択を可能にするため、社会人基礎力の養成、インターンシップ、学園公務員講座など多彩なキャリア支援プログラムを展開した。

また、これらのプログラムの実効性を高めるためにキャリア支援センターを創設するとともに事務局にキャリア支援課を新設して教職協働によるセンターの運営を行った。

3) 組織改革

専門的な領域を増やすことで幅広い知識を身につけ、領域横断的な専門性を持った人材を育成するために、専攻やコースなどの組織を改革した。

音楽学科では「音楽指導コース」を「音楽総合コース」に変更して、音楽を総合的に学びたい者へ門戸を開いた。

美術学科では、これからのファッションデザインに必要な 3D 技術などを学ぶ「ファッション・デジタルファブリケーション専攻」を新設した。さらに「グラフィックデザイン専攻」を「グラフィック・イラスト専攻」に、「情報デザイン専攻」を「情報・プロダクトデザイン専攻」に改め、時代にマッチした教育を展開している。

4) アドミッション・ポリシーの見直し

大学協議会で検討を重ね、令和 3(2021)年度入学者に対するアドミッション・ポリシーを制定した。【資料 6-3-6】

これらのことから、自己点検・評価及び認証評価などの結果を踏まえた中長期的な計画

に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能していると言える。

●エビデンス集 資料編

【資料 6-3-1】 2018 年度以降の自己点検・評価委員会の活動計画

【資料 6-3-2】 大学機関別認証評価における参考意見等に対する点検評価 実施計画

【資料 6-3-3】 大学機関別認証評価における改善・向上方策(将来計画)等に対する点検
評価 実施計画 提出状況

【資料 6-3-4】 2020 年度 事業計画

【資料 6-3-5】 2019 年度 事業報告

【資料 6-3-6】 アドミッション・ポリシーの見直し資料

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーに基づく教育の PDCA サイクルを徹底し、内部質保証システムを確立させる。そのために IR 活動を強化し、客観的なデータとエビデンスにもとづいた自己点検・評価活動を推進する。

さらに、教育改革の取組みに対する学科等への学長裁量による支援を継続する。

【基準 6 の自己評価】

本学は、自己点検・評価活動を PDCA サイクルに基づいて実施するとともに定期的な大学機関別認証評価の受審、さらに事業計画書、事業報告書の作成は定着化している。IR 活動も運営企画室を中心に、できるところから調査とデータの収集、分析を行っている。「自己点検・評価委員会」によって評価書の作成がなされ、そこでは学長の主導性と各部署の長による機動性をもった体制によって検討が進められ、さらに内部質保証会議で検証を行うことにより成果を上げつつある。

これは、本学の大学規模からすると、効果的・効率的なかたちであり、継続的に点検・評価を実施していく方法としては最適であると考えられる。

自己点検・評価は、その基となる三つのポリシーと確認可能なエビデンスに基づいて実証的に行っている。また、自己点検・評価活動によって立案された改善・向上方策は、事業計画書に盛り込み、進捗状況を点検しながら継続的に実行している。

本学の課題等について審議し、全学的な意思統一、課題解決のための検証の場として「内部質保証会議」を設置してその機能を果たしている。

これらのことから、基準 6 を満たしていると判断しているが、更なる改善・向上が必要であることも認識し、真摯に取り組んでいる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

<大学施設の開放及び人的資源の提供>

《音楽学科》

芸術学部音楽学科は、北海道唯一の音楽学科として、北海道の音楽文化の向上と発展に貢献する人材の養成を教育目的の一つに掲げ、本学招聘教員による特別講義や特別レッスンの一般公開、大谷記念ホール等の演奏施設の開放、また本学施設を活用しての専任教員・非常勤講師による中学生や高校生などへの実技指導などをおして、物的・人的資源の社会への提供を十分に行ってきた。主なものは次のとおりである。

1) 吹奏楽セミナー（平成 20(2008)年度～）

北海道内で吹奏楽を学ぶ高校生・一般の方を対象に、本学教員が実技レッスンを行う。新学期で楽器を始めたばかりの生徒が、プロの演奏家から実技の基礎を指導される貴重な機会を提供する企画で好評を得ている。平成 27(2015)年度より講師と本学学生による吹奏楽演奏会も実施している。【資料 A-1-1】

2) 響流セミナー（平成 19(2007)年度～）

北海道内でピアノや声楽を学ぶ幅広い年齢層の音楽愛好者向けに、主に本学教員が道内各地に出張して行うセミナーであり、個人レッスン、講座、演奏法レクチャー、体験ソルフェージュ等、複合的に音楽を学べる内容である。初回は北見、帯広、旭川、函館で開催した。平成 30(2018)年度は、新たにトークコンサートを加えて、旭川、帯広、北見、函館で開催した。令和元(2019)年度は新たに声楽も加えた響流セミナーを実施した。【資料 A-1-2】

3) 札幌大谷音楽コンクール（平成 18(2006)年度～）

札幌大谷学園創立 100 周年を記念して創設された音楽コンクールで、部門はピアノ、声楽、管弦打楽、電子オルガン、作曲（第 2 回から）の 5 部門である。対象は小学校高学年（ピアノのみ）、中学校、高等学校であったが、平成 28(2016)年度から大学／一般を加えた。本学園の高等学校と大学の教員が審査にあたる。これまでは隔年開催であったが、より一層の普及を目指して平成 28(2016)年度から毎年開催とした。本学の札幌大谷記

念ホールの優れた音響環境を体験できる機会を提供すると共に、参加者全員に講評を送付することで、学びの発達を促している。【資料 A-1-3】

4) 図書館

西洋音楽や民族音楽に関する専門図書や楽譜、AV 資料を豊富に備えた蔵書は、北海道でも独自の意義を有し、一般利用者が閲覧や試聴ができる。【資料 A-1-4】

5) 大谷記念ホール・百周年記念館同窓会ホール・響流ホール

本学は、音楽教育研究に特化した施設として、①道内でも有数の音響を誇る「大谷記念ホール」(客席数 352)、②室内楽から合唱、小オーケストラまでのさまざまなアンサンブルの演奏会や練習場に適した「百周年記念館同窓会ホール」と、③「響流ホール」の計 3 つを有し、学生による自主的な発表の場を提供するだけでなく、卒業生を中心に外部団体にもこれらの施設の貸出しを行っている。

6) 学生演奏家の派遣

本学は北海道唯一の音楽学科として、道内各地からの演奏依頼に対して学生を派遣しており、北海道での音楽文化の普及に学生が直接参加する機会を提供している。札幌市東区主催「東区健康づくりフェスティバル」、音楽学科及びヤマハ・ミュージックリテイリング札幌店との共催による「Sapporo Big Valley Festival」、PMF 組織委員会主催「PMF コンサート」等に学生を派遣した。【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

7) 特別講義

令和元(2019)年度に音楽学科が連携協定を締結した北星学園女子中学高等学校音楽科の生徒を対象に、本学教員による特別講義を開催した。【資料 A-1-7】

《美術学科》

芸術学部美術学科は、北海道の美術文化の向上と発展に貢献することを教育目的の一つに掲げ、道内美術文化施設における講演会・公募展などに対し専任教員・非常勤講師の派遣・運営協力を行い、高校生などへの実技指導をとおして、本学の人的資源の社会への貢献に努めている。

1) 札幌市東区役所のタッピー通信、ひがしく健康・スポーツまつりへの協力

東区役所が放送しているローカルラジオ局の番組「タッピー通信」の広報媒体としてポスターの制作を行った。また、ひがしく健康・スポーツまつりのためのポスターやチラシ制作に協力し、東区民に配布された。【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】

2) 奈良美智 特別講義

世界的に評価されている美術作家である奈良美智氏に依頼し、本学記念ホールで特別講義を開催した。【資料 A-1-10】

3) 「北海道開教の始まり〈現如上人の足跡〉」

映画制作における「北海道開教を考える会」への協力

北海道命名・宗門開設 150 周年記念式典で配布予定の映画 DVD の制作を行った。【資料 A-1-11】

4) 「エゾシカニカワ」制作

北海道では、エゾシカと人間の共存、北海道の豊かな生物多様性を守ることを目的に「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、「北海道エゾシカ管理計画」を策定して、エ

ゾシカを活用する取組みが行われている。本学では北海道産のエゾシカ皮に着目し、近代以前の伝統的な膠づくりと結びつけ、天然素材にこだわった良質で安全な膠の開発・制作を行った。完成した商品は、大丸藤井セントラルで開催された「北海道画材ユーザーショー2019」で販売し、準備した10個が初日に完売し、追加で用意した9個も翌日に完売した。【資料 A-1-12】

5) 大藪雅孝展覧会「アトカタ」におけるアートディレクション

7月26日～9月16日にだて歴史文化ミュージアム 宮尾登美子記念アートホールで行われていた日本を代表する画家・大藪雅孝の没後初めての展覧会「アトカタ」のアートディレクションを行った。【資料 A-1-13】

6) 北海道高等学校文化連盟（高文連）への協力

美術展・研究大会への講師派遣及び実技指導を行った。【資料 A-1-14】

7) 出張ワークショップ

道内の小中学校、イベント会場において、教職課程の学生を中心としたアートに親しむためのワークショップ「アートキャラバン」を行い、教職課程を履修する学生の実践の場となっている。以下に概要を示す。【資料 A-1-15】

令和元(2019)年

- ・心をとらえるアート展／マガン兄弟 まーくんとがんちゃんを作ろう／美唄市立中央小学校
- ・かんらん岩を使って様似の風景を描く／様似町立様似小学校

8) 出張授業・進路講話

さまざまな事情により専任美術科教諭を配置していない北海道内の高校からの依頼により、学科独自のプログラム「がんばれ！美術の時間」を設定して教員を派遣し、教科や美術部の実技指導を行った。また、進路指導部からの依頼で、芸術系進路についての進路講話も実施した。【資料 A-1-14】

《地域社会学科》

社会学部地域社会学科は、地域発展の中核を担う人材の育成、とくに北海道内の中・小規模都市における人材育成に貢献することを目的に、地域社会との連携及び協力体制を重視している。

1) 出張講義・進路講話

北海道内の各高等学校からの要請に応じて、大学での学び、大学の学問領域と進路選択、社会人基礎力育成に関わるワークショップなど高校生のキャリア形成に関わる分野での進路講話や小論文・作文指導、社会学に関わる学問領域を高校生に紹介するための出張講義等を実施した。また、共和高校及び上士幌高校において、教職員を対象に高校の学びとキャリア形成をテーマとした出張研修を行った。【資料 A-1-16】

2) 高校生インターンシップの受入れ

札幌市立高校より、キャリア教育の一環として、本学の施設（図書館・附属幼稚園など）を実習場所として、高校生インターンシップ生を受入れた。それぞれの施設でのビジネスマナーを含めた職業体験に加えて、高校生による教職員へのインタビュー活動も取り入れた企画とすることで、高校生の主体性を育成することを意図した。

3) ひがしく健康・スポーツまつりへの協力

ひがしく健康・スポーツまつりでは、高齢者疑似体験やふまねっと体操のブースを設け、教員及び学生を派遣した。【資料 A-1-9】

<公開講座>

本学の公開講座は、大学・短期大学との合同で、1年をとおして開催している。講座のテーマは、本学の特色を活かして、仏教・保育・音楽・美術・社会の5分野を開講している。開催にあたっては、「道民カレッジ」の連携講座として実施しており、受講料は、材料費・人件費等として徴収している。【資料 A-1-17】

● エビデンス集 資料編

【資料 A-1-1】 吹奏楽セミナー2019 募集要項

【資料 A-1-2】 響流セミナー

【資料 A-1-3】 第9回大谷音楽コンクール

【資料 A-1-4】 図書館利用案内

【資料 A-1-5】 東区健康づくりフェスティバル

【資料 A-1-6】 Sapporo Big Valley Festival

【資料 A-1-7】 北星学園女子中学高等学校音楽科と札幌大谷大学芸術学部音楽学科との連携協力に関する協定書

【資料 A-1-8】 タッピー通信

【資料 A-1-9】 ひがしく健康・スポーツまつり

【資料 A-1-10】 奈良美智 特別講義

【資料 A-1-11】 北海道開教の始まり<現如上人の足跡> 企画書

【資料 A-1-12】 エゾシカニカワ <https://ezoshikanikawa.com/>

【資料 A-1-13】 大藪雅孝展「アトカタ」アートディレクション
<http://af.sapporo-otani.ac.jp/archives/1377>

【資料 A-1-14】 がんばれ！美術の時間

【資料 A-1-15】 がんばれ！美術の時間「オオタニ アートキャラバン in 美唄」

【資料 A-1-16】 2019年度 出張講義一覧

【資料 A-1-17】 公開講座集計表 2017～2019年度

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の物的・人的資源の社会への提供に関しては、地域社会の要望を受けとめながら、社会連携センターが中心となり、本学の教育研究活動の特色を活かした全学的な社会貢献の方策を検討する。

公開講座に関しては、美術学科や地域社会学科の開設により、多様な講座内容が可能となったことを受け、令和元(2019)年度には全学で22講座を実施した。

A-2. 教育研究上における、他大学や他法人との適切な関係の構築

A-2-① 教育研究上において、他大学や他法人との適切な関係

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

<企業や他大学との連携事業>

《音楽学科》

1) リスト・フェレンツ音楽芸術大学との国際交流協定

本学は、平成 18(2006)年の札幌大谷大学音楽学部開設を機に、前身である札幌大谷短期大学時代から交流活動を続けてきたハンガリー国立リスト・フェレンツ音楽芸術大学との間に「教育研究の国際交流に関する協定」を結び、現在に至っている。同大学教授で本学客員教授のラントシュ・イシュトヴァーン氏(ピアノ)が毎年 2 週間ずつ来学し、学生を対象とする実技レッスンや特別講義を実施するほか、ピアノコース教員対象の FD 研修会や、道内各地での響流セミナーの講師として地域の音楽文化へ貢献している。

また、海外研修の際には、学生同士の交流演奏会も開催している。

平成 30(2018)年度には、リスト音楽院のファルカシュ・ガーボル氏のピアノリサイタルで「リストの巡礼の年」全曲というプログラムを記念ホールで開催した。

海外研修旅行では、各コースの学生が本場リスト音楽芸術大学において、マスタークラスを受講した。令和元(2019)年度は、ラントシュ・イシュトヴァーン客員教授が道内響流セミナーでのレクチャー「ロマン派のピアノ演奏法」、学生特別レッスン、札幌コンサートホールとの連携事業・リスト音楽院セミナーに於ける「ドビュッシーのプレリュード」のレクチャーを開催した。

2) ペーチ大学との共同連携協定

平成 25(2013)年 10 月には、更なる教育研究の充実を図るため、ハンガリー国立ペーチ大学との「共同連携協定」を締結した。平成 28(2016)年度の海外研修旅行では、ペーチ大学を訪問し、「専門週間」の一環として両学生による「交流演奏会」を開催した。

3) 札幌コンサートホール Kitara 及び北海道教育大学の連携事業

札幌コンサートホール Kitara との連携事業はこれまで個別に行われてきたが、これらを一貫した展望のもとに総括することで、より緊密な連携体制を築き、両者の目的である地域社会での音楽芸術の普及・交流向上と、音楽教育及び文化の振興を促進するため、平成 28(2016)年度に本学と札幌コンサートホール Kitara に新たに連携協力協定を締結した。主な内容は、音楽芸術の普及向上事業、教育研究活動、人的交流、人材育成、施設の利用などである。

本学と札幌コンサートホールとの連携事業としては「リスト音楽院セミナー」が挙げられる。これは札幌コンサートホール Kitara を会場として、本学が協定を結ぶリスト音楽芸術大学の教員を招聘して行われるセミナーであり、ピアノコースと弦楽コースがある。その一環として本学の大会記念ホールを会場に、本学と北海道教育大学の学生を対象に同セミナー教授陣による「公開レクチャーレッスン」が開催され、一般市民にも

公開している。【資料 A-2-1】

平成 30(2018)年度は、ファルヴァイ・シャーンドル教授による「公開レクチャーレッスン」が開催された。このほかの札幌コンサートホールとの連携事業としては、同ホール専属オルガニストによる「パイプオルガン特別講義」がある。

「若い芽のコンサート」(旧サマーコンサート)は本学と札幌コンサートホール及び北海道教育大学との連携事業であり、本学と北海道教育大学から推薦された学生による演奏会で、地元で新人演奏家を紹介する役割を担う。

4) 北海道三岸好太郎美術館との連携事業

北海道立三岸好太郎美術館との連携事業として、本学の卒業演奏会で優秀な成績を収めた学生の中から 2 組を選抜し、同美術館にて約 1 時間の「ミニ・リサイタル」を毎年 1 回開催している。前述の「若い芽のコンサート」と並び、若手演奏家の紹介に寄与している。

5) 地元楽器店との連携事業

札幌市内のカワイ楽器と本学が共同企画し、同社の演奏ホール(カワイシュシュホール)における本学学生のリサイタルシリーズを立ち上げ、学生・卒業生の学外でのデビューの機会を提供している。平成 30(2018)年度のリサイタルシリーズ第 2 回では、2 人の学生によるジョイントリサイタルが行われた。

ヤマハ・ミュージックリテイリング札幌店とは、平成 28(2016)年度より連携事業として、「Sapporo Big Valley Festival」を立ち上げ、2 年連続で「モーツァルト」をテーマに多彩な催しを行った。令和元(2019)年度は「ベートーヴェン」をテーマに、レクチャーとコンサートを開催した。【資料 A-2-2】

6) 札幌交響楽団との連携活動

本学は、北海道の音楽文化の向上に寄与するため、北海道唯一のプロフェッショナルなオーケストラである「公益財団法人札幌交響楽団」のパトロネージュ会員(維持会員)として、楽団の運営活動を支援している。一方、同楽団からは多数の楽団員が本学の非常勤講師として教育研究活動に参加している。平成 27(2015)年度には、本学と札幌交響楽団との協力関係をさらに発展させ、地域社会における音楽芸術の普及向上、教育及び文化の振興により一層寄与するために「相互協力協定」を締結した。平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度には、札幌コンサートホール Kitara を会場として行われた「札幌の第 9」に本学合唱団が出演した。また、連携協定を利用して、インターンシップを継続して行っている。5 人の学生が、コンサート裏方スタッフとして参加した。

7) PMF との交流事業

本学は、毎年 7 月に札幌で開催される国際教育音楽祭「パシフィック・ミュージック・フェスティバル(PMF)」との交流事業を行ってきた。平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度には、本学音楽学科学生合唱団が PMF 演奏会に出演するとともに本学学生を対象としたマスタークラスに参加している(一般公開)。令和元(2019)年度には合唱団参加やマスタークラスのほか、本学トランペットアンサンブルがオープニングコンサートやアカプラコンサート等へ出演した。

8) 札幌音楽家協議会との連携協定

本学の実技系教員・講師の多くが所属する札幌音楽家協議会とは、長年にわたり毎年

度個別の連携活動（招聘音楽家と教員学生との国際的交流、会場提供等）を実施してきたが、より一層の北海道の音楽芸術の普及向上、教育及び文化の振興に寄与するために、平成 28(2016)年度、本学と札幌音楽家協議会とで連携協力協定を締結した。平成 29(2017)年 3 月には、札幌の姉妹都市、テジョン市の合奏団が来札し、本学と札幌音楽家協議会が連携して「国際交流演奏会」を開催した。相互の演奏家による共演、学生の参加による特別講義に加え、交流会では、韓国の若手の演奏家と本学の学生が共演・交流する場を設けた。令和元(2019)年度は国際交流演奏会として、グヤーシュ・マルタ先生の学生特別レッスンと、音楽家協議会との室内楽の共演演奏会を開催した。

9) 「アートプログラム」(平成 30(2018)年度～)

平成 30(2018)年に新設された札幌文化芸術劇場 hitaru と教育・文化の振興に寄与する連携協定を結び、同年には音楽や舞台芸術の魅力を届ける事業「アートプログラム」を同劇場の公演内容に合わせて 2 回開催し、令和元(2019)年には連携事業として 3 回実施し、各テーマに沿って作品の見どころ・聴きどころを解説した。【資料 A-2-3】

10) 札幌テレビ放送株式会社からの受託事業

平成 30(2018)年度、開局 60 周年を記念するための特別番組として、札幌テレビ放送が制作した「ソラタビ北海道」で使用する音楽制作を、音楽学科教員と音楽学科学生が担当した。作曲コース教員と学生が作曲と編曲を行い、ピアノコースと管弦打楽コース学生が演奏したものを、本学大谷記念ホールで録音した。同番組は 10 月 13 日と 10 月 20 日に放送された。【資料 A-2-4】

《美術学科》

1) 北海道歴史文化財団との連携事業

北海道開拓の村からの受託事業として、北海道開拓時代の建造物や古い襖絵を鑑賞しながら伝統文化に触れることを目的とした「日本画を描こう」を開講し、本学美術学科の教員・学生が講師として参加した。【資料 A-2-5】

2) 北海道日本ハムファイターズとの連携事業

北海道日本ハムファイターズから協力要請があり、美術学科教員が「つまようじアート」の下絵の原画や図面の制作、作業手順等を作成した。【資料 A-2-6】

3) 様似町アポイ岳ジオパーク推進協議会との連携事業

かんらん岩等の様似町で採取した石を使って絵具を作り、それを活用して本学学生と様似町内の児童が共に描くワークショップを行った。完成作品はジオパーク全国大会にて展示された。【資料 A-2-7】

4) 森整骨・はりきゅう院 ロコステーションおとな塾との連携事業

同院立ち上げのためのロゴマーク作成を行った。

5) 札幌駅前通まちづくり株式会社との連携事業

札幌駅前通まちづくり株式会社が行った社会実験「STREET LOUNGE CO-bar」において、イベントで使用する自家発電機の制作と当日の運用を担当した。同イベントは札幌の冬の新たな体験と景観を創り出し、市民や観光客に魅力を発信する目的で行われたもので、参加者との情報交換の機会となった。【資料 A-2-8】

《地域社会学科》

1) 積丹町観光協会との協働事業

積丹町観光協会の受託事業として、北後志9市町村（共和・岩内・泊・神恵内・積丹・古平・仁木・余市・赤井川）における観光客の動向を計量的に把握することを目的に、地域社会学科の教員・学生が情報を取得するとともに、データ解析と報告書の作成、成果報告を行った。

2) 北海道日本ハムファイターズとの連携事業

北海道日本ハムファイターズから協力要請があり、地域社会学科教員・学生は「つまようじアート」の制作を地域や道内大学野球部に要請したほか、自らも制作ボランティアとして加わった。【資料 A-2-6】

3) たがりな

札幌大谷大学プレゼンツ「たがりな！」及び「たがりな！！」は、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部の持つ、音楽学科、美術学科、地域社会学科、保育科それぞれの特徴を活かしたコンテンツとして、平成30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけてFM AIR-G「SCHOOL OF LOCK! (スクール・オブ・ロック!)」内の10分コーナーをラジオドラマとして展開したものである。

「たがりな！」の活動は元々、大学広報の一環ではあったが、プロジェクトを通し、チームで動くために必要なコミュニケーション能力や、他者の視線を意識し、責任をもった制作物をつくることのできる学生を育てることができた。また、このプロジェクトをとおして、それぞれの分野に関係する仕事の足がかりをつくることができた。【資料 A-2-9】

《全体》

＜札幌市東区・本学・天使大学・札幌保健医療大学・北海道スポーツ専門学校との連携事業＞（平成24(2012)年3月～）【資料 A-2-10】

札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部は、札幌市東区及び東区内に設置されているほかの教育機関（学校法人天使学園 天使大学、学校法人吉田学園 札幌保健医療大学、同学園 北海道スポーツ専門学校）との5者で、それぞれの教育研究上の特色や機能を活かし、東区のまちづくりを推進することを目的として、地域連携に関する年間協定を締結している。この締結は、これまで個別に行われてきた本学と東区との連携事業を、改めて東区とほかの教育機関との連携事業の一環として統合・整備したものである。連携内容は、①健康づくりの推進、②芸術文化及びスポーツの振興、③子育て支援、④地域連携事業を通じた実践能力の育成、⑤その他 を含んでいる。

①に関しては、「東区健康づくりフェスティバル」や北光地区福祉のまち推進センター事業「健康講座とふれあい昼食会」に音楽療法コースの教員・学生が参加し、美術学科はポスター・チラシのデザイン制作、地域社会学科はサッカー教室、保育科は折り紙講習会を実施することで協力した。【資料 A-2-11】

②に関しては、「ひがしくハッピー・タッピーコンサート」や「丘珠文化祭」に音楽学科教員・学生が出演したほか、「北光地区まちづくり協議会報告会」にて音楽療法講座を開いた。また、美術学科学生が、前年度からの継続事業として、東区のラジオ局「タッピー通

信」のポスター制作を担当した。【資料 A-2-12】【資料 A-2-13】

● エビデンス集 資料編

- 【資料 A-2-1】 リスト音楽院セミナー&コンサート
- 【資料 A-2-2】 Sapporo Big Valley Festival
- 【資料 A-2-3】 アートプログラム
- 【資料 A-2-4】 ソラタビ北海道
- 【資料 A-2-5】 日本画を描こう
- 【資料 A-2-6】 つまようじアート
- 【資料 A-2-7】 様似町アポイ岳ジオパークワークショップ
- 【資料 A-2-8】 STREETLOUNGE CO-bar
- 【資料 A-2-9】 札幌大谷大学 presents たがりな！！AIR-G' FM 北海道
80.4<https://www.air-g.co.jp/tagarina/>
- 【資料 A-2-10】 札幌市東区・本学・天使大学・札幌保健医療大学・北海道スポーツ専門学校との連携事業
- 【資料 A-2-11】 東区健康づくりフェスティバル
- 【資料 A-2-12】 ひがしくハッピー・タッピーコンサート・丘珠文化祭
- 【資料 A-2-13】 タッピー通信

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

芸術学部音楽学科は、前身である音楽学部時代から引き続き、北海道内及び海外の音楽系・芸術系団体や他大学との間に、安定して相互に有意義な関係を構築してきている。

芸術学部美術学科は、文化・スポーツ・医療・地域振興等、北海道内の様々な団体からの要請を受けて、特色ある活動を展開している。

社会学部地域社会学科は、芸術学部と連携しつつ、域学連携協定を締結している自治体をはじめ、海外との交流にも取り組んでいる。今後もそれらの維持に努めるとともに、本学の人的・物的資源を活かした新たな連携事業の可能性を検討する。

A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-①大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

平成 24(2012)年度における社会学部地域社会学科の新設及び芸術学部美術学科の増設により、本学独自の地域貢献事業を多面的に展開する可能性が広がった。そのため個々の連携事業を集約し、より効果的に実施するための体制を整える必要から、平成

28(2016)年度に「地域連携センター」を設置し機能集約を進めた（平成 29(2017)年度より社会連携センターに改称）。

＜北海道との連携事業＞（平成 30(2018)年 9 月～）

北海道の農村活性化に向けた施策「農村ツーリズム（農たび・北海道）」との連携事業を行った。この事業は、農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農業や観光業などの多様な主体が地域ぐるみで農泊や教育旅行に取り組む「農村ツーリズム」を、「農たび・北海道」の愛称とともに推進するものである。

このシンボルマークに本学の学生の作品が選ばれ、ポスターデザイン制作や地域活性に向けたプレゼンテーションを行うなど本学美術学科及び地域社会学科の学生が参加した。【資料 A-3-1】

＜本学と美唄市との連携事業＞（平成 24(2012)年 3 月～）

本学と北海道美唄市との間で、地域の活性化とともに、次代を担う優れた人材の育成や学術振興に寄与することを目的とした連携協定を締結している。連携内容としては、

(1) 美唄市の地域資源を活かした、新たな地域づくりを進める実践的人材の育成を目的とする「美唄サテライト・キャンパス」等、美唄市が取り組んでいる多様な交流事業の展開に対して、本学が指導・助言などの協力を行う。(2) 実社会で通用する有為な人材の育成に資するため、美唄市が本学に対してインターンシップやフィールド調査等の教育の場を提供すると共に、特別講義の実施などで本学の教育カリキュラムに協力する。(3) その他、地域活性化や人材育成に関する連携事業に取り組む、というものである。

平成 30(2018)年度においては、美術学科が「チョークを使った黒板アート作成講座」、「広報デザイン」、地域社会学科が「これからの美唄を考える」、「新入社員必見！相手に伝わる文章力 UP！」を開講した。【資料 A-3-2】

つづいて、各学部学科による地域貢献活動について記述する。

＜音楽学科による地域貢献活動＞

受託事業として、音楽療法コースの教員・学生による、医療施設や高齢者施設及び地域の高齢者コミュニティで集団音楽療法の出張訪問を実践している。東区の地域高齢者コミュニティ「北東クラブ」の開催する講習会の中で、平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度に集団音楽療法をそれぞれ 4 回実施した。また、中央区にある療養型医療施設「札幌明日佳病院」に 5 回訪問し、同区「札幌宮の森記念病院」では、人工透析加療中の患者を対象とした集団音楽療法を 4 回実施した。さらに、白石区にある「札幌北楡病院」では、小児がんで治療中の患者を対象に集団音楽療法を 2 回実施し、回復期のがん患者を対象に音楽療法を 1 回実施した。【資料 A-3-3】

また、北海道が地球温暖化防止対策条例に定める「北海道クールアース・デイ」（毎年 7 月 7 日）の啓発イベント「赤れんがガイアナイト」に演奏学生を派遣した。【資料 A-3-4】

札幌新陽高等学校の受託事業として、同校の校歌を移調した楽譜の作成や同校生徒が合唱する校歌の録音、録音したデータの編集を行った。【資料 A-3-5】

北海道斜里郡清里町からの依頼により、清里町小・中・高等学校の吹奏楽部員を対象に、本学教員と器楽合奏専攻学生による楽器別講習会を実施した。

＜美術学科による地域貢献活動＞

連携協定を締結している積丹町からの依頼を受け、積丹町立美国中学校に講師を派遣し、挿絵や絵を描く技法や効果的なポスター製作とプレゼン技法について指導した。【資料 A-3-6】

＜地域社会学科による地域貢献活動＞

1) 積丹町との連携事業

平成 30(2018)年に域学連携協定を締結した積丹町とは、美国神社例大祭の踏査に地域社会学科の教員・学生が参加している。祭礼行事をとおして、コミュニティの仕組みを学ぶとともに関係人口の研究にも繋がっている。【資料 A-3-6】

2) 八雲町との連携協定

平成 26(2014)年度に締結した八雲町との連携協定に基づき、平成 30(2018)年度は熊石地区を対象とした「八雲町熊石における写真資料の収集とデジタル化による映像作品制作のための研究」を行った。広報誌に掲載された昭和 30(1955)年代以降の写真のスキャン及び祭礼や民俗芸能の調査、風景撮影、ヒアリング風景の動画撮影を行い、アーカイブ作品としてまとめ、町の web サイトでの発信をとおして地域貢献に繋げていくこととした。【資料 A-3-7】

●エビデンス集 資料編

【資料 A-3-1】 農たび・北海道

【資料 A-3-2】 美唄市との連携事業

【資料 A-3-3】 音楽療法の出張訪問

「北東クラブ」「札幌明日佳病院」「札幌宮の森記念病院」

【資料 A-3-4】 赤れんがガイアナイト

【資料 A-3-5】 新陽高等学校の受託事業

【資料 A-3-6】 積丹町との連携事業

【資料 A-3-7】 八雲町との連携協定

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度に設置された社会連携センターを中心として、音楽・美術・社会それぞれの教育研究活動の特色を盛り込んだ、全学的な地域貢献活動の検討を進める。

【基準 A の自己評価】

本学が行ってきた社会連携活動は、芸術学部音楽学科による実績を基盤としつつ、芸術学部美術学科や社会学部地域社会学科においても徐々に実績を積んでいる。

音楽学科の社会連携には学科の特色が活かされており、北海道における唯一の音楽大学として出発した本学の社会的な使命を果たしてきた。特に音楽療法活動を通じた地域貢献は独自性の高いものと言える。企業や他大学との連携については、札幌コンサートホールや三岸好太郎美術館、北海道教育大学との連携による若手演奏家の紹介を目的とした演奏会の実施、また本学とリスト・フェレンツ音楽芸術大学との国際交流協定を活かした講師派遣と公開レッスンの実施、さらには札幌交響楽団へのパトロネージュ事業と同オーケストラ楽団員による本学教育活動への講師派遣、また札幌交響楽団や PMF との交流事業へ

の学生参加等、多面的で充実した事業が展開されており、有意義な協力関係が構築・維持されていると評価できる。今後は音楽学科のもつ知的・文化的資源の多様性を一層アピールすべく一般対象のイベントや公開講座の内容を充実させ、連携事業の試みについての検討を進める。

美術学科は、道内美術文化施設における講演会・公募展などへの教員の派遣・運営協力を活発に行い、北海道の美術文化の向上と発展に貢献している。また、各地域の美術教育充実のため、北海道高等学校文化連盟との連携による実技指導や、高等学校や中学校への出張講義を積極的に展開している。

地域社会学科は、美唄サテライト・キャンパスへの講師派遣や高等学校への出張講義などをおして専門知識の提供や学びを支援している。また、連携する自治体等におけるフィールドワークの実践によって地域課題を析出するとともに、積極的に提言を行っている。今後は札幌市東区やその他の道内自治体との連携を一步一步具体的に進めていくことで、地域貢献と学生教育との間での相乗的効果が生まれ、地域社会の発展に貢献する人材を育成するという教育目標の具現化を図る。

また、地域社会への貢献をしていくなかで、従来は単一の学科と地域との連携であったものが、学内での他学科との連携が生まれてきていることも特筆すべき点である。北海道日本ハムファイターズとの連携事業が行われるなど、学科を横断した協力・連携が行われた。決して大規模ではないが特色ある学部学科を有する大学として、学部学科間での対抗的な相補性を発揮することで、地域社会に貢献していく大学の社会的使命を十分に果たしている。

基準 B. 芸術・文化・音楽の交流

B-1 芸術・文化・音楽の国際交流

B-1-① 芸術・文化・音楽の国際交流がなされているか

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 芸術・文化・音楽の国際交流がなされているか

今日のグローバル社会では、経営資源のボーダレス化が急速に進んでおり、国家間の相互依存関係は、ますます強化されている。国も国際社会で活躍できる人材育成のためには「語学力のみならず、新たな価値を生み出せる創造力、さらには国際社会で自らの考えを積極的に発信する能力を養うことが必要である」との認識を示している。

世界的な視野に立って、教育改革を促す取組みは、すでに多くの大学で実践されているところではあるが、本学が国際競争力を高めていくには、真骨頂とも言うべき芸術・社会・文化等の情報を広く発信していくことが重要である。こうした国際交流の具体的施策として、留学生交流はもとより、短期海外研修においても、異文化理解、諸外国との人的ネットワークの構築や相互理解の増進、友好関係の深化において効果的であり、個人の成長にとっても有益な機会となりうる。

そこで本学では、大学での教育の目的と内容に相応しい教育・経験を提供する一環として、中華人民共和国・ロシアとの「芸術・文化・音楽の国際交流」を行った。

1. 中華人民共和国雲南大学等との国際交流事業

中華人民共和国では、経済発展を背景に日本語・日本文化を学ぼうとする日中交流に意欲的な学生が増えている。特に雲南省は少数民族が固有の生活圏を構築していることでも知られ、近年はその文化的資源を活かした観光事業化にも力を入れている。日本との文化的類似性も顕著なことから、多くの文化人類学者、社会学者、経済学者が足を運んでいる。当該地域は、学生に対して「多様性の中の共生」という理念を学ぶ格好のフィールドになりうる。

かつて日中国交正常化に先立って、一衣帯水の交流が行われたように、本取組みにおいては、日中間双方向による学生や教員の交流をとおして、グローバル社会における本学の教育改革を推進し、国際社会で活躍できる人材の育成に寄与することを目的とする。

令和元(2019)年 11 月 8 日～14 日まで雲南省昆明市に所在する雲南大学滇池(てんち)学院をはじめ、雲南大学や雲南師範大学、雲南民族大学等と交流し、互いの学修内容を研究報告形式で交換した。【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】

【表 B-1-1】に本研修の概要を示す。

【表 B-1-1 雲南大学滇池学院等の学生との交流】

「歌と朗読の会」		2019年11月9日 【資料 B-1-3】
日本文化を介した日中交流「歌と朗読の会」		
幼少期より日本のアニメーションに親しんできた中国人学生による日本語力の高い成果発表会。本学の学生は大学での活動の紹介、日本文化の紹介として甚平や浴衣を着て「盆踊り」「北海盆歌」「子供盆踊り」を披露。日中双方の学生がステージ上で踊り盛り上がった。		
主 催	昆明ふれあいの場	
出演学生	雲南大学、雲南師範大学、雲南民族大学、雲南大学滇池学院、旅游職業学院、雲南日本語補習授業校、札幌大谷大学	
演 目	合唱「ビnkスの酒」、独唱「夢をかなえてドラえもん」、踊り「ゲゲゲイの鬼太郎」、合唱「花」、ドラマアフレコ「瓔珞（エイラク）紫禁城に燃ゆる逆襲の王妃」、朗読「旅立つ日 永遠の瞳 君に贈りたい」、歌舞「ソーラン節」など	
「日中学生研究発表会」		2019年11月10日
日中学術についての交流会		
日中双方の学生と教員が日頃の研究成果を発表した。 中国人学生は、日本語の言語学から文化論までレベルの高い研究内容を達者な日本語で発表。特に少数民族についての発表は雲南省ならではの研究テーマ		
主 催	雲南日本語研究会	
司 会 者	札幌大谷大学 富樫慧凜央、雲南大学滇池学院 譚盈盈	
発 表 者	日中の学生と教員による発表(中国→学生と院生、日本→学生と教員による発表) すべて日本語での発表 ※通訳無し	
演 目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雲南師範大学 李越「江戸女子教育に見る儒教思想—貝原益軒の所説を中心に」 2. 札幌大谷大学 堀じゅん子「江戸浮世絵に見る遠近法の東西」 3. 雲南師範大学 劉杏「授受動詞についての考察—視点制約を中心に」 4. 札幌大谷大学 富樫慧凜央「地方旅客の目的別交通動態調査—札幌大谷大学生による個人旅行分析—」 5. 雲南大学 李庭宇「中国、タイにおけるタイ族文化の対照研究」 6. 雲南師範大学 徐秀嬌「マルチモーダル・ディスコース理論に基づく日本語教育応用研究の現状分析」 7. 札幌大谷大学 山田政樹「国際人的資源管理について」 8. 雲南大学 胡小双「雲南少数民族の洪水神話と兄妹婚」 9. 札幌大谷大学 森雅人「日本の獅子舞と北海道への普及」 	

雲南大学滇池学院との「日中芸術交流」		2019年11月11日【資料 B-1-4】
日中双方の芸術教育に関する交流		
<ul style="list-style-type: none"> ・フラワーアレンジメントのワークショップ（本学 社会学部 地域社会学科生が参加） ・雲南省ならではの伝統文化も活かした作品視察（水墨画などの絵画、陶芸、皮革、その他のクラフト、民族衣装をアレンジしたファッションなど） 		
訪問先	雲南大学滇池学院 芸術学院美術学科	
発表者	日中双方の大学の芸術学部の教育内容に関する発表（各 30 分） 滇池学院芸術学院 教員、札幌大谷大学 島名 毅	
学長談話	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の沿革、規模、概要等の紹介 （2+2 の交換留学やインターンシップについて言及）	

雲南大学滇池学院は芸術学院を設置していることもあり、本学との芸術交流に意欲的である。本学と滇池学院は互いの教育研究内容を紹介し、様々な交流プログラムを試行した。親交を深める中で、日中大学間の教育研究交流の必要性が確認された。

滇池学院の少数民族アートや水墨画といった個性的な教育と、本学が推進しているグリーンツーリズム事業「農たび」との連携による短期研修などの事業展開を今後検討したい。

【資料 B-1-5】

さらに、本学においては「キャリア支援科目」群に「国際交流（中国）」が位置付けられたことに伴い、当該授業をとおしてコミュニケーション能力や異文化接触、協働学習等による学びの重要性がクローズアップされた。

将来的には、「国際交流（中国）」を履修した学生が、さらにスキルを磨くことで、様々な分野で中国との懸け橋として友好関係の促進に貢献することが期待される。

2. サнктペテルブルク市の学生との交流

北海道(庁)とロシア連邦サнктペテルブルク市は、平成 30(2018)年に本格的な交流を開始して以降、両地域の協力に関する意見交換等を行っている。

令和元(2019)年 11 月、第 3 回ワーキンググループ会合開催にあたり、「北海道代表团」がサнктペテルブルクを訪問することとなった。

北海道(庁)の協力・支援により、本学から「北海道代表团」として各学科から 1 人ずつが訪問・文化交流の機会を得ることとなった。【資料 B-1-6】

【表 B-1-2 北海道代表団の目的】

北海道代表団の目的	
①	中野祐介北海道副知事とマルコフ・サнктペテルブルク副知事が代表を務める協力発展ワーキンググループの第 3 回会合の開催
②	「サнктペテルブルク国際文化フォーラム」への出席
③	北極海航路研究機関との交流
④	北海道寒冷地建築技術交流調査
⑤	「ペテルフード 2019」への出展
⑥	サнктペテルブルク市における北海道庁のネットワークづくり

ロシアのサンクトペテルブルク市は芸術の街として知られており、海外の学びの場としては絶好の場所となっている。

サンクトペテルブルク訪問における主な目的は、「音楽、美術、社会のそれぞれの学部が持つ専門性の幅を広げ、学部学科間を超えた学生間での価値競争を生み出すため、現地の学生も含めた文化交流を行う」というものであった。

ワーキンググループ会合、ペテルフード視察、青少年文化芸術交流について【表 B-1-3】に概要を示す。

【表 B-1-3 北海道代表団のサンクトペテルブルク訪問】

サンクトペテルブルクと北海道（日本国）との協力発展に関する 第3回ワーキンググループ会合		【資料 B-1-7】 2019年11月19日
<p>第3回ワーキンググループ会合では、平成30(2018)年、両地域で署名された「交流・協力発展に関するロードマップ」に基づいた今後の交流・協力等について意見交換がなされた。</p> <p>食、保健・医療、観光、教育、文化、北極域開発、老朽建築物の改修・リノベーション技術などの分野をテーマとして協議された。</p> <p>サンクトペテルブルク市と北海道との協力のために提案する追加テーマ：『北海道の大学とサンクトペテルブルクの高等教育機関との学生交流及び将来的な学術協力の問題』について本学の社会学部 地域社会学科 山田 政樹 助教が、オブザーバーとして意見交換を行った。</p>		
ペテルフード視察		【資料 B-1-8】 2019年11月19日
<p>サンクトペテルブルク市で毎年実施されている食品見本市「ペテルフード」に、北海道（庁）がロシアへの輸出拡大や販売市場の拡大を目指すため参加するもの。</p>		
出展者数	11カ国 200企業・団体（2018年実績）	
来場者数	バイヤー等専門家 7500人（2018年実績）	
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア欧露部「食」の魅力発信事業として開催。 ・道内に本社・支社を有する企業等に出展を募る。 ・輸入許可等のための書類作成、通関費用、集荷場所から現地までの輸送費用は北海道が負担。 	
成果	<p>流通・マーケティングに関わる見本市・商談の場を視察することで、学生の関心度・満足度向上が見られた。</p>	
青少年文化芸術交流		2019年11月21日
サンクトペテルブルク市 国立文化芸術大学で日本語を学んでいる学生たちと交流		
プレゼン	<p>ロシアの文化や、日本とロシアのつながりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア正教 ・ロシア原住民の言語の消失 ・日露文化の人的交流 ・ロシアと日本の演劇 ・Limitless Fashion プロジェクト 	

成 果	異なる地域であっても現地での共通点や相違点、互いに学ぶべき点などを見聞きすることで、“その次のステップ”に進んでいく意欲を高めることができた。
-----	---

学生たちは今後の学校間交流に向け意見交換を継続している。今回は短期の海外研修・体験ではあったものの、学生の成長を促し学修意欲を喚起させ、その後の学修に繋げることができた。海外研修から長期留学へ、そしてグローバル人材育成へという流れを作っていきたい。

3. 竜江省ハルビン音楽院との交流

平成29(2017)年11月に北海道の姉妹州である黒竜江省からの青少年交流の一環として、ハルビン音楽院からの教員、学生を迎え、本学で交流演奏会を開催した。

平成30(2018)年9月3日から8日まで北海道国際交流・協力センターの海外派遣事業として音楽学科の学生6人が、中国黒竜江省のハルビン音楽院での国際交流演奏会へ派遣された。ピアノ演奏クラスの4人、演奏クラスのフルート専攻1人、トロンボーンの研究1人が、ハルビン音楽院のコンサートホールでそれぞれの演奏を披露し、地元の聴衆の喝采を浴びた。ハルビン音楽院の民俗楽器の学生達の演奏と交互に出演し、演奏会終了後には、出演者同士の和やかな交流会も行われた。

さらに令和元(2019)年12月11日から13日の日程で黒竜江省青年交流団が本学へ来訪し、訪問団の表敬を受けた。その後、本学の学生とともに、安平町にて「日中青年交流ふれあいコンサート」を開催、被災地の町民に音楽のエールを届けた。【資料 B-1-9】

4. 各コンサート

1) シュトゥットガルト音楽学校 HBC ジュニアオーケストラジョイントコンサート

シュトゥットガルト音楽学校、HBC ジュニアオーケストラ、札幌大谷大学芸術学部音楽学科のジョイントコンサートを本学の大谷記念ホール(K202)にて実施。国籍や言語の壁を“音楽”によって越え、今後更なる地域文化と音楽文化、情操教育への貢献と発展の礎となることを期待できるものとなった。【資料 B-1-10】

2) 札幌音楽家協議会・札幌大谷大学連携国際交流演奏会 室内楽名曲コンサート

室内楽の名手ピアニスト グヤーシュ・マールタ氏を迎えて大谷記念ホール(K202)にてコンサートを開催。本学室内楽グループの演奏を行った。【資料 B-1-11】

3) 日露交歓コンサート

札幌コンサートホール Kitara 大ホールで実施の日露交歓コンサートへ本学教員が特別出演したほか、コンサート出演者による特別講義を実施した。【資料 B-1-12】【資料 B-1-13】

●エビデンス集 資料編

【資料 B-1-1】 社会連携センターFace book

【資料 B-1-2】 海外研修スケジュール

【資料 B-1-3】 歌と朗読の会

- 【資料 B-1-4】 南大学瀨池学院との「日中芸術交流」
- 【資料 B-1-5】 農たび・北海道
- 【資料 B-1-6】 「ペテルフード 2019」出展商品募集要項等
- 【資料 B-1-7】 北海道代表団のサンクトペテルブルク訪問 結果概要
- 【資料 B-1-8】 サンクトペテルブルク研修報告書等
- 【資料 B-1-9】 日中青年ふれあいコンサート
- 【資料 B-1-10】 シュトゥットガルト音楽学校 HBC ジュニアオーケストラジョイントコンサート
- 【資料 B-1-11】 室内楽名曲コンサート
- 【資料 B-1-12】 日露交歓コンサート
- 【資料 B-1-13】 日露交歓コンサート特別講義

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2 年(2020)年 8 月に「日中言語社会国際学術研究会」を本学で開催する予定である。今回の交流を足がかりとして、語学プログラム（中国語やロシア語）の実践、さらには交流実績に基づいた優秀な留学生の受入れ、長期留学制度の構築などの取組みを検討し、本学の一層の教育改革・質保証に繋げたい。

【基準 B の自己評価】

海外研修による異文化理解や相互理解の増進は、友好関係の深化において効果的であり、個人の成長にとっても有益な機会となった。しかしながら、留学生の受入れなどに要する国際交流に関する方針や規程並びに委員会についての体制が整えられていない。グローバル化の観点から今後早急に検討していく必要がある。

V. 特記事項

1. 「共同制作演習の取組み」

札幌大谷大学芸術学部には、音楽学科と美術学科が共同で学修する科目として、共同制作演習 A(舞台)、共同制作演習 B(映像)がある。両学科それぞれの専門性を活かしながら、より拡張した総合芸術を目指す芸術学部ならではの特徴ある授業となっており、演奏家や映像・音楽に関する実務経験のある教員が、実践的教育を行っている。

共同制作演習では、週に1度行われる15回の授業の中で、両学科混合のチームが、映像における音楽のあり方や演奏やパフォーマンスにおける映像を用いた演出など、両者の共通点について議論し、毎年のテーマ設定及び作品制作を行っている。

共同制作演習 A について、平成 30(2018)年 7 月にモーツアルトのオペラ「cosi fan tutte」を開催。オペラ楽曲の中でもアンサンブルが多く、男女の機微を精巧な音楽で描き尽くされた名曲に対し、時代を現代に置き換え、ポップで、レトロで、フューチャーな新演出にした。令和 2(2020)年 1 月にはオペラ公演「OTANI OPERA」を開催した。初のダブルビルを試み“ウィーンの名曲”と称し、モーツアルトのオペラ「魔笛」からハイライト、ヨハン・シュトラウスのオペレッタ「こうもり」から 2 幕を上映。美術学科による衣装、大道具、小道具、映像、ポスター等は、この 2 つの作品を見事に繋ぐ様々なアイデアが散りばめられた。音楽学科では、オーケストラの編曲、演奏、合唱、台詞に挑戦し、一人ひとりがこの舞台に向けて取り組んだ。

共同制作演習 B について、平成 31(2019)年 1 月は「トイレット・スパイ」を制作。共同制作初の試みとして、舞台やテレビで活躍するタレントを筆頭に、演劇経験のある他大学の学生もキャストを務めてもらい、プロの刺激を受けながら、学内外とのコミュニケーションを交える貴重な制作となった。令和元(2019)年 8 月は「世界が無個性になる前に」を制作し、「青春×特撮」に挑戦した。

シナリオや絵コンテ、動画コンテや広報、そして撮影舞台となるセットの設計から制作に至るまでフルオリジナルで学生が行っており、チーム一丸となり問題を乗り越えながら、映画の世界観を一層引き立てることに尽力した。



2. 「北海道八雲高等学校 OPEN プロジェクト」

八雲高等学校は、八雲町で今後加速する、人口減少・少子高齢化による労働力不足、基幹産業の衰退の危機感から、平成 30(2018)年度に「高等学校 OPEN プロジェクト（北海道ふるさと・みらい創生推進事業）※」の審査会を経て研究指定校（北海道で 15 校）に選ばれ、令和 2(2020)年度までの 3 年間の取組「北海道八雲高等学校 OPEN プロジェクト」を始動した。

本学はかねてより八雲町と連携協定を締結していることから、このプロジェクトに参加することとなり、令和 2(2020)年 2 月 1 日に本学の美術学科と地域社会学科教員及び学生と八雲高等学校生徒によるまちづくりに関するフィールドワーク及びワークショップ、さらにまちづくりに関する意見交流会を実施した。内容は以下のとおりである。

① <Lecture>

「祭りをつくる」というテーマで解説。

② <Fieldwork>

高校生を 3 グループに分けて町内のフィールドワークを実施した。漁業・農業については落部、商業は八雲市街地、歴史・文化は資料館の 3 カ所で「町の宝」を見つけ情報収集し、写真に収めた。

③ <Work by KJ method>

収集した「八雲の宝」を KJ 図様に並べてカテゴリー化し、それをもとにグループ協議を行った。協議の結果、行燈（あんどん）・提灯（ちょうちん）・T シャツ・団扇（うちわ）など祭りに必要な物に対して、本学美術学科学生が作成したロゴを加えたグッズ展開を考えた。

④ <Lecture>

「八雲らしさをデザインする」をテーマに、アイデアをカタチにする方法を学び、「八雲山車行列」（7 月 5 日・6 日）に参加することを前提として、考案したモノの制作を課題とした。生徒達は、「祭りをつくる」という観点で様々な可能性を考えたことにより、祭りへの参加意欲が高まった。

このプロジェクトは「八雲を知る」、「若い世代の絆づくり」、「八雲町の魅力づくり」、「八雲町の課題解決提言」の 4 つの柱を立てた地方創生と、次世代へ向けた「活力ある八雲町を持続」させることが目的である。本学では、地域社会の基幹産業である「水産業・農業・商業」を学生に学習してもらい、可能性豊かな地域の資源や価値の発見に繋がるよう、さらには若者が地域に根付くコミュニティづくりを行えるよう、今後も協力をしていく。



※「高等学校 OPEN プロジェクト」とは、生徒に社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けさせるため、地域の課題を見つけ、地域自治体や企業等と連携・協働して、地域社会の一員としての意識を持ちながら課題の解決を図る実践研究に取り組むものである。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	札幌大谷大学学則(以下「学則」という。)」第 1 条第 1 項で、 本学の目的を次のように定めている。 「札幌大谷大学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の 定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開顕された本願念仏の 大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育を ほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得 させることを目的とする。」 また、学則第 1 条第 2 項で、本学の学部・学科の教育研究上の 目的を次のとおり定めている。 「(1) 芸術学部音楽学科は、正統的演奏技能教育と歴史的音 楽学的教養教育を通して、音楽文化の普遍的価値に対する深い造 詣を修得し、我が国そして北海道音楽文化の次代の担い手を養成 することを目的とする。(2) 芸術学部美術学科は、美術における 専門的な知識や表現技術に関する教育を通して、美術文化の普遍 的価値に関する造詣を修得し、北海道美術文化の次代の担い手を 養成することを目的とする。(3) 社会学部地域社会学科は、地域 社会に貢献できる心身豊かな人材育成を理念としつつ、地域を愛 し、地域を学び、地域を支える意識を醸成しながら、地域で活躍 する人材の基盤づくりを目的とする。」 これらに沿って大学を運営していることから、学校教育法(以 下「法」という。)第 83 条を遵守し、適切に運用している。	1-1
第 85 条	○	学部を置くことについては、学則第 4 条及び学校法人札幌大谷 学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第 4 条第 1 項第 1 号に 定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 6 条第 1 項に修業年限は 4 年と定め、適切に運用してい る。	3-1
第 88 条	○	本学学則第 7 条及び第 16 条 1 項及び 2 項に明記し、遵守してい る。	3-1
第 89 条	—	該当なし 早期卒業制度を設けていない。	3-1
第 90 条	○	法第 90 条第 1 項に則った入学資格を学則第 12 条に定めて適切 に運用している。 なお、法第 90 条第 2 項に定める飛び入学は実施していない。	2-1
第 92 条	○	学校教育法(以下「法」という。)第 92 条第 1 項及び第 2 項の 教職員組織については、学則第 43 条第 1 項及び第 2 項並びに第 44 条に定めて運用している。 法第 92 条第 3 項の学長の職務については、学校法人札幌大谷学 園寄附行為実施規則第 7 条第 1 項に定めて運用している。 法第 92 条第 4 項から第 10 項及び事務職員については、副学長規 程、学部長規程、学科長規程、助教規程、教員の資格認定および 昇格に関する規程、学校法人札幌大谷学園事務組織及び職制規程 (以下「職制規程」という。)を定めて運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	法第 93 条に定める教授会については、学則第 45 条に定めて適 切に運用している。また、法第 93 条第 2 項第 3 号については、学 長裁定を定めて運用している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与に関しては、学則第 30 条に定めて適切に運用してい る。	3-1
第 105 条	—	該当なし 特別の課程を編成していない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学ではない。	2-1

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 109 条	○	法第 109 条第 1 項に定める自己点検・評価については、学則第 2 条及び「自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置して組織的な体制を整え、自己点検・評価活動を実施し、年ごとの認証評価に対応し評価結果をホームページで公開している。また、法第 109 条第 2 項に定める認証評価については、学則第 2 条第 3 項に定めて確実に履行している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動状況の公表については、学則第 3 条に定めて履行している。	3-2
第 114 条	○	学則第 43 条第 1 項及び学校法人札幌大谷学園就業規則第 2 条並びに職制規程に事務職員等を定めて適切に運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校を卒業した者の本学への編入学については、一部の学部学科において学則第 16 条及び編入学及び転入学規程第 2 条（出願資格）に定めて適切に運用している。	2-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程を修了した者の本学への編入学については、一部の学部学科において学則第 16 条及び編入学及び転入学規程第 2 条（出願資格）に定めて適切に運用している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの事項はすべて学則に記載している。なお、規則第 4 条第 1 項第 9 号、同条第 2 項及び同条第 3 項は該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学則、学生便覧、シラバスで必要な事項を定めている。また学籍簿については学務課で管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒の手続については、学則第 55 条及び学生懲戒規程に定めて適切に運用している。	4-1
第 28 条	○	表簿については厳正に保管し、文書の保存に関しては札幌大谷学園文書保存規程に定められている。	3-2
第 143 条	○	学則第 48 条に教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するため、大学協議会を設置することを定めているとともに札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部各種委員会及びセンター内規に基づき各種の委員会を設置している。ただし、法第 143 条第 2 項にある代議は認めていない。	4-1
第 146 条	—	該当なし 法第 88 条に定められた修業年限の通算制度は設けていない。	3-1
第 147 条	—	該当なし 早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 148 条	—	該当なし 本学修業年限は 4 年である。	3-1
第 149 条	—	該当なし 早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 12 条第 1 項第 3 号から第 8 号までに定めて適切に運用している。	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 16 条及び編入学及び転入学規程第 2 条（出願資格）に定めて適切に運用している。	2-1

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 162 条	○	学則第 16 条及び編入学及び転入学規程第 2 条第 2 項に定めて適切に運用している。	2-1
第 163 条	○	本学学則第 8 条及び第 9 条第 1 項並びに第 2 項に定められている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし 学年の途中での入学及び卒業の制度は無い。	3-1
第 164 条	—	該当なし 特別の課程を編成していない。	3-1
第 165 条の 2	○	卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めており、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したものであるとしている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価活動を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第 172 条の 2 第 1 項各号に掲げられた事項はすべて本学のホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位の授与に関しては本学学則第 30 条に定められている。	3-1
第 178 条	○	編入学及び転入学規程第 2 条（出願資格）に高等専門学校を卒業した者の編入学資格について定めている。	2-1
第 186 条	○	編入学及び転入学規程第 2 条（出願資格）に高等専門学校を卒業した者の編入学資格について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法等で定められた基準等を遵守している。「教育研究水準の向上（自己点検評価等）」については、学則第 2 条に「本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、以ってその教育水準の向上を図るものとする。」と定めており、学長を議長とする内部質保証会議を設置し、体制を整え、教育研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的については、学則第 1 条第 2 項各号に学科ごとに定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程第 2 条（基本原則）に適切な体制により行うことを定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	大学運営に係る各種委員会を教員及び事務職員で構成し、教職員の協働のもと、十分な学修支援体制ができる体制を整えている。	2-2
第 3 条	○	学部の組織については、設置認可時の規模、教員組織、教員数等を維持している。	1-2
第 4 条	○	学科については「本学学則」第 4 条に明記している。	1-2

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条	○	教育課程の編成及び履修方法は「本学学則」第 23 条 3 で触れ、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程」第 4 条に明記している。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織については設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教職員の組織体制については本学学則第 43 条に定められている。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当については各学科で検討したものをもとに学修支援センターで審議を行っており、慎重に決定している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	—	該当なし	3-2
第 11 条	○	授業を担当していない教員は配置していない。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員はすべて教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	教育課程編成上の専任教員数は十分確保されている。大学の専任教員数は 47 人であり設置基準を上回っている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の資格要件については、学校法人札幌大谷学園寄附行為施行細則第 9 条に定めて適切に運用している。	4-1
第 14 条	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 4 条に教授の資格について定められている。	3-2 4-2
第 15 条	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 5 条に准教授の資格について定められている。	3-2 4-2
第 16 条	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 6 条に講師の資格について定められている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 7 条に助教の資格について定められている。	3-2 4-2
第 17 条	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 7 条に助手の資格について定められている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条（学部及び学科）に各学科の収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針についてはカリキュラム・ポリシーを定めている。また、学則第 6 章に定められている。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法は本学学則第 6 章及び履修等規程別表 1 に定められている。	3-2
第 21 条	○	単位数については学則別表に定められており、単位数の定めについては本学学則第 24 条に定められている。	3-1
第 22 条	○	授業を行う期間については本学学則第 9 条第 3 項に定められている。	3-2
第 23 条	○	本学学則第 9 条第 3 項において定められている 35 週にわたる授業期間を前期後期で実施しているため、どちらの期も 15 週にわたる期間を確保している。	3-2
第 24 条	○	本学履修等規程第 7 条において履修人数の制限を規程している他、授業内容の改善については本学学則第 25 条に定めている。	2-5
第 25 条	○	本学学則第 23 条及び第 23 条第 2 項に定められている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容については学則第 23 条第 2 項で明示している他、シラバスでも詳しく明示している。また、評価については本学学則第 26 条及び第 27 条で明示されている他、学生便覧でも明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	本学学則第 25 条において授業改善と組織について明示している。	3-2 3-3 4-2

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 26 条	—	該当なし 昼間のみ実施しているので明示の必要なし。	3-2
第 27 条	○	本学学則第 26 条及び第 27 条に明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	登録の上限については本学履修等規程第 4 条第 4 項に明示している他、学生便覧で明示している。なお、上限単位を超える履修科目の登録については本学履修等規程第 13 条第 7 項に明記している他、学生便覧で明示されている。	3-2
第 28 条	○	本学学則第 34 条に定められている。	3-1
第 29 条	○	本学学則 34 条第 2 項に定められている。	3-1
第 30 条	○	本学学則第 34 条第 3 項に定められている。	3-1
第 30 条の 2	○	本学学則第 35 条に定められている。	3-2
第 31 条	○	本学学則第 49 条において定められており、詳細については本学科目等履修生規程に定められている。	3-1 3-2
第 32 条	○	本学学則第 28 条に定められており、学生便覧にも明示されている。	3-1
第 33 条	—	該当なし 授業時間制をとる場合の特例は設けていない。医学又は歯学に関する学科がないため。	3-1
第 34 条	○	・中庭が開放的な空間となっており、交流の場となっている。 ・図書館の入口前がラーニングコモンズとなっており、休憩やミーティングができるテーブルと椅子を設置している。	2-5
第 35 条	○	運動場は札幌市東区の丘珠と中沼にあり、校舎に隣接はされていないが、授業や部活で使用する際も、大学で準備するバスで往復移動しているため、学生の経済的な負担はない。	2-5
第 36 条	○	以下の施設を備えている。 ・学長室、会議室、事務室 ・研究室、教室（講義室、演習室、実習準備室） ・図書館、保健室、自治会室、ラーニングコモンズ ・専任教員の研究室 ・ホール、レッスン室、アトリエ、版画室他専門教室 ・コンピュータ教室、LL 教室 ・講堂、トレーニング室、学園寮	2-5
第 37 条	○	収容定員 880 人に対し、必要な校地面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	収容定員 880 人に対し、必要な校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部図書館利用規程」に則り整備するとともに「図書館利用規定」により運用している。	2-5
第 39 条	—	本学は必要な施設を備える学部該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし 薬学部に関する学部の設置なし	2-5
第 40 条	—	本学は機械、器具等を備える学部該当しない。	2-5
第 40 条の 2	—	本学は二以上の校地に該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年の予算編成の際に、環境整備に必要な経費を確認し優先すべきところから改修を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	職制規程で事務組織を定めて適切に運用している。また、教育改革に対応すべく組織の見直しもおこなっている。	4-1 4-3
第 42 条	○	教学組織として学生支援委員会とキャリア支援センターを設置し、事務局には学務課とキャリア支援課を置いて専任の職員を配置している。	2-4 4-1

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 42 条の 2	○	学科毎に特色ある多様な進路希望に対応すべく、芸術学部、社会学部それぞれの教育課程内にキャリア科目を開講し、学生の職業意識の醸成に努めている。 また、教職員を構成員とするキャリア支援センター及び事務局キャリア支援課が、学生のキャリア形成と就職活動支援に資するガイダンスや講座を企画運営している。	2-3
第 42 条の 3	○	スタッフ・ディベロップメント規程を定めて、各種の研修機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし 学部等連係課程実施基本組織の設置はしていない。	3-2
第 44 条	—	該当なし 共同教育課程における単位の認定は行っていない。	3-1
第 45 条	—	該当なし 共同教育課程における卒業の認定は行っていない。	3-1
第 46 条	—	該当なし 共同学科の設置なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし 共同学科の設置なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし 共同学科の設置なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし 共同学科の設置なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし 工学に関する学部の設置なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし 工学に関する学部の設置なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし 工学に関する学部の設置なし。	4-2
第 57 条	—	外国に設ける組織については設けていない。	1-2
第 58 条	—	該当なし 適用除外に該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当なし 新たに大学を設置する予定がない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件については本学学則第 30 条に明示されている。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については本学学則第 30 条に明示されている。また本学学位規程第 2 条に明示されている。	3-1
第 13 条	○	本学学位規程が定められておりここに明示されている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の一部改正に伴い、学校法人札幌大谷学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）の一部改正について文部科学大臣より認可（2020 年 3 月 27 日）を受け、2020 年 4 月 1 日から施行する。 学校法人の責務については、寄附行為第 2 条に明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守するよう努めている。 なお、学校法人札幌大谷学園寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）第 3 条にも明記している。	5-1

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 2 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。なお、教職員の勤務心得として、学校法人札幌大谷学園就業規則第 8 条第 4 号にも明記している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、寄附行為第 34 条第 2 項に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員については、寄附行為第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、寄附行為第 2 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。 なお、寄附行為第 3 章及び施行細則第 2 章にも明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 16 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、寄附行為第 11 条から第 14 条第 2 項までに明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、役員の選任を寄附行為第 6 条に、監事の選任を寄附行為第 7 条に、そして役員の欠格事由を寄附行為第 10 条第 2 項第 4 号にそれぞれ明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 7 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 9 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 18 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、寄附行為第 20 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-3
第 44 条	○	評議員会の選任については、寄附行為第 22 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の損害賠償責任については、寄附行為における任意的記載事項であるが、責任の免除を寄附行為第 43 条に、責任限定契約を寄附行為第 44 条にそれぞれ明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、特に寄附行為に記載しなくても、私立学校法の規定により責任が生じるので、明記はしていない。	
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、特に寄附行為に記載しなくても、私立学校法の規定により責任が生じるので、明記はしていない。	
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等については、寄附行為第 42 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 31 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。また、認証評価の結果及び参考意見等を踏まえて事業計画及び中期的な計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条第 2 項に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 34 条に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-1
第 48 条	○	報酬等については、寄附行為第 36 条及び「学校法人札幌大谷学園役員報酬等に関する規則」に明記しているとおろ、私立学校法を適正に遵守している。	5-2 5-3

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 49 条	○	会計年度については、寄附行為第 38 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 35 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-1
第 100 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 102 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1
第 156 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1
第 157 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1
第 158 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1
第 159 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1
第 160 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1

大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	本学は大学院を設置していない。	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	本学は大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	本学は大学院を設置していない。	2-1
第 1 条の 4	—	本学は大学院を設置していない。	2-2
第 2 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 2 条の 2	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 3 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 4 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 5 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 6 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 7 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 7 条の 2	—	本学は大学院を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	本学は大学院を設置していない。	1-2 3-2 4-2

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 8 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2 4-2
第 9 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2 4-2
第 10 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-1
第 11 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2
第 12 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-2 3-2
第 13 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-2 3-2
第 14 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2
第 14 条の 2	—	本学は大学院を設置していない。	3-1
第 14 条の 3	—	本学は大学院を設置していない。	3-3 4-2
第 15 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1
第 17 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1
第 19 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 20 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 21 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 22 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 22 条の 2	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 22 条の 3	—	本学は大学院を設置していない。	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	本学は大学院を設置していない。	1-1
第 23 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2
第 26 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2
第 27 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 30 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	本学は大学院を設置していない。	3-2
第 31 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-2
第 32 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 33 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1
第 34 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	本学は大学院を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	本学は大学院を設置していない。	4-2
第 42 条	—	本学は大学院を設置していない。	4-1 4-3
第 43 条	—	本学は大学院を設置していない。	4-3
第 45 条	—	本学は大学院を設置していない。	1-2
第 46 条	—	本学は大学院を設置していない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	6-2 6-3
第 2 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	1-2
第 3 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 4 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2 4-2
第 5 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2 4-2
第 6 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2
第 6 条の 2	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2
第 7 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	2-5
第 8 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	2-2 3-2
第 9 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	2-2 3-2
第 10 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 11 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2
第 13 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 14 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 15 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 16 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 17 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 18 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	2-1
第 20 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	2-1
第 21 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 22 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 23 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 24 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 25 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 26 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 28 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 29 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 30 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 31 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2
第 32 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-2
第 33 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 34 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	3-1
第 42 条	—	本学は専門職大学院を設置していない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1
第 4 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1
第 5 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1
第 12 条	—	本学は大学院を設置していない。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	本学は通信教育を行っていない。	6-2 6-3
第 2 条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-2
第 3 条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-2 3-2
第 4 条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-2
第 5 条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-1

札幌大谷大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第6条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-1
第7条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-1
第9条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-2 4-2
第10条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-5
第11条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-5
第12条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-2 3-2
第13条	—	本学は通信教育を行っていない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

札幌大谷大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	1. 2020 大学案内 2. 2021 学校案内、2021 学科案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	札幌大谷大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1. 2020 年度学生募集要項 2. 札幌大谷大学 2020 年度 A0 エントリーガイド 3. 札幌大谷大学社会学部地域社会学科 2020 年度総合型選抜エントリーガイド 4. 2021 札幌大谷大学総合型選抜エントリーガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2020 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2020 年度 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2019 年度 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1. 交通アクセス・キャンパスマップ https://www.sapporo-otani.ac.jp/access/ 2. 札幌大谷学園 構内案内図 3. 2020 年度学生便覧 校舎平面図 P185-193	2は【資料F-5】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	札幌大谷学園規程集（総合目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1. 役員名簿 2. 評議員名簿 3. 2019 年度 理事会 開催状況 4. 2019 年度 評議員会 開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	1. 計算書類（平成 27 年度から令和元年度まで） 2. 監査報告書（平成 27 年度から令和元年度まで） 3. 独立監査人の監査報告書（平成 27 年度から令和元年度まで）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	1. シラバス 2020 年度 (芸術学部音楽学科・美術学科、社会学部地域社会学科) 2. 2020 年度学生便覧 P85-134、P151-156	2は【資料F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー 2019 年度版	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	※ 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	※ 該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	札幌大谷大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー 2019 年度版	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-4】	2020 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 アドミッション・ポリシー (2021 年度入学者)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-6】	2021 学校案内、2021 学科案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-7】	札幌大谷は変わります(冊子)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	札幌大谷大学 大学協議会規程	
【資料 1-2-2】	札幌大谷大学学則第 45 条第 2 項第 3 号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項	
【資料 1-2-3】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	2020 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	学校法人札幌大谷学園ランドデザイン	
【資料 1-2-6】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	
【資料 1-2-7】	2020 年度各種センター及び委員会名簿	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2019 年度学生便覧、2020 年度学生便覧	2020 年度学生便覧は【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-2】	2021 学校案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	三つのポリシー http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/seisin/	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 2-1-4】	OTANI OPEN CAMPUS 2020.4-2021-3 パンフレット	
【資料 2-1-5】	2019 年度出張講義	
【資料 2-1-6】	2020 年度札幌大谷大学／札幌大谷大学短期大学部 出張講義一覧	
【資料 2-1-7】	進学準備講習会パンフレット等	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	札幌大谷大学高大連携科目に関する科目等履修生規程	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	札幌大谷大学入学者選抜規程	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入試委員会規程	
【資料 2-1-11】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学支援センター規程	
【資料 2-1-12】	2020 年度学生募集要項	
【資料 2-1-13】	札幌大谷大学 2020 年度 A0 エントリーガイド	
【資料 2-1-14】	札幌大谷大学社会学部地域社会学科 2020 年度総合型選抜エントリーガイド	
【資料 2-1-15】	各種セミナー・演奏会等	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	入学前教育関係資料	
【資料 2-2-2】	2020 年度オリエンテーション時間割	

札幌大谷大学

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 キャリア支援センター規程	
【資料 2-3-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 キャリア支援体制と就職実績	
【資料 2-3-3】	Let's 就活!	
【資料 2-3-4】	2019 インターンシップ受入企業一覧	
【資料 2-3-5】	就職支援講座 インターンシップ事後活用講座案内	
【資料 2-3-6】	地域社会学科 3 年生 インターンシップ報告会案内	
【資料 2-3-7】	2019 キャリア支援プログラム一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生支援委員会規程	
【資料 2-4-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生相談室規程	
【資料 2-4-3】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 東本願寺奨学金取扱規程	
【資料 2-4-4】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 授業料減免規程	
【資料 2-4-5】	札幌大谷大学芸術特待生規程	
【資料 2-4-6】	札幌大谷大学芸術学部音楽学科音楽総合コース及び音楽療法コース特待生規程	
【資料 2-4-7】	札幌大谷大学社会学部特待生に関する規程	
【資料 2-4-8】	札幌大谷大学給費生規程	
【資料 2-4-9】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 卒業生・修了生の子の入学金に関する内規	
【資料 2-4-10】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 家族授業料減免制度に関する内規	
【資料 2-4-11】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部長期履修学生規程	
【資料 2-4-12】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生自治会会則	
【資料 2-4-13】	保健室だより	
【資料 2-4-14】	学生相談室・保健室利用状況	
【資料 2-4-15】	保健調査票・健康調査 U・P・I	
【資料 2-4-16】	ぼらん関係資料	
【資料 2-4-17】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生相談室規程	
【資料 2-4-18】	札幌大谷大学障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針	
【資料 2-4-19】	アクセシビリティ推進委員会規程	
【資料 2-4-20】	障がい学生支援会議規程	
【資料 2-4-21】	学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-22】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン	
【資料 2-4-23】	食育月間関係資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	札幌大谷学園 消防計画書	
【資料 2-5-2】	ラーニング・コモンズ関係資料	
【資料 2-5-3】	コンピューター教室の仕様概要	
【資料 2-5-4】	図書館利用案内	
【資料 2-5-5】	入学時オリエンテーション (学内情報サービス利用) 資料	
【資料 2-5-6】	学内サービス利用情報 (HP 参照画面)	
【資料 2-5-7】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報セキュリティポリシー	
【資料 2-5-8】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報セキュリティポリシー (学生便覧 P. 36)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-5-9】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報環境委員会規程	

札幌大谷大学

【資料 2-5-10】	バリアフリー関係資料	
【資料 2-5-11】	2019 年度 建物別・学科別教室一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 30 年度 学生満足度調査・令和元年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
【資料 2-6-2】	学生生活実態調査・学生生活実態調査の結果報告と今後の対応 について	
【資料 2-6-3】	マナーアップキャンペーン資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	札幌大谷大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー 2019 年度版	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-3】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 3-1-4】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 3-2-3】	2020 年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	授業アンケート	
【資料 3-2-5】	授業改善報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	2020 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-3-3】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 3-3-4】	ディプロマ・ポリシー達成度調査 2020 集計結果	
【資料 3-3-5】	学修行動調査 2019 実施概要（学生生活実態調査より）	
【資料 3-3-6】	授業アンケート	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-3-7】	授業改善計画書	【資料 3-2-5】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	札幌大谷大学教授会規程	
【資料 4-1-2】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学 合同教授会内規	
【資料 4-1-3】	札幌大谷大学 大学協議会規程	
【資料 4-1-4】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 各種委員会及びセンター内規	
【資料 4-1-5】	2020 年度各種センター及び委員会名簿	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 4-1-6】	札幌大谷大学学部長規程	
【資料 4-1-7】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部学科長規程	
【資料 4-1-8】	札幌大谷大学学則第45条第2項第3号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項	
【資料 4-1-9】	札幌大谷短期大学部学則第41条第2項第3号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会の審議事項	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程	
【資料 4-2-2】	FD 委員会案内 等	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	札幌保健医療大学と札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部との職員の資質向上に係る連携協力に関する協定書	
【資料 4-3-2】	学外研修会一覧表	
【資料 4-3-3】	業務目標設定・評価シート	
【資料 4-3-4】	職員キャリアアップ助成関係資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 学術研究活動における行動規範	
【資料 4-4-2】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-3】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 競争的資金等の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-4】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 競争的資金等の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-5】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 競争的資金等における不正防止対策の基本方針	
【資料 4-4-6】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 競争的資金等における不正防止計画	
【資料 4-4-7】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 競争的資金等における不正等の防止・対策に関する実施内規	
【資料 4-4-8】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 競争的資金等の取扱要領	
【資料 4-4-9】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 競争的資金等に関する監査要領	
【資料 4-4-10】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 研究費取り扱い内規	
【資料 4-4-11】	2019 年度 特別加算研究費の応募結果	
【資料 4-4-12】	FD 研修会（科研費獲得講座）につきまして	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為施行細則	
【資料 5-1-3】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則	
【資料 5-1-4】	学校法人札幌大谷学園 理事会会議規則	
【資料 5-1-5】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	
【資料 5-1-6】	学校法人札幌大谷学園 常務理事設置規則	
【資料 5-1-7】	学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則	
【資料 5-1-8】	札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則	
【資料 5-1-9】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	
【資料 5-1-10】	学校法人札幌大谷学園 内部通報等に関する規則	
【資料 5-1-11】	学校法人札幌大谷学園 グランドデザイン	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-12】	Otani Clean Eco Campus	
【資料 5-1-13】	学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-4-21】と同じ
【資料 5-1-14】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン	【資料 2-4-22】と同じ
【資料 5-1-15】	学校法人札幌大谷学園 危機管理規程	
【資料 5-1-16】	札幌大谷学園 安全衛生・危機管理マニュアル	
【資料 5-1-17】	札幌大谷学園 消防計画書	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 5-1-18】	新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）	
【資料 5-1-19】	新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン【レベル別各部門行動基準】	
【資料 5-1-20】	新型コロナウイルス感染症 大学・短大対策本部 体制図	
【資料 5-1-21】	新型コロナウイルス感染対応マニュアル 4/13 版	
【資料 5-1-22】	前期授業開始日案内	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	2019 年度理事会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-2】	役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	2019 年度常務会開催状況	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-3-3】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-4】	2019 年度評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	【資料 5-1-9】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人札幌大谷学園 経営改善計画	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人札幌大谷学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人札幌大谷学園 資産運用規程	
【資料 5-5-4】	学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程	
【資料 5-5-5】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	【資料 5-1-5】と同じ

札幌大谷大学

【資料 5-5-6】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-7】	独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-8】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	【資料 5-1-9】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	札幌大谷大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証方針	
【資料 6-1-5】	内部質保証会議 議事録	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 29(2017)年度自己点検評価書 https://www.sapporo-tani.ac.jp/about/general/evaluation	
【資料 6-2-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 運営企画室規程	
【資料 6-2-3】	学内 IR データ管理表	
【資料 6-2-4】	建学の精神などに関する意識調査	
【資料 6-2-5】	学生生活実態調査	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-2-6】	ディプロマ・ポリシー達成度調査 2019 集計結果	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2018 年度以降の自己点検・評価委員会の活動計画	
【資料 6-3-2】	大学機関別認証評価における参考意見等に対する点検評価 実施計画	
【資料 6-3-3】	大学機関別認証評価における改善・向上方策(将来計画)等に対する点検評価 実施計画 提出状況	
【資料 6-3-4】	2020 年度 事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-5】	2019 年度 事業報告	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-6】	アドミッション・ポリシーの見直し資料	

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	吹奏楽セミナー2019 募集要項	
【資料 A-1-2】	響流セミナー	
【資料 A-1-3】	第9回大谷音楽コンクール	
【資料 A-1-4】	図書館利用案内	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 A-1-5】	東区健康づくりフェスティバル	
【資料 A-1-6】	Sapporo Big Valley Festival	
【資料 A-1-7】	北星学園女子中学高等学校音楽科と札幌大谷大学芸術学部音楽学科との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-8】	タッピー通信	
【資料 A-1-9】	ひがしく健康・スポーツまつり	
【資料 A-1-10】	奈良美智 特別講義	
【資料 A-1-11】	北海道開教の始まり<現如上人の足跡>企画書	
【資料 A-1-12】	エゾシカニカワ https://ezoshikanikawa.com/	
【資料 A-1-13】	大藪雅孝展「アトカタ」アートディレクション http://af.sapporo-otani.ac.jp/archives/1377	
【資料 A-1-14】	がんばれ！美術の時間	
【資料 A-1-15】	がんばれ！美術の時間「オオタニ アートキャラバン in 美唄」	
【資料 A-1-16】	2019 年度 出張講義一覧	
【資料 A-1-17】	公開講座集計表 2017～2019 年度	
A-2. 教育研究上における、他大学や他法人との適切な関係の構築		
【資料 A-2-1】	リスト音楽院セミナー&コンサート	
【資料 A-2-2】	Sapporo Big Valley Festival	【資料 A-1-6】と同じ
【資料 A-2-3】	アートプログラム	
【資料 A-2-4】	ソラタビ北海道	
【資料 A-2-5】	日本画を描こう	
【資料 A-2-6】	つまようじアート	
【資料 A-2-7】	様似町アポイ岳ジオパーク ワークショップ	
【資料 A-2-8】	STREET LOUNGE CO-bar	
【資料 A-2-9】	札幌大谷大学 presents たがりな！！ AIR-G' FM 北海道 80.4 https://www.air-g.co.jp/tagarina/	
【資料 A-2-10】	札幌市東区・本学・天使大学・札幌保健医療大学・北海道スポーツ専門学校との連携事業	
【資料 A-2-11】	東区健康づくりフェスティバル	【資料 A-1-5】と同じ
【資料 A-2-12】	ひがしくハッピー・タッピーコンサート・丘珠文化祭	
【資料 A-2-13】	タッピー通信	【資料 A-1-8】と同じ
A-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること		
【資料 A-3-1】	農たび・北海道	
【資料 A-3-2】	美唄市との連携事業	
【資料 A-3-3】	音楽療法の出張訪問 「北東クラブ」「札幌明日佳病院」「札幌宮の森記念病院」	
【資料 A-3-4】	赤れんがガイアナイト	
【資料 A-3-5】	新陽高等学校の受託事業	
【資料 A-3-6】	積丹町との連携事業	
【資料 A-3-7】	八雲町との連携協定	

基準 B. 芸術・文化・音楽の交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 芸術・文化・音楽の地域及び国際交流		
【資料 B-1-1】	社会連携センターFace book	
【資料 B-1-2】	海外研修スケジュール	
【資料 B-1-3】	歌と朗読の会	
【資料 B-1-4】	南大学瀧池学院との「日中芸術交流」	
【資料 B-1-5】	農たび・北海道	【資料 A-3-1】と同じ
【資料 B-1-6】	「ペテルフード 2019」出展商品募集要項等	
【資料 B-1-7】	北海道代表団のサンクトペテルブルク訪問 結果概要	
【資料 B-1-8】	サンクトペテルブルク研修報告書等	
【資料 B-1-9】	日中青年ふれあいコンサート	
【資料 B-1-10】	シュトゥットガルト音楽学校 HBC ジュニアオーケストラジョイントコンサート	
【資料 B-1-11】	室内楽名曲コンサート	
【資料 B-1-12】	日露交歓コンサート	
【資料 B-1-13】	日露交歓コンサート特別講義	